

詳しくは、各支部所在地のこくみん共済 coop(全労済)にお問い合わせください

小倉支部・朽網支部の方は…

**お問い合わせ先** **こくみん共済〈全労済〉**  
福岡県労働者共済生活協同組合  
〒810-8611 福岡市中央区舞鶴1-1-7 モルティ天神ビル

**福岡推進本部**

北九州 TEL 093-591-0117 FAX 093-591-7225  
支所 〒803-0844 北九州市小倉北区真鶴1-5-15真鶴会館1F

●TOTO UNION 小倉支部 〒802-8601 北九州市小倉北区中島2-1-1 TEL/093-951-2772 (内線:7-11-2772) [担当:安部]  
●TOTO UNION 朽網支部 〒800-0293 北九州市小倉南区朽網東5-1-1 TEL/093-471-1150 (内線:7-14-2161) [担当:小田原]

支社営業所支部の方は…

**お問い合わせ先** **こくみん共済〈全労済〉**  
東京労働者共済生活協同組合  
〒160-0023 新宿区西新宿7-20-8

**東京推進本部**

中南部 TEL 03-5776-6031 FAX 03-5776-6033  
支所 〒105-0012 港区芝大門2-2-1 ACN芝大門ビルディング3F

●TOTO UNION 支社営業所支部 〒105-8305 東京都港区海岸1-2-20汐留ビルディング24F  
TEL/03-6836-2274 (内線:7-25-2294) [担当:森川]

大分支部・中津支部の方は…

**お問い合わせ先** **こくみん共済〈全労済〉**  
大分県労働者総合生活協同組合  
〒870-0035 大分市中央町4-2-5 ソレイユ内

**大分推進本部**

職域推進 TEL 097-548-6031 FAX 097-548-5553  
1・2課 〒870-0035 大分市中央町4-2-5 ソレイユ5F

●TOTO UNION 大分支部 〒870-0398 大分県大分市大字屋山300 TEL/097-592-4645 (内線:7-17-290) [担当:鬼嶋]  
●TOTO UNION 中津支部 〒871-8555 大分県中津市大字是則700 TEL/0979-32-1119 (内線:7-16-235) [担当:森]

茅ヶ崎支部の方は…

**お問い合わせ先** **こくみん共済〈全労済〉**  
神奈川県労働者共済生活協同組合  
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-9

**神奈川推進本部**

職域推進 TEL 046-235-8891 FAX 046-235-8893  
二部 〒243-0432 海老名市中央2-9-50 海老名プライムタワー7F

●TOTO UNION 茅ヶ崎支部 〒253-8577 神奈川県茅ヶ崎市本村2-8-1 TEL/0467-54-3530 (内線:7-54-3530) [担当:村上]

滋賀支部の方は…

**お問い合わせ先** **こくみん共済〈全労済〉**  
滋賀県労働者共済生活協同組合  
〒520-0801 大津市におの浜4-5-1

**滋賀推進本部**

大津支所 TEL 077-524-6031 FAX 077-525-4021  
〒520-0801 大津市におの浜4-5-1

●TOTO UNION 滋賀支部 〒520-3281 滋賀県湖南市朝国1 TEL/0748-72-2187 (内線:7-34-391) [担当:林]

組合員について

- 組合員の資格**  
(1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることできる。(2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることできる。
- 届出の義務**  
組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。
- 自由脱退**  
(1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりについて脱退することができる。(2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりについて当該組合員は脱退するものとする。(3)前項の規定により脱退の予告があつたものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。(4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。
- 法定脱退**  
組合員は、次の事由によって脱退する。  
(1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名
- 除名**  
(1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。①3年間この組合の事業を利用しないとき②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき③前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。(2)この組合は、除名の議決があつたときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

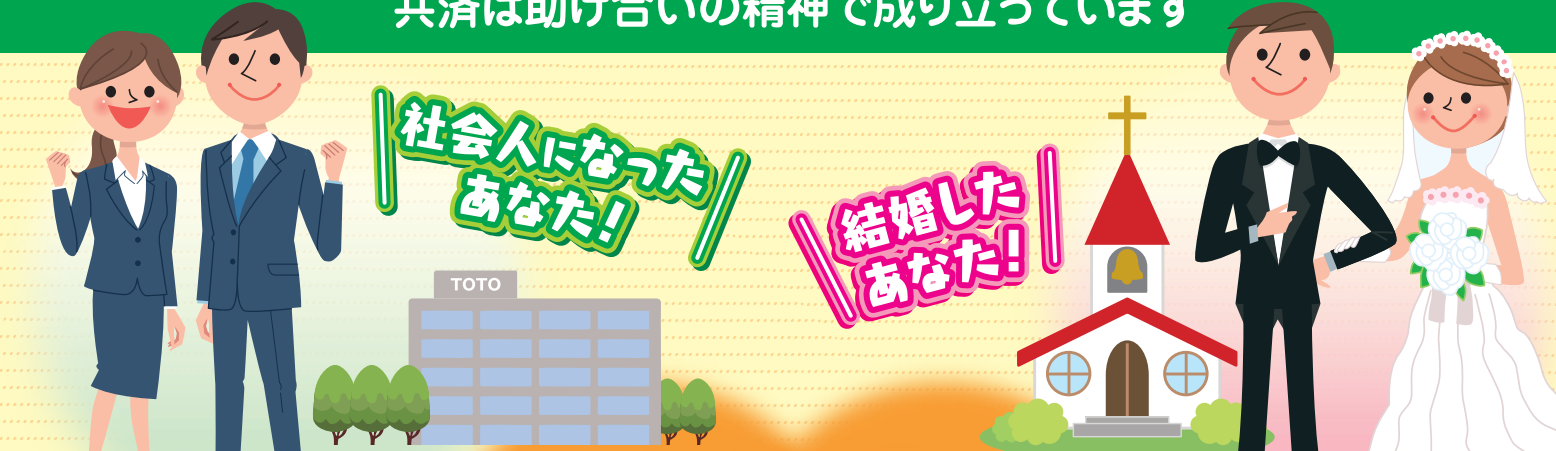
たすけあいから生まれた保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

安心して生きて行く。

# あんしん共済

共済は助け合いの精神で成り立っています



P5-1 独身世代へ

P5-2 夫婦二人の世代へ

## 絆を大切に、 今こそあんしんへの 第一歩を。



P6-3 責任世代へ

P9~ 住まいる共済へ

ライフステージ  
ごとに必要保障は  
変わります。

募集要項

- 共済期間 2024年7月1日～2025年6月30日
- 募集メ切日 2024年3月25日(月)
- 支払方法 2024年6月10日支給給与より控除します。



\\ アプリでできること \\

- 保障内容の確認
- 各種手続き
- 共済契約加入申込
- 共済金のご請求手続き
- マイカー共済ロードサービス
- マイカー共済自動車事故受付

\\ ピットくん歩数計 \\

歩数に応じてスマホの壁紙として使えるご当地ピットくんをゲット!



※全47種あるご当地ピットくんの一例です。

こくみん Lifeサポートや共済金のご請求など、いつでもどこでもアプリから、より便利にご利用いただけます！  
社会活動への参加やお役立ちコンテンツも！

二次元コードよりアプリをダウンロード



こくみん共済 coop  
公式アプリ  
が誕生!



公式キャラクター  
ピットくん

さらに!

こくみん Lifeサポート

「こくみん Lifeサポート」は安心の保障をご提案する「保障設計サポート」と、組員特典価格などでご利用いただける、もしもの事前の備え・事後のフォロー、ライフイベント・生活全般のサービスをご提供する「生活設計サポート」で、組員の皆さまの生涯をトータルにサポートするサービスです。

をご利用いただけます!



保障設計サポート

一人一人に寄り添った最適な保障設計を行い、安心の保障をさまざまな方法でご提供します。

こくみん共済 coop のスタッフと

協力団体

団体経由でご契約の方は、こくみん共済 coop の各推進本部へお問い合わせいただくか、所属団体の事務局・担当者へご相談ください。

共済ショップ・訪問

共済ショップへのご来店またはスタッフの訪問にてご案内します。  
※お住まいのエリア等によってお伺いできない場合があります。

オンライン相談

ご自宅などからお気軽にご相談可能です。

ご自身で

アプリ

簡易シミュレーションによる保障設計や、各共済の資料請求、各種手続きなどをご利用いただけます。

NEW

生活設計サポート

人

- 食事サポート
- 健康診断・がん検診
- 家事代行
- 介護サービス・相談

組員特典価格などでご提供する約 **18万種類** のサービスが利用可能!

<p><b>家</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の耐震診断</li> <li>耐震住宅購入</li> <li>リフォーム</li> <li>修繕</li> </ul>	<p><b>車</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車検・点検</li> <li>安全運転用品</li> <li>修理</li> <li>ロードサービス</li> </ul> <p>※車検・点検・修理は指定整備工場となります。</p>	<p><b>生活全般</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旅行予約</li> <li>レストラン予約</li> <li>出産準備</li> <li>婚約祝い制度</li> </ul>
--	--	--

組合員の声



**飲食** グルメ予約サイトはよく利用しますが、こちらの経由でお得なポイントがつくのは知りませんでした。いつもの予約にこちらを経由するだけなので簡単にポイントが還元されてよかったです。

**宿泊施設** 義母と妻と3人で泊まり、朝ゆっくり2度目のお風呂に入っで楽しい思い出ができました。

**映画鑑賞** 初めての利用だったので不安でしたが、簡単にチケットが予約できました。翌日には電子チケットが受領できたので便利です。

**雑貨・日用品** 雑貨店を日常的によく利用しているので、普段の買い物がいっつも5%割引となるのはとてもありがたいです。割引適用もバーコードをスマホで表示させてレジで見せるだけなので簡単です。

※掲載サービス内容は一例。イラストはイメージです。予告なく変更する可能性があります。  
※こくみん共済 coop の組員がマイページへ登録・ログインをすることでご利用いただけます。

【ご注意】未成年の方はご利用いただけません。



# TOTO 組合員のたすけあいの輪 あんしん共済

TOTO UNIONの  
おすすめ保障!

**アシスト** (詳細: P7~8) のご紹介!!

## 1 団体で取り組む制度なので保障内容・掛金面でメリットが豊富!!

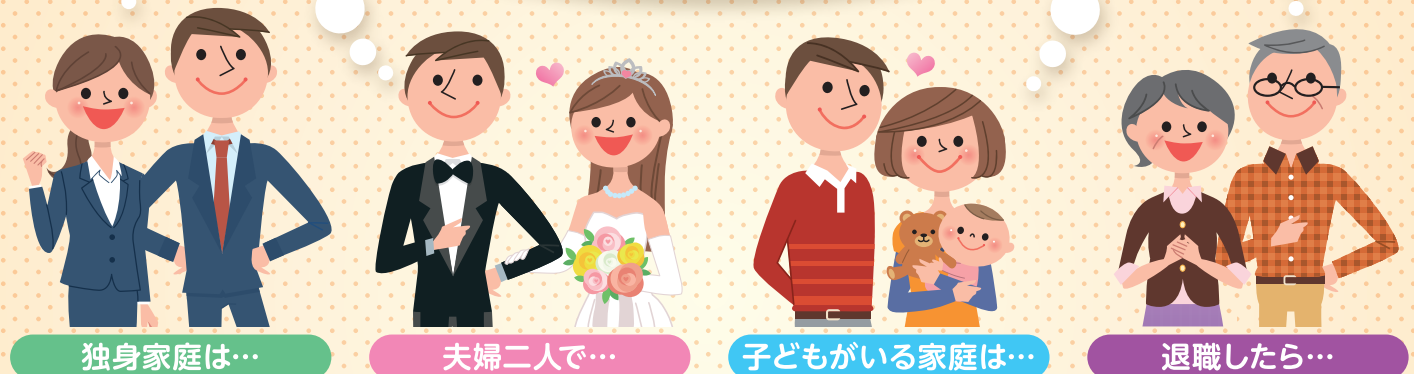
- ① **年齢が上がっても掛金は上がらない**ので、家計の負担が増えません。  
また、生涯で支払う掛金を抑えることができます。
- ② 1年更新なので**こまめに見直せば掛金を節約**できます。
- ③ **最高2,000万円の死亡保障**に加えて、**後遺障がいについても保障**があります。
- ④ 病気の入院保障が**日帰り入院から1日あたり3,000円**セットになっています。

## 2 保障内容・掛金だけではないUNIONで共済を利用するメリット!!

- ① UNIONではこくみん共済 coop と共に組合員の保障設計をお手伝いしています。  
最適な保障を準備することで万一のときに備えると同時に、無駄を省いて**使えるお金(可処分所得)を増やす**ために共済活動を行っています。
- ② **複雑な保険・共済の内容をわかりやすくお伝え**して、内容を理解して加入いただけるよう努めています。
- ③ 商品制度と合わせて、**役立つ社会保障制度等についてもお伝え**します。

# 今の私にはどのくらい保障が必要なんだろう?

ライフステージが一人一人違うように、必要な保障も異なります。  
今のあなたにとって「ピッタリの保障」を備えましょう。  
このパンフレットをご覧になった  
今が保障の見直しのチャンスです!



## 「保障診断・保障の見直し」で総合的な生活保障設計を実現!

**チェックポイント!**

- 保障に充てている費用が家計を圧迫していないか?
- 重複した保障に加入していないか?
- 現在の家族構成等を反映した保障内容になっているか?

保障の点検・見直しを  
おすすめします!

TOTO UNION ⇒ 組合員の可処分所得の拡大に向けて、保障の見直しと共済活動をすすめています。  
こくみん共済 coop ⇒ 労働組合と協力して組合員の生活保障設計運動をすすめています。

こくみん共済 coopの  
保障シミュレーション

<https://www.zenrosai.coop/ss/hosho/>

ライフプラン  
シミュレーションなどを  
ご活用ください。

## 保障の考え方

自分で用意するのはココ!!



## ライフステージに合わせて、自分に合った保障内容や保障額を選びましょう!





# ライフステージで考える最適な保障プラン。

まずは、ライフステージ全体から見る現在のあなたの位置を把握することが大切です。

独身の方には何千万円もの死亡保障は不要です。死亡保障は葬儀代等の身辺整理費用500万円程度を準備して、医療保障に重点を置くことをおすすめします。

## 1 独身世代 のあなたに おすすめします。

月掛金 **2,630円**

主な保障内容

死亡保障 (病気)

一時金で… **450万円**

入院保障 (病気)

1日あたり… **6,000円**

満25歳男性の  
契約例

アシスト A04コース

月掛金 **1,840円**

総合医療共済

定期医療プラン

日額 **3,000円**

(基本保障+先進医療特約)

(契約期間:10年)

月掛金 **790円**

お子さまの誕生とともに保障額を大きくする必要があります。ただし、お子さまの教育費やマイホーム取得など、最もお金のかかる時期とも重なりますので、必要な保障額を把握し、ムリ・ムダを作らないことがポイントです。

## 3 責任世代 のあなたに おすすめします。

月掛金 **9,810円**

主な保障内容

死亡保障 (病気)

一時金で… **2,550万円**

入院保障 (病気)

1日あたり… **10,000円**

満40歳男性の契約例

アシスト A20コース

月掛金 **5,920円**

せいめい共済500万円

定期生命プラン(契約期間:10年)

月掛金 **1,500円**

総合医療共済

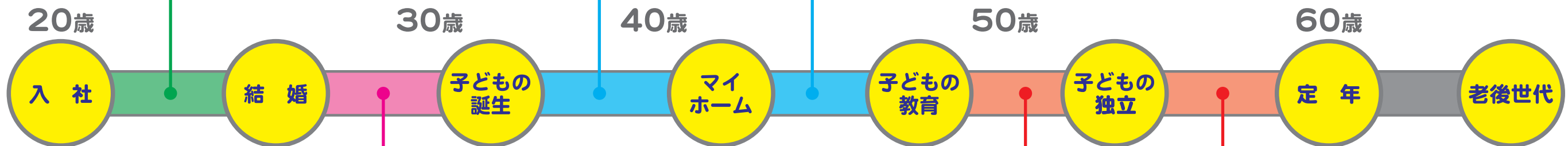
定期医療プラン

日額 **7,000円**

(基本保障+先進医療特約)(共済期間:10年)

月掛金 **2,390円**

\*せいめい共済のくわしい保障内容につきましては、こくみん共済 coop (全労済) へお問い合わせください。



## 2 夫婦 二人の世代 のあなたに おすすめします。

結婚しても子どもが産まれるまでの間は死亡保障を大きく増やす必要はありません。ご夫婦で医療保障の充実を図りましょう。

月掛金 **4,675円**

主な保障内容

死亡保障 (病気)

一時金で… **950万円**

入院保障 (病気)

1日あたり… **8,000円**

満35歳男性の  
契約例

アシスト A09コース

月掛金 **3,240円**

総合医療共済

定期医療プラン

日額 **5,000円**

(基本保障+先進医療特約)

(共済期間:10年)

月掛金 **1,435円**

## 4 老後 準備世代 のあなたに おすすめします。

子どもの養育にめどがみついたら、自分たちがよりよく生きていくための準備をします。これまで加入していた高額な保障はもう必要ありません。死亡保障額をこまめに減額し、浮いた保険料・掛金は老後保障に充てていきます。

月掛金 **9,105円**

主な保障内容

死亡保障 (病気)

一時金で… **1,550万円**

入院保障 (病気)

1日あたり… **9,000円**

満50歳男性の契約例

アシスト A15コース

月掛金 **4,720円**

総合医療共済

定期医療プラン

日額 **3,000円**

(基本保障)(契約期間:10年)

終身医療プラン

日額 **3,000円**

(ベーシックタイプ180+先進医療特約)

月掛金 **4,385円**



ご家族をしっかりと守れる大型保障が  
安心ライフを応援します。

# アシスト

団体定期生命共済 / 交通災害共済

アシストは団体生命共済と交通災害共済を組み合わせた商品です。  
下記の保障内容は団体生命共済と交通災害共済の保障を合算した内容です。

- 1 団体でまとまってご契約をいただきますので共済掛金は手頃です。
- 2 年齢・性別に関係なく掛金は一律です。
- 3 組合員と一緒に、ご家族(配偶者・子ども)も加入いただけます。
- 4 剰余金が生じた場合は、割り戻し金としてお戻しします。
- 5 ライフステージにあわせて毎年見直しが可能です。
- 6 退職される場合等は、他の共済への、移行をご案内いたします。

## ワイドな保障範囲

### 基本保障 (基本契約)

死亡 重度障がい

### 災害保障 (傷害特約)

#### 不慮の事故等による死亡

#### 不慮の事故等による重度障がい

不慮の事故等による障がい 障がいとは、労働者災害補償保険法に準じた、規約に定める「身体障害等級別支払割合表」に規定する障害等級に該当する場合をいいます

不慮の事故による入院 事故の日から180日以内に開始する入院で1日目(入院初日)から最高180日分まで

### 病気入院保障 (病気入院特約)

病気による入院 1日目(入院初日)から最高180日分まで

疾病障害見舞金 はじめて特定の身体障がい\*となったとき、病気入院共済金額の40倍の額をお支払いします

\*特定の身体の障がいとなったときの病気入院特約の発効日または更新日において、被共済者が満66歳未満のときが対象となります。  
※「特定の身体障がい」については、ご契約のてびきP37～40「共済金を支払うする場合」をご覧ください。

ドナー支援金 生体間における臓器移植のドナーとなった骨髄または臓器を移植することを直接の目的とした手術をした場合、病気入院共済金額の10倍の額をお支払いします

\*国内の病院または診療所において受けた手術が対象となります。  
※皮膚移植、骨移植および輸血はお支払いの対象となりません。  
※臓器移植とは、肝臓移植・腎臓移植その他当会が認めるものをいいます。

●重度障がいとは、傷病が治癒し、その後に残存する後遺障がい、労働者災害補償保険法に準じた、規約に定める「身体障害等級別支払割合表」の第1級、第2級および第3級の2,3,4のいずれかの障がい状態に固定した場合をいいます。

## ご加入いただける方

■加入申込日(告知日)に加入申込書の質問表のいずれにも該当しない右記の方

※配偶者・子どもの加入は組合員の加入が必要です。

1. 現在、病気(\*1)やけがのため、入院・安静加療(\*2)をしている、または、入院・安静加療(\*2)・手術(\*3)を要すると診断されている。
2. 過去1年以内に、下記の疾病(注)により、医師の治療(\*4)を受けたこと、または、医師の治療(\*4)を要すると診断されたことがある。ただし、現在、その疾病が完治している(\*5)場合は該当しません。
3. 過去1年以内に、病気(\*1)やけが(手足の骨折を除きます。)のため、連続して14日以上入院・安静加療をしたこと(\*6)、または、手術(\*3)を受けたことがある。

(注)「下記の疾病」とは、次に掲げるものをいいます。

ア.新生物(がん、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病など)  
イ.糖尿病  
ウ.心疾患(心臓病など。高血圧症を含みます)  
エ.脳血管疾患(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓症など)  
オ.胃、腸の疾患(胃潰瘍、十二指腸潰瘍、腸閉塞、潰瘍性大腸炎、腹膜炎など)  
カ.肝臓、膵臓の疾患(肝炎、肝硬変、肝機能障害、膵炎など)  
キ.腎臓の疾患(腎炎、腎不全、ネフローゼなど)  
ク.呼吸器の疾患(肺炎、肺結核、肺気腫、慢性気管支炎、気管支拡張症など)  
ケ.精神障がい(うつ病、アルコール依存症、統合失調症など)  
コ.神経の疾患(髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィーなど)  
サ.血管および血液の疾患(動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、血友病など)  
シ.眼の疾患(白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性など)  
ス.脊柱、骨、関節、全身性結合組織、免疫の疾患(強直性脊椎炎、後縦靭帯骨化症、骨髄炎、骨パジェット病、関節リウマチ、膠原病、ベーチェット病、免疫不全症候群など)

(\*1)「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開・子宮外妊娠・妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・流産等)を含みます。  
(\*2)「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。なお、1週間程度で完治する軽微なインフルエンザによる安静加療は含みません。  
(\*3)「手術」には、切開術のほか、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術なども含みます。これらの手術には共済金のお支払対象とならないものも含まれます。また、入院を伴わない日帰り手術も含まれます。ただし、抜歯は含みません。  
(\*4)「医師の治療」とは、投薬、医学的処置および食事療法などをいいます。  
(\*5)「完治している」とは、医師から「病気が治癒した」、「治療の必要がない」と診断されている状態をいいます。  
(\*6)「連続して14日以上入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で2日間の安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合等を含みます。

## 危険職業

次の職業、職務に従事している方は、①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務の方加入することができません。②テストドライバー、テストパイロット、その他これらに類する職業・職務の方

※ただし、契約者については、所属する団体の全加入者(配偶者・子どもを含みます)の3%以内であれば、加入することができます。(なお、加入できる口数は制限される場合があります。)

重度障がいに該当する方のご加入については制限があります。詳しくは、お問い合わせください。

### 継続加入にあたってのご注意

1. 既加入者が継続加入申し込み時に健康でない場合でも、それまでの契約額までは加入できます。
2. 更新時に増口を希望される場合は、増口分について健康状態の回答が必要です。

※詳しくは、お問い合わせください。

### 注意事項

●中途加入・解約等について  
共済期間中の加入・増額・減額・解約はできません。(退職は除きます。)  
ただし、団体として保障設計運動を取り組んでいる場合や、申込日以降に新規採用・転勤などにより当該団体の組合員となった方とその配偶者(結婚による場合も含みます)および扶養する子ども(出生による場合も含みます)については、中途でもご加入・増額いただけます。

### ●掛金について

掛金は加入団体の組合員と配偶者の口数平均年齢によって決まります。

### ●別団体で団体生命共済にご加入の場合

加入できないか、加入額を制限させていただくことがありますので、お問い合わせください。

## ■主な保障内容

対象者	年齢	加入の型	掛金(月額)	死亡・重度障がい(1級～3級の一部)			障がい(3級の一部～14級)		入院したとき1日目からお支払(最高180日分限度)				通院
				交通事故	交通事故以外の不慮の事故等	病気等	交通事故	交通事故以外の不慮の事故等	交通事故による入院		交通事故以外の不慮の事故による入院(1日あたり)	病気による入院(1日あたり)	交通事故(1日目から)最高90日分
組合員	60歳～64歳	A04	1,840円	1,300万円	800万円	400万円	810～36万円	360～16万円	7,750円	11,500円	4,000円	3,000円	3,750円
		A06	2,400円	1,700万円	1,200万円	600万円	990～44万円	540～24万円	9,750円	13,500円	6,000円	3,000円	3,750円
	59歳まで	A09	3,240円	2,300万円	1,800万円	900万円	1,260～56万円	810～36万円	12,750円	16,500円	9,000円	3,000円	3,750円
		A12	4,000円	2,900万円	2,400万円	1,200万円	1,530～68万円	1,080～48万円	13,750円	17,500円	10,000円	3,000円	3,750円
		A15	4,720円	3,500万円	3,000万円	1,500万円	1,800～80万円	1,350～60万円	13,750円	17,500円	10,000円	3,000円	3,750円
		A20	5,920円	4,500万円	4,000万円	2,000万円	2,250～100万円	1,800～80万円	13,750円	17,500円	10,000円	3,000円	3,750円
配偶者	60歳～64歳	B03	1,560円	1,100万円	600万円	300万円	720～32万円	270～12万円	6,750円	10,500円	3,000円	3,000円	3,750円
		B04	1,840円	1,300万円	800万円	400万円	810～36万円	360～16万円	7,750円	11,500円	4,000円	3,000円	3,750円
		B06	2,400円	1,700万円	1,200万円	600万円	990～44万円	540～24万円	9,750円	13,500円	6,000円	3,000円	3,750円
	59歳まで	B09	3,240円	2,300万円	1,800万円	900万円	1,260～56万円	810～36万円	12,750円	16,500円	9,000円	3,000円	3,750円
		B12	4,000円	2,900万円	2,400万円	1,200万円	1,530～68万円	1,080～48万円	13,750円	17,500円	10,000円	3,000円	3,750円
		B15	4,720円	3,500万円	3,000万円	1,500万円	1,800～80万円	1,350～60万円	13,750円	17,500円	10,000円	3,000円	3,750円
子ども	3歳まで	C03	1,020円	1,100万円	600万円	300万円	720～32万円	270～12万円	6,750円	10,500円	3,000円	3,000円	3,750円
	4～24歳	C06	1,500円	1,700万円	1,200万円	600万円	990～44万円	540～24万円	9,750円	13,500円	6,000円	3,000円	3,750円
交通災害	年齢不問	D05	300円	500万円	—	—	450～20万円	—	3,750円	7,500円	—	—	3,750円

※災害入院共済金は、事故日より180日以内に開始した入院が対象となり、1事故180日を限度として支払います。

※病気による入院は、共済期間中に病院または診療所に入院したとき、1日目から支払います。

※他の団体を通じてこくみん共済coopの団体生命共済・交通災害共済に重複して契約されている場合、共済金を減額またはお支払いできない場合があります。

## ■個人賠償責任共済(組合員本人の加入の型にセットして加入できます。単独での加入はできません。)

損害賠償共済金 共済期間中に発生した事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負ったとき(注)、3億円を限度に共済金をお支払いします。

賠償費用共済金 共済期間中に発生した事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負ったとき(注)、3億円を限度に共済金をお支払いします。

(注)日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

(1)日常生活における偶発な事故。(2)被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶発的な事故。

※一つの契約で、同居の親族等も保障の対象となります。詳しくは、P41～ご契約のてびき「個人賠償責任共済【被共済者の範囲】」をご確認ください。



2024年7月以降の契約更新より

# 住まいる共済の保障が新しくなります。

風水害等多発化・大規模化するなか、引き続き、確かな保障をお届けしていくため、この度、商品を改定いたします。これにともない、自然災害共済の掛金を一部改定させていただくこととなりますが、これまで組合員の皆さまよりお寄せいただいたご要望にお応えして、風水害等の保障を改善し、より一層ご安心いただける保障としてお届けいたします。

## 1 自然災害共済のタイプ名称が変わります。



## 2 風水害等の損害に対する保障を改善します。

### ■風水害等共済金の支払方法を「実損害額にもとづく支払方式」に変更します。

組合員の皆さまに、よりわかりやすい共済金のお支払いとなるよう、実際の損害額にもとづいてお支払いする方式に変更します。

### ■10万円以下の損害も保障します。

これまで対象外だった10万円以下の損害も、保障できるようになります。

### ■付属建物等\*の損害も風水害等共済金の対象となります。

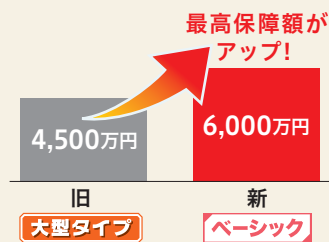
付属建物等風水害共済金(一律2万円)、付属建物等特別共済金(一律3万円)を廃止し、付属建物等およびそれらに収容される家財の損害も、風水害等共済金の対象として保障します。

\*付属建物等…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポート等

### ■自然災害共済「ベーシック」の風水害等共済金の最高保障額を引き上げます。

保障が手厚い自然災害共済「ベーシック(旧:大型タイプ)」の最高保障額を4,500万円から6,000万円に引き上げます。

※火災共済の風水害等共済金との合計額



## 3 自然災害共済の掛金を一部見直します。

風水害等多発化・大規模化するなか、引き続きしっかりと共済金をお支払いするため、「木造構造」「鉄骨・耐火構造」のお住まいについて、自然災害共済の掛金を改定します(マンション構造は変わりません)。

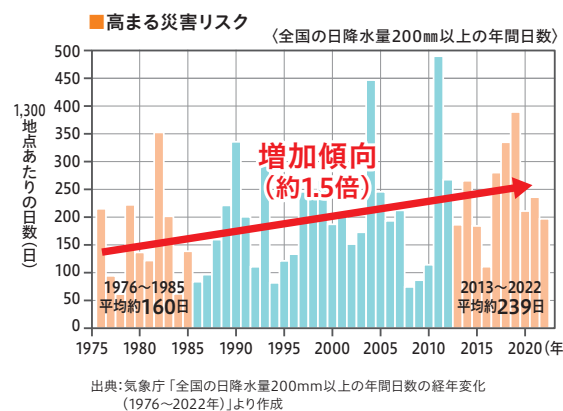
# 保障の点検

保障を選ぶ前に、検討ポイントをご確認ください。

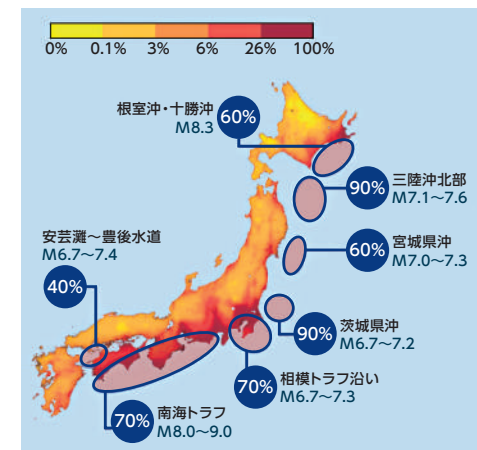
### ポイント1 自然災害共済への加入をご検討ください。

火災共済ご契約者の  
2人に1人  
に選ばれています!  
(2023年5月末時点)

台風や豪雨、地震や降雪など、近年、多発化・大規模化する自然災害への備えとして、自然災害共済への加入をおすすめします。自然災害共済は保障が充実した「ベーシック」と、手頃な掛金の「エコノミー」からお選びいただけます。



■今後30年間の主な地震の規模(震度6以上)と発生確率



出典:地震調査研究推進本部「主要海溝型地震の評価結果(2017年1月13日現在)」と「全国地震動予測地図2017年版」より作成

### ポイント2 生活再建に必要な保障額になっていませんか?

元通りの生活を再建するために、いくらかかるのか(必要保障額)を踏まえて保障に加入することが重要です。この機会に、改めて、必要保障額を確認してみませんか?

ご自身で計算

P15・16をご参照ください。



### ポイント4 特約の追加でさらに安心が広がります。

暮らしの中にはさまざまな「もしも」がつきものです。手頃な掛金で安心が広がる特約の追加をおすすめします。

#### 類焼損害保障特約

自宅からの火災により、近隣宅が損害を被ったときに。

#### 借家人賠償責任特約

貸主に対して賠償責任を負ったときに。

#### 個人賠償責任共済

他人にけがをさせたなど、損害賠償責任を負ったときに。

#### 盗難保障特約

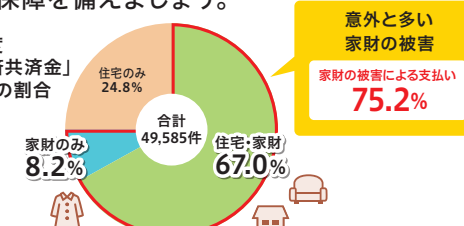
空き巣被害により、大切な家財が盗難されたときに。

▶詳しくはP13をご確認ください。

### ポイント3 家財の保障は充分ですか?

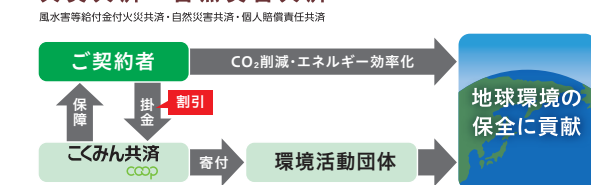
住宅だけの契約では、家財は保障されません。一つ一つ買い足してきた家財も積み重なると大きな財産となります。万一のとき、安心して生活を再建できるよう、しっかり保障を備えましょう。

■2022年度「火災共済共済金」支払件数の割合



### ポイント5 お住まいは、エコ設備が設置された「エコ住宅」ではないですか?

地球環境へのやさしさと、火災共済の掛金の割引を兼ね備えた商品です。火災共済・自然災害共済



対象となるエコ設備 ●太陽光発電システム ●家庭用燃料電池(例 エネファーム) ●オール電化住宅の電気設備 など

⚠「エコ住宅専用 住まいる共済」への変更は、別途、お手続きが必要です。当会までお問い合わせください。



# 住まいる共済 保障内容

## 保障内容について

◎:手厚く保障されます。○:保障されます。

△:保障が少なくなります。または、保障の一部が対象外となります。

保障の対象が建物のみの場合、家財は保障されません。また、保障の対象が家財のみの場合、建物は保障されません。

おすすめ!

## 各保障の組み合わせ

保障内容

保障内容	各保障の組み合わせ				
	火災共済 + 自然災害共済 ベーシック	火災共済 + 自然災害共済 エコノミー	マンション構造のみ選択可		火災共済 (自然災害共済なし)
<b>火災・落雷</b> など ● 他人の住居からの水ぬれ ● 消火作業による冠水・破壊 ● 他人の車両の飛び込み ● 建物外部からの物体の落下・飛来 など	◎	◎	◎	◎	◎
<b>台風・降雪</b> など ● 暴風雨 ● 突風・旋風(竜巻含む) ● 台風 ● 高波・高潮 ● 洪水 ● 豪雨・長雨 ● 雪崩 ● 降雪 ● 降ひょう など	◎	○	保障されません	保障されません	△
<b>地震</b> など ● 地震による損壊 ● 噴火による火災 ● 地震による火災 ● 津波による損壊 ● 噴火による損壊	◎	○	◎	○	保障されません
<b>盗難</b> ● 盗難による盗取・汚損・損傷などが生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合	○	○	○	○	保障されません (特約で保障をセット可)

特約も追加でご加入いただけます(詳しくはP13をご確認ください)。

## 保障内容と保障額

保障額は加入人数によって決まります。

### 火災共済

損害別の最高保障額(支払限度額)

火災などのとき(火災等共済金) **最高 6,000万円**\*1

台風・降雪などのとき(風水害等共済金) **最高 300万円**\*1

臨時費用共済金\*2  
お支払いする共済金の**15%**(200万円が限度)

- 火災共済には以下の保障も含まれます。金額は支払限度額・支払額です。
- 持ち出し家財共済金 100万円 または、家財の契約共済金額の20% (いずれか少ない額)  
※「持ち出し家財」…家財のうち、共済契約関係者により家財を取容する住宅内から一時的に持ち出された家財
  - 水道管凍結修理費用共済金 10万円 ※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象
  - 風呂の空だき見舞金 風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき ……5万円  
風呂釜のみが使用不能となったとき ……2万円 ※貸家・借家の場合、風呂の所有者によっては支払対象外となります。
  - 住宅災害死亡共済金\*1 1人300万円 (1人につき1口あたり5,000円)
  - さらにマンション構造の場合のみに付随する保障です。  
● 漏水見舞費用共済金 50万円 または、契約共済金額の20% [1世帯15万円を限度](いずれか少ない額)  
● バルコニー等修繕費用共済金 30万円 または、住宅の契約共済金額(いずれか少ない額) ※住宅契約に加入している場合のみ対象  
● 修理費用共済金\*1 100万円 または、契約共済金額の20%(いずれか少ない額)

### 自然災害共済

火災共済の保障にプラスしてお支払いします。

損害別の最高保障額(支払限度額)

台風・降雪などのとき(風水害等共済金) **最高 5,700万円**\*1

地震などのとき(地震等共済金) **最高 1,800万円**\*1

ベーシック おすすめ! エコノミー  
最高 **3,000万円**\*1 最高 **1,200万円**\*1

- 自然災害共済には以下の保障も含まれます。金額は支払限度額・支払額です。
- 盗難共済金  
・盗取、汚損、損傷… 契約共済金額  
・通貨(1万円以上)… 20万円 または、家財の契約共済金額(いずれか少ない額)  
・預貯金証書… 200万円 または、家財の契約共済金額(いずれか少ない額)  
・持ち出し家財… 100万円 または、家財の契約共済金額の20%(いずれか少ない額)
  - 地震等特別共済金 ※加入人数が20口以上の場合のみ対象  
ベーシック ……4.5万円 (1世帯あたり)  
エコノミー ……3万円 (1世帯あたり)
  - 付属建物等特別共済金(地震等の損害に対する保障) ※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象 ※「付属建物等」…物置、納屋、車庫、門、塙、垣、カーポート など  
ベーシック のみ 3万円 (1世帯あたり)
  - 傷害費用共済金\*1 (1事故1名につき) 600万円 (1口あたり最高10,000円)

\*1 実際にお支払いする共済金の額は、加入いただいている保障額を限度として、被害・損害の程度にもとづきます。

\*2 臨時費用共済金…罹災後、臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です(火災共済のみ)。

▶ 共済金をお支払いする場合(支払事由)についてはP43をご確認ください。

“★”がついている共済金は、マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)の場合、風水害等による損害は対象外となります。



## 類焼損害保障特約

月払掛金 **200円**

自宅からの火災により、  
近隣宅が損害を被ったときに。



自宅の火災が上の階に燃え広がった



自宅の火災が隣家に燃え移ってしまった



コンロが爆発して隣家の窓ガラスや壁が壊れてしまった

類焼損害共済金 支払限度額 **1億円**

万一、ご近所の方が火災保障に未加入であった場合等のために、ご自身で備えておく安心です。

▶火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

## 個人賠償責任共済

月払掛金 **200円**

他人にけがをさせたなど、  
損害賠償責任を負ったときに。

1つの契約で  
ご家族も  
保障されます！



自転車事故で他人にけがをさせた



飼い犬が他人にけがをさせた

\*ご家族の範囲は、P41の特約などの概要「個人賠償責任共済【被共済者の範囲】」をご覧ください。

損害賠償共済金・賠償費用共済金★ 支払限度額 **3億円**

⊕見舞金や弔慰金などの急な出費のために使える対人臨時費用(対人事故のとき)

内容	死亡させたとき	10日以上入院させたとき	謝罪等をしたとき
支払額	10万円	2万円	3,000円

※借家人(被共済者)が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主(被共済者)の法律上の賠償責任は保障の対象となります。※個人賠償責任共済は、団体生命共済「個人賠償責任共済」、こくみん共済「個人賠償プラス」と同じ保障です。ご自身やご家族が、当会や他保険等で同種の保障(損害賠償責任保障)に加入している場合、保障が重複することがあります。

▶火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

## 賃貸住宅にお住まいの方に /

## 借家人賠償責任特約

例えば  
月払掛金 **150円の場合**

貸主に対して賠償責任を負ったときに。

※100口加入・マンション構造の場合 ※掛金・支払限度額は契約口数・建物構造区分によって変わります。詳しくはP16をご覧ください。



洗濯機の故障による水漏れで床を傷めた



ストーブの消し忘れて床を焦がしてしまった

上記の場合  
損害賠償共済金・賠償費用共済金★ 支払限度額 **1,000万円**

▶火災共済の家財30口以上加入の場合にセットできます。

## 盗難保障特約

月払掛金 **100円**

空き巣被害により、  
大切な家財が盗難されたときに。



自宅で現金や預金通帳、カードが盗まれた



旅行先のホテルの部屋で時計やバッグを盗まれた

盗難共済金 支払限度額 **300万円**

盗難被害内容別支払限度額

被害内容	盗取、汚損、損傷	通貨(1万円以上)	預貯金証書	持ち出し家財
支払限度額	300万円	20万円	200万円	60万円

※預貯金証書の損害は、「盗難を知った後、すぐに所轄警察署と預貯金先に被害の届けを出した・預貯金が引き出された」場合に限り。 ※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難に遭うことをいいます。

▶火災共済の契約のみで家財30口以上加入の場合にセットできます。

★賠償費用共済金…損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。

損害賠償するにあたって要した費用とは ①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、当会が必要または有益であったと認める費用など ②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用 ③示談交渉に要した費用

▶特約などの概要(詳しい内容やセット加入の条件)についてはP42~43をご確認ください。

# ご加入要件に関するお知らせ

2024年7月以降に更新を迎えるご契約より、以下の通り変更となります。

## 空家契約の取り扱いについて

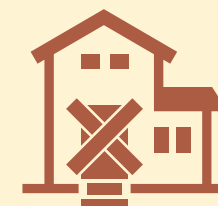
空家契約のご契約者は、ご契約の継続にあたって所定の手続きが必要となります。

### お手続き

空家のご契約について、2025年7月以降の更新より、当会からお届けするご案内にしたがって「空家届」のご提出をお願いいたします。

### 留意点

- お手続きいただけない場合、以降のご契約のお引き受けをお断りさせていただきますのでご注意ください。
- お手続きいただいた場合でも、今後のご利用予定や建物管理の状況に変化があるとき、相当期間を経過しているときなど、当会の基準を満たしていない場合には以降のご契約のお引き受けをお断りさせていただきます。
- 空家届をご提出いただいた後、今後のご利用予定や建物管理の状況に変化があるときは、速やかに当会までご連絡をお願いいたします。



## 建物構造区分の定義の見直しについて

改正建築基準法(2019年6月25日施行)を踏まえ、建物構造区分の定義を見直します。ご契約上の構造区分が変更となる場合、掛金額が今よりも安くなる場合がありますので、今一度ご確認をお願いいたします。

### 確認方法・お手続き等

- ①「建物構造区分確認ガイド(P18)」でご確認いただけます。現在ご登録いただいている構造区分から変更がないか、ご確認ください。
- ②変更がある場合は、継続加入申込書を修正のうえ、耐火性能が確認できる書類等の写しと一緒に提出ください。



詳しくは、「ご契約のてびき」をご確認ください。

# 必要保障額と掛金の計算

空欄を埋め

て、必要保障額と口数、掛金を計算しましょう。

ステップ

1

## 必要保障額・加入口数

必要保障額(加入基準)とは、元通りの生活を再建するためにいくらかかるか、その目安となるものです。

### 住宅の必要保障額 (持ち家)



住宅の延床面積(坪数)を確認します。

※坪数小数点以下切り上げ

$$\boxed{\phantom{000}} \text{ m}^2 \div 3.3 = \boxed{\text{ア}} \text{ 坪}$$

次に住宅の必要保障額を確認します。

住宅の加入基準はお住まいの地域と住宅構造で異なります。所在地の加入基準を①に記入してください。

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3m <sup>2</sup> )あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円
	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円
	その他の道県	60万円
鉄骨・耐火構造	東京、神奈川	90万円
	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円
	その他の道県	70万円

$$\boxed{\text{ア}} \text{ 坪} \times \boxed{\text{イ}} \text{ 万円} = \boxed{\text{ウ}} \text{ 住宅の必要保障額 万円}$$

⚠ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。  
※必要保障額を超える加入はできないため記入いただけます。  
※切り替えて申し込みされる場合は記入は不要です。

$$\boxed{\text{ウ}} \text{ 万円} - \boxed{\text{エ}} \text{ 他保険(共済) 万円} = \boxed{\text{イ}} \text{ 住宅の必要保障額 万円}$$

### 家財の必要保障額 (持ち家・賃貸住宅)



家財の必要保障額を確認します。

家財の必要保障額(加入基準)は住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯人数で異なります。該当の必要保障額(加入基準)を②に記入してください。

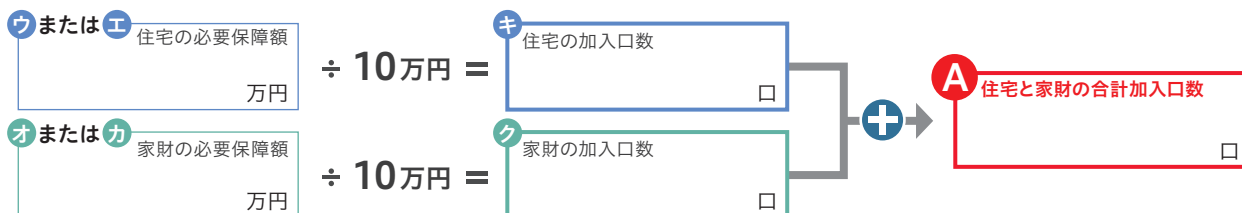
必要保障額(加入基準)		世帯人数				
住宅延床面積	世帯主年齢	単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	40歳未満	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
	40歳以上	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円
10坪未満		上記の額、または700万円のいずれか少ない額				

$$\boxed{\text{オ}} \text{ 家財の必要保障額 万円}$$

⚠ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。  
※必要保障額を超える加入はできないため記入いただけます。  
※切り替えて申し込みされる場合は記入は不要です。

$$\boxed{\text{オ}} \text{ 万円} - \boxed{\text{エ}} \text{ 他保険(共済) 万円} = \boxed{\text{カ}} \text{ 家財の必要保障額 万円}$$

住宅と家財の「必要保障額」から「加入口数」を計算します。



※住宅・家財それぞれ2口単位(偶数)にてお申し込みください。※必要保障額のうち加入できるのは住宅4,000万円(400口)、家財2,000万円(200口)が限度です。

ステップ

2

## 掛金

掛金のお支払方法は月払いのみとなります。

掛金を計算します。建物構造区分ごとに掛金が異なります。お住まいの建物構造区分をP18でご確認ください。  
※自然災害共済のみの加入はできません。

火災共済の掛金額

$$\boxed{\text{A}} \text{ 口} \times \begin{array}{|l|l|} \hline \text{1口あたりの月払掛金} & \\ \hline \text{木造構造} & 6 \text{ 円} \\ \hline \text{鉄骨・耐火構造} & 3.5 \text{ 円} \\ \hline \text{マンション構造} & 3 \text{ 円} \\ \hline \text{(風水害保障なし)} & (2.5 \text{ 円}) \\ \hline \end{array} = \boxed{\text{B}} \text{ 円}$$

自然災害共済の掛金額

$$\boxed{\text{A}} \text{ 口} \times \begin{array}{|l|l|} \hline \text{1口あたりの月払掛金} & \\ \hline \text{木造構造} & 16 \text{ 円} \\ \hline \text{鉄骨・耐火構造} & 10.5 \text{ 円} \\ \hline \text{マンション構造} & 8 \text{ 円} \\ \hline \text{(風水害保障なし)} & (7 \text{ 円}) \\ \hline \end{array} \text{ または } \begin{array}{|l|l|} \hline \text{1口あたりの月払掛金} & \\ \hline \text{木造構造} & 11.5 \text{ 円} \\ \hline \text{鉄骨・耐火構造} & 8 \text{ 円} \\ \hline \text{マンション構造} & 5.5 \text{ 円} \\ \hline \text{(風水害保障なし)} & (5 \text{ 円}) \\ \hline \end{array} = \boxed{\text{C}} \text{ 円}$$

希望する特約の掛金額を足して④に記入してください。

類焼損害保障特約	盗難保障特約	④ 特約の掛金 円
月払い 200円	月払い 100円	

※類焼損害保障特約は火災共済に30口以上、盗難保障特約は火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合に加入できます。

借家人賠償責任特約(賃貸住宅にお住まいの方)の掛金を計算します。

借用住宅の種類による保障額の目安を参考に、希望する保障額を設定します。

借用住宅の種類	保障額の目安
マンション・アパート(延床面積50m <sup>2</sup> 未満)	1,000万円(100口)
マンション・アパート(延床面積50m <sup>2</sup> 以上)	2,000万円(200口)
戸建て	2,000万円(200口)

希望の保障額 万円  $\div 10 \text{ 万円} = \boxed{\text{E}} \text{ 口}$   
 ※2口単位(偶数)にてお申し込みください。

※特約のみの加入はできません。火災共済の家財契約に30口以上加入している場合にお申し込みいただけます。  
※上の表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合があります。上の表以外にも借用住宅の延床面積を問わず500万円(50口)~4,000万円(400口)の範囲で加入できます。

$$\begin{array}{|l|l|} \hline \text{1口あたりの月払掛金} & \\ \hline \text{木造構造} & 4 \text{ 円} \\ \hline \text{鉄骨・耐火構造} & 2 \text{ 円} \\ \hline \text{マンション構造} & 1.5 \text{ 円} \\ \hline \end{array} \times \boxed{\text{E}} = \boxed{\text{F}} \text{ 借家人賠償責任特約の掛金 円}$$

合計の掛金を計算します。

※掛金計算上、端数(50銭)が発生した場合は切り上げとなります。

$$\boxed{\text{B}} \text{ 円} + \boxed{\text{C}} \text{ 円} + \boxed{\text{D}} \text{ 円} + \boxed{\text{F}} \text{ 円} = \boxed{\phantom{00000}} \text{ あなたの掛金額 円}$$

\* 特約として、個人賠償責任共済を付帯する場合 月払掛金 200円 (火災共済に30口以上加入している場合、付帯できます。)

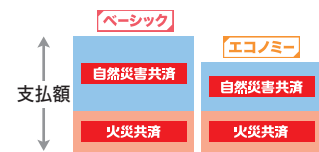


# 共済金額

## ■風水害などのときの保障について

自然災害共済にご加入の場合、火災共済と自然災害共済の共済金をあわせてお支払いします。

※支払限度額はベーシックの方が大きくなります。



●支払限度額がありますのでご注意ください。

火災などのとき		契約共済金額は「火災共済の加入口数」×10万円です。		
火災等共済金	被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
	全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	お支払いする共済金の15% (200万円が限度)
	半焼損・一部焼損	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	+
風水害などのとき		契約共済金額は「火災共済の加入口数」×10万円です。		
火災共済	被害の程度	共済金の額	支払限度額	臨時費用共済金
	全損・流失 (70%以上)	契約共済金額の30%	300万円 (住宅・家財契約の合計)	お支払いする共済金の15% (200万円が限度)
	半損 (20%~70%未満)	契約共済金額の15%	150万円 (住宅・家財契約の合計)	
	一部損 (20%未満)	住宅	保障の対象となる住宅の損害額の30%	
家財		保障の対象となる家財の損害額の30%	家財の契約共済金額の6% (最高20万円)	

風水害などのとき		契約共済金額は「自然災害共済の加入口数」×「1口あたりの共済金(ベーシック:10万円、エコノミー:5万円)」です。			
風水害等共済金	被害の程度	共済金の額	支払限度額	共済金の額	支払限度額
	全損・流失 (70%以上)	契約共済金額 -風水害等共済金(火災共済)	5,700万円	契約共済金額	3,000万円
	半損・一部損 (70%未満)	住宅	損害額 -風水害等共済金(火災共済)	契約共済金額 -風水害等共済金(火災共済)	契約共済金額 -風水害等共済金(火災共済)
		家財	損害額 -風水害等共済金(火災共済)	契約共済金額 -風水害等共済金(火災共済)	契約共済金額 -風水害等共済金(火災共済)

地震などのとき		お支払いする共済金の額(地震等共済金)は「自然災害共済の加入口数」×「1口あたりの共済金」です。			
地震等共済金	被害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
	全損・全焼 (住宅の損壊率70%以上)	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
	大規模半損・大規模半焼 (住宅の損壊率50~70%未満)	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
	半損・半焼 (住宅の損壊率20~50%未満)	15,000円	900万円	10,000円	600万円
	一部損・一部焼 (損害額100万円超)	3,000円	180万円	2,000円	120万円
特別共済金	住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1世帯あたり 4.5万円		1世帯あたり 3万円	

### ⚠️ 付属建物等につき支払う建物の共済金の取り扱い

火災等共済金 : 火災共済の契約共済金額の10%が限度です。

ただし、契約金額が4,000万円、または加入基準額を超える場合は、加入基準額の10%が限度となります。

風水害等共済金: 火災共済および自然災害共済において、それぞれの契約共済金額の10%を付属建物等の損害額の算入限度として共済金の額を算定します。

### 地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

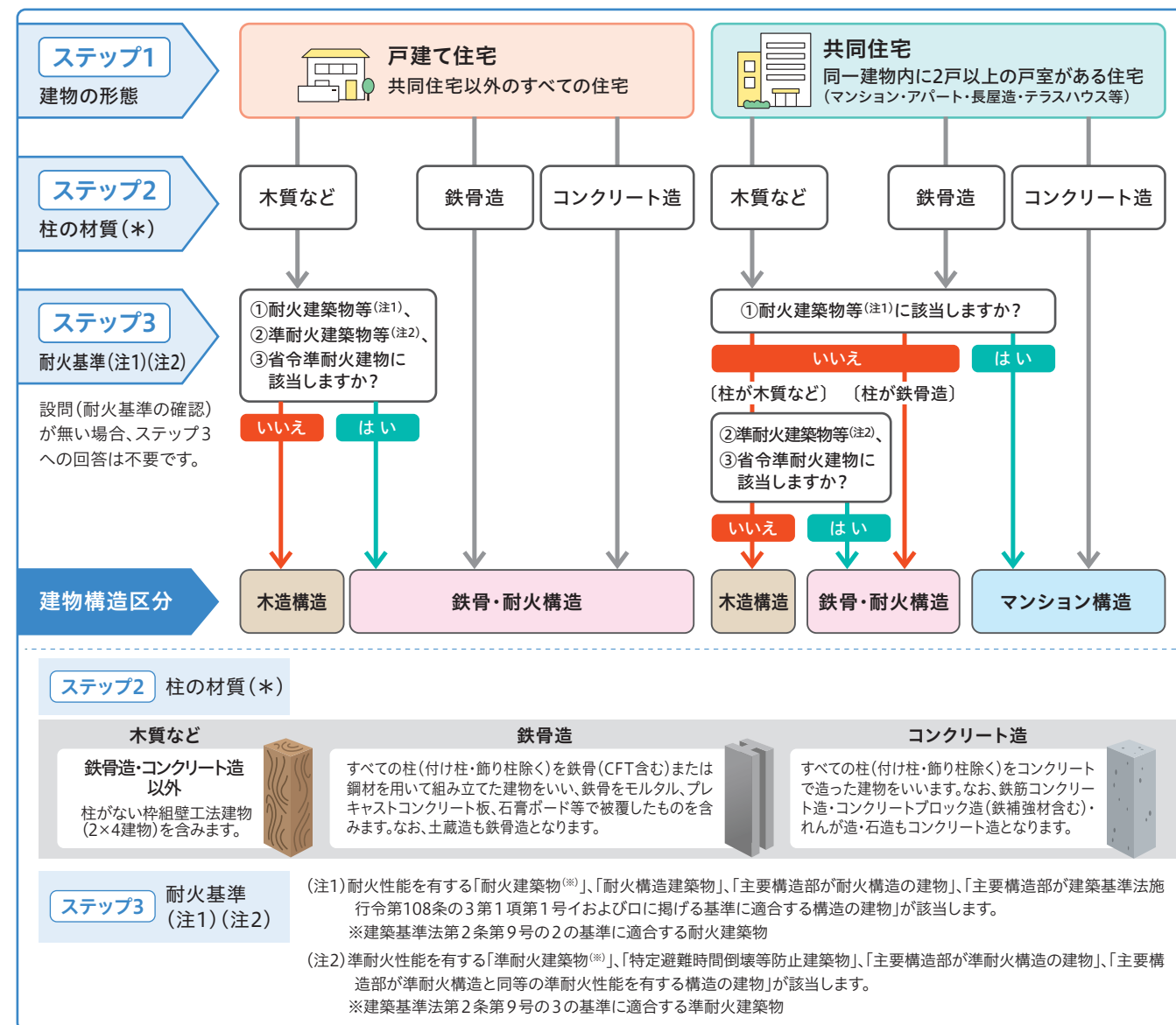
※貸家契約、空家契約は対象となりません。

# 建物構造区分確認ガイド

建物の構造によって掛金は変わります。

ホームページでもカンタンに建物の構造を確認できます。

建物構造区分確認ガイド



## 解説 建物構造区分確認について

- 「二世帯住宅」の建物形態 ▶ 建物内部で行き来のできない二世帯住宅(区分登記できる二世帯住宅)の場合は「共同住宅」です。建物内部で行き来のできる二世帯住宅は「戸建て住宅」になります。
- 柱が見えない場合の材質の確認方法 ▶ 建築図面などで確認するか、建築業者や不動産業者に確認をお願いします。全く確認ができない場合は「木質など」の取り扱いとしてください。
- 鉄骨と木の柱が混在している場合 ▶ 「木質など」に該当します(ただし、付け柱、飾り柱除く)。なお、「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は、「鉄骨造」に該当します。
- 【耐火建築物等】  
【準耐火建築物等】  
【省令準耐火建物】に  
該当するかどうかご不明な場合 ▶ 次の方法でご確認のうえ、  
申込書・ステップ3の確認方法欄には該当する番号をご記入ください。

確認方法	記入番号
建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などでの確認 ※申込時に「建築確認申請書」「仕様書・設計書」「保険証券」などの写しが必要です。	1
地上4階建て以上の共同住宅の場合、確認は不要です。 ※昭和35年以降建築の建物で、3階以上の階が共同住宅の場合に限ります。	2
「耐火基準申請書」を施工者等に記入いただき申込書と一緒に当会へ提出ください。 ※「耐火基準申請書」は当会ホームページよりダウンロードできます。	3
当会ホームページで耐火基準コードを確認	4

# 総合医療共済

終身生命共済  
個人長期生命共済

病気やけがの備えに  
必要な保障を見つけましょう。

終身医療プラン

定期医療プラン

## 1 保障期間で選ぶ。

## 2 最適な保障プラン (タイプ・特約)を見つける。

### 終身

#### こんな方におすすめ!

- 一生継続く安心がほしい方
- 一定の掛金で備えたい方

### 終身 医療プラン

基本的な医療保障がほしい方におすすめ!

入院・手術から通院まで幅広くカバー

総合タイプ

入院前後の通院も  
保障します

手頃な掛金のシンプル保障  
選べる入院保障「180日型」と「60日型」

1入院あたり最高180日まで

ベーシックタイプ180

1入院あたり最高60日まで

ベーシックタイプ60

高額になりがちな先進医療も  
最高1,000万円まで保障



先進医療特約

P21-22へ

特定の病気に特化した保障がほしい方におすすめ!

急性心筋梗塞・脳卒中・がんへの  
備えに特化

三大疾病タイプ

※三大疾病タイプと女性疾病タイプ  
には先進医療特約を付帯することは  
できません。

女性特有の病気・がんへの備えに特化

女性疾病タイプ

### 定期

#### こんな方におすすめ!

- ライフステージに合わせて  
定期的に保障内容を見直したい方
- 掛金を抑えつつ  
必要な期間だけ保障を備えたい方

### 定期 医療プラン

高額になりがちな先進医療も  
最高1,000万円まで保障

基本保障

先進医療特約

急性心筋梗塞・脳卒中・がんへの  
備えをプラス

基本保障

三大疾病医療特約

女性特有の病気・がんへの備えをプラス

基本保障

女性疾病医療特約

介護にかかる費用もカバー

基本保障

介護保障特約

P23-24へ

※定期医療プランには満期金をつけることができます。※「三大疾病医療特約」と「女性疾病医療特約」はいずれか1つのみ付帯できます。

#### 公的医療保険があっても、 自己負担が高額になることも

病気やけがで入院や手術をした場合、健康保険などの公的医療保険制度により、医療費の自己負担は基本的に1~3割に軽減されます<sup>(※)</sup>。ただし、公的医療保険の適用外となる先進医療の技術料や、治療以外にかかる費用(差額ベッド代や食事代など)により、自己負担が高額になる場合もあるので備えておくと安心です。

※病気やけがの治療には、公的医療保険制度(健康保険等)が適用されるものとされないものがあります。

#### ■公的医療保険制度が適用される場合の医療費例

心臓の先天奇形	44.2万円	147.5万円
くも膜下出血	28.2万円	94.3万円
虚血性心疾患	22.7万円	75.8万円
腎不全	19.1万円	63.8万円
糖尿病	13.7万円	45.9万円
肺炎	13.6万円	45.5万円
高血圧性疾患	12.0万円	40.3万円
統合失調症、統合失調症型 障害及び変型性障害	11.6万円	38.7万円
白内障	8.6万円	28.7万円

50万円 100万円  
【出典】厚生労働省「令和元年度 医療給付実態調査」

#### ■公的医療保険制度適用外の費用

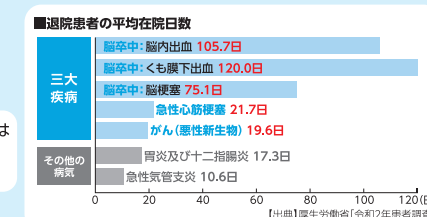
- 先進医療の技術料
- 差額ベッド代
- 入院中の食事代
- 日用品購入費
- など

#### 「三大疾病」「女性特有の病気」のリスク

入院患者の  
約4人に1人は三大疾病  
という調査結果が。

三大疾病タイプ、三大疾病医療特約は  
三大疾病による入院を  
日数無制限で保障します<sup>(※)</sup>

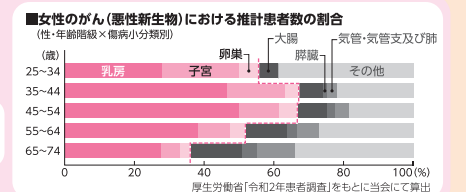
※三大疾病入院共済金によるお支払い分



「三大疾病」は、日本人の死因の上位を占めるだけでなく、入院が長期化する傾向にあります。また、「女性特有の病気」は、乳がんをはじめ、若い世代でも罹患するリスクがあるので早いうちから備えておくと安心です。

女性特有のがんの罹患リスクは  
若年化する傾向に

女性特有の病気への備えは  
満15歳から加入できます





# 終身 医療プラン

ライフスタイルに合わせて自由に組み合わせられる 一生涯の保障。

❗ 三大疾病タイプと女性疾病タイプには、先進医療特約を付帯することはできません。

入院日額 **5,000** 円の場合

〈加入年齢〉  
満15歳～満80歳(ただし、短期払の場合は満15歳～満65歳)  
〈共済期間〉終身 〈掛金払込期間〉終身払・短期払

入院日額は**3,000円**～  
※女性疾病タイプの入院日額(女性  
(年齢・職業・身体の状態に

**10,000円**まで**1,000円**単位で選べます。  
疾病入院共済金は1,500円～5,000円まで(500円単位)となります。  
よっては異なる場合があります)

総合タイプ		入院・手術から通院まで幅広くカバー。 先進医療も最高1,000万円まで保障します。	
入院したとき 〈病気入院共済金〉〈災害入院共済金〉 1日目から最高180日・通算1,000日	日帰り入院から保障	交通事故・不慮の事故・病気等	日額 <b>5,000円</b>
通院したとき 通算750日		入院前 〈入院前病気通院共済金〉〈入院前災害通院共済金〉 最高30日	日額 <b>1,500円</b>
		退院後 〈退院後病気通院共済金〉〈退院後災害通院共済金〉 最高60日	
手術を受けたとき 〈手術共済金〉 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等			外来: <b>5万円</b> 入院中: <b>10万円</b>
放射線治療を受けたとき 〈放射線治療共済金〉 診療報酬点数が算定された放射線治療等			<b>5万円</b>
先進医療特約*1		先進医療を受けたとき 〈先進医療共済金〉 入院・外来を問わず、共済金額を限度に技術料実費	最高 <b>1,000万円</b> (通算1,000万円)

三大疾病タイプ		急性心筋梗塞・脳卒中・がんへの備えに特化。 診断一時金や在宅ホスピスケア共済金も受け取れます。	
入院したとき 〈三大疾病入院共済金〉 1日目から無制限 1入院・通算とも無制限	日帰り入院から保障	急性心筋梗塞・脳卒中・がん	日額 <b>5,000円</b>
手術を受けたとき 〈三大疾病手術共済金〉 診療報酬点数1,400点以上が算定された三大疾病の手術等		急性心筋梗塞・脳卒中・がん	<b>10万円</b>
放射線治療を受けたとき 〈三大疾病放射線治療共済金〉 診療報酬点数が算定された三大疾病の放射線治療等		急性心筋梗塞・脳卒中・がん	<b>5万円</b>
急性心筋梗塞・脳卒中と診断されたとき 〈急性心筋梗塞診断共済金〉〈脳卒中診断共済金〉			<b>50万円</b> (2年に1回を限度に無制限)
がん(悪性新生物)と診断されたとき 〈悪性新生物診断共済金〉			
がん(上皮内新生物)と診断されたとき 〈上皮内新生物診断共済金〉			
退院したとき 〈三大疾病退院共済金〉		急性心筋梗塞・脳卒中・がん	<b>5万円</b>
在宅療養したとき 〈在宅ホスピスケア共済金〉		がん(悪性新生物)	最高 <b>90万円</b>

ベーシックタイプ		手頃な掛金のシンプル保障。先進医療も最高1,000万円まで保障します。 1入院の支払限度日数「 <b>180日型</b> 」と「 <b>60日型</b> 」をご用意。			
入院したとき 〈病気入院共済金〉〈災害入院共済金〉	日帰り入院から保障	交通事故・不慮の事故・病気等	<b>180日型</b> 日額 <b>5,000円</b> 1日目から最高180日 通算1,000日	<b>60日型</b> 日額 <b>5,000円</b> 1日目から最高60日 通算1,000日	
手術を受けたとき 〈手術共済金〉 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等			<b>5万円</b>		
放射線治療を受けたとき 〈放射線治療共済金〉 診療報酬点数が算定された放射線治療等			<b>5万円</b>		
先進医療特約*1		先進医療を受けたとき 〈先進医療共済金〉 入院・外来を問わず、共済金額を限度に技術料実費	最高 <b>1,000万円</b> (通算1,000万円)		

女性疾病タイプ*2		女性特有の病気・がんへの備えに特化。 診断一時金や在宅ホスピスケア共済金も受け取れます。	
入院したとき 〈女性特有の病気入院共済金〉	日帰り入院から保障	女性特有の病気 〈女性特有の病気入院共済金〉	日額 <b>5,000円</b> 1日目から最高180日 通算1,000日
		がん 〈がん入院共済金〉	日額 <b>10,000円</b> (1入院・通算とも無制限)
手術を受けたとき 〈がん手術共済金〉 診療報酬点数1,400点以上が算定されたがんの手術等		がん	<b>20万円</b>
放射線治療を受けたとき 〈がん放射線治療共済金〉 診療報酬点数が算定されたがんの放射線治療等		がん	<b>10万円</b>
がん(悪性新生物)と診断されたとき 〈悪性新生物診断共済金〉			<b>100万円</b> (2年に1回を限度に無制限)
がん(上皮内新生物)と診断されたとき 〈上皮内新生物診断共済金〉			
退院したとき 〈女性疾病退院共済金〉		女性特有の病気・がん	<b>5万円</b>
在宅療養したとき 〈在宅ホスピスケア共済金〉		がん(悪性新生物)	最高 <b>90万円</b>

\*1 先進医療特約は、任意付帯です。個人長期生命共済および終身生命共済を通算して1被共済者1特約となります。また、先進医療特約の共済期間は、原則10年(自動更新することで一生涯保障)です。なお、短期払の場合には、基本保障の払済後は、年払契約となります。(払済期間中は、10年更新で、払済期間の最後はその共済期間分の掛金をいただきます。)

\*2 女性疾病タイプのご加入は女性の方に限ります。

■不慮の事故で所定の障がいの状態になったとき、以後の掛金はいただきません。

ご契約の際は、P25～26「共済金のお支払例」・P45～70「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

# 定期 医療プラン

各種特約と組み合わせれば、さらに保障が手厚く。  
必要な特約をお選びください。

〈加入年齢〉 満0歳～満70歳  
〈共済期間〉 5年または10年（最高満80歳の契約満了日まで）  
※三大疾病医療特約・女性疾病医療特約・介護保障特約は、満15歳～満70歳

入院日額は**3,000円～10,000円**まで**1,000円**単位で選べます。  
(年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合があります)

入院日額 **5,000円**の場合

	基本保障 + 先進医療特約*1	基本保障 + 三大疾病医療特約 + 先進医療特約*1	基本保障 + 女性疾病医療特約*2 + 先進医療特約*1
<b>入院したとき</b> 1日目から最高180日 <small>日帰り入院から保障</small>	交通事故・不慮の事故・病気等 急性心筋梗塞・脳卒中 がん 女性特有の病気	日額 <b>5,000円</b> <small>&lt;病気入院共済金&gt; &lt;災害入院共済金&gt; 通算1,000日</small>	日額 <b>5,000円</b> <small>&lt;病気入院共済金&gt; &lt;災害入院共済金&gt;</small>
<b>通院したとき</b> 通算750日	入院前 <small>&lt;入院前病気通院共済金&gt; &lt;入院前災害通院共済金&gt; 最高30日</small> 退院後 <small>&lt;退院後病気通院共済金&gt; &lt;退院後災害通院共済金&gt; 最高60日</small>	日額 <b>1,500円</b>	日額 <b>1,500円</b>
<b>手術を受けたとき</b> <small>診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等</small>	交通事故・不慮の事故・病気等 急性心筋梗塞・脳卒中 がん	外来: <b>5万円</b> 入院中: <b>10万円</b> <small>&lt;病気手術共済金&gt; &lt;災害手術共済金&gt;</small> 外来: <b>15万円</b> 入院中: <b>20万円</b> <small>&lt;病気手術共済金+三大疾病手術共済金&gt;</small>	外来: <b>5万円</b> 入院中: <b>10万円</b> <small>&lt;病気手術共済金&gt; &lt;災害手術共済金&gt;</small> 外来: <b>15万円</b> 入院中: <b>20万円</b> <small>&lt;病気手術共済金+がん手術共済金&gt;</small>
<b>放射線治療を受けたとき</b> <small>診療報酬点数が算定された放射線治療等</small>	病気等 急性心筋梗塞・脳卒中 がん	<b>5万円</b> <small>&lt;病気放射線治療共済金&gt; &lt;災害放射線治療共済金&gt;</small> <b>10万円</b> <small>&lt;病気放射線治療共済金+三大疾病放射線治療共済金&gt;</small>	<b>5万円</b> <small>&lt;病気放射線治療共済金&gt; &lt;災害放射線治療共済金&gt;</small> <b>10万円</b> <small>&lt;病気放射線治療共済金+がん放射線治療共済金&gt;</small>
<b>急性心筋梗塞・脳卒中と診断されたとき</b> <small>&lt;急性心筋梗塞診断共済金&gt;&lt;脳卒中診断共済金&gt;</small>	—	<b>50万円</b> (2年に1回を限度に無制限)	<b>50万円</b> (2年に1回を限度に無制限)
<b>がん(悪性新生物)と診断されたとき</b> <small>&lt;悪性新生物診断共済金&gt;</small>	—	—	—
<b>がん(上皮内新生物)と診断されたとき</b> <small>&lt;上皮内新生物診断共済金&gt;</small>	—	—	—
<b>退院したとき</b>	急性心筋梗塞・脳卒中 がん 女性特有の病気	<b>5万円</b> <small>&lt;三大疾病退院共済金&gt;</small>	<b>2.5万円</b> <small>&lt;女性疾病退院共済金&gt;</small>
<b>在宅療養したとき</b>	がん(悪性新生物) <small>&lt;在宅ホスピスケア共済金&gt;</small>	最高 <b>90万円</b>	最高 <b>45万円</b>
<b>死亡・重度の障がいが残ったとき</b> <small>&lt;死亡共済金&gt;&lt;重度障害共済金&gt;</small>	交通事故・不慮の事故・病気等	<b>50万円</b>	<b>50万円</b>
<b>先進医療特約*1</b>	先進医療を受けたとき <先進医療共済金> <small>入院・外来を問わず、共済金額を限度に技術料実費</small>	最高 <b>1,000万円</b> <small>(通算1,000万円)</small>	最高 <b>1,000万円</b> <small>(通算1,000万円)</small>

さらに、介護保障特約も付帯可能です。

<b>介護保障特約</b>	要介護2以上の要介護状態になったとき <small>&lt;介護共済金&gt;</small> 介護共済金が支払われるときまたは公的 要介護認定を受けたとき <介護初期費用共済金>	月額 <b>4.5万円</b> (月額 <b>3万円</b> または <b>9万円</b> も選べます。) <b>9万円</b> ( <b>6万円</b> または <b>18万円</b> も選べます。) 満期金は <b>10万円～50万円</b> まで、 <b>10万円</b> 単位で選べます。 ●共済期間:10年 ●満期金:20万円 ●月払掛金にプラスする金額:1,634円の場合 共済期間 10年 10年後に20万円 掛金はP30にてご確認ください。
---------------	---	---

さらにプラス!  
もしもの入院や手術に備えながら、満期金をつけることができます。

※共済期間中に死亡または重度の障がいになられた場合は、満期金のために積み立てられた金額を「累加死亡共済金・累加重度障害共済金」としてお支払いします。

\*1 先進医療特約は、任意付帯です。個人長期生命共済および終身生命共済を通算して1被共済者1特約となります。\*2 女性疾病医療特約の付帯は女性の方に限ります。■「三大疾病医療特約」と「女性疾病医療特約」はいずれか1つのみ付帯できます。■三大疾病医療特約の入院日額<三大疾病入院共済金>は基本保障の入院日額<病気入院共済金>と同額を保障します。■女性疾病医療特約の入院日額<女性疾病入院共済金>は基本保障の入院日額<病気入院共済金>の5割を保障します。

ご契約の際は、P25～26「共済金のお支払例」・P45～70「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。



# たとえば、こんなとき! もしものときに受け取れる、安心の目安です。

## 終身 医療プラン 共済金お支払例

### 総合タイプ

(入院日額:5,000円)

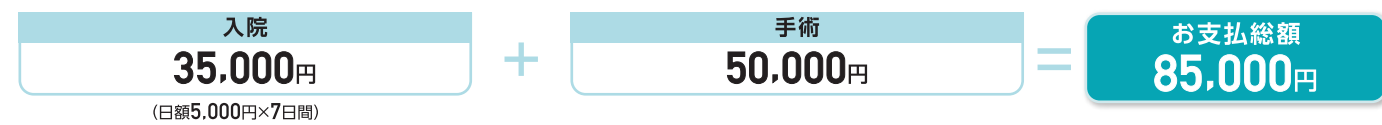
めまいなどの症状があらわれ受診。良性の脳腫瘍と診断され、**頭蓋内手術**を受け**28日間入院**し、その後無事に退院。退院後180日以内に**10日通院**した場合。



### ベーシックタイプ60

(入院日額:5,000円)

急性虫垂炎と診断され、**虫垂切除手術**を受け**7日間入院**し、その後**無事に退院**した場合。



### 三大疾病タイプ

(三大疾病入院日額:5,000円)

**大腸がんと診断**され、開腹して**根治手術**を受け**60日間入院**し、その後**無事に退院**した場合。



### 女性疾患タイプ

(女性疾患入院日額:5,000円)

**乳がんと診断**され、**根治手術**を受け**40日間入院**し、その後**無事に退院**した場合。



## 定期 医療プラン 共済金お支払例

### 基本保障

(入院日額:5,000円)

強い腹痛があり受診。胃潰瘍と診断され手術はせず**15日間入院**。退院後180日以内に**10日通院**した場合。



### 基本保障

(入院日額:5,000円)

### 三大疾病医療特約

(入院日額:5,000円)

**急性心筋梗塞**で倒れ**38日間入院**。開胸して**冠動脈手術**を行い**無事に退院**した場合。



### 基本保障

(入院日額:5,000円)

### 女性疾病医療特約

(入院日額:2,500円)

**甲状腺機能亢進症**のため**30日間入院**。**甲状腺全摘手術**を受け**無事に退院**した場合。



### 基本保障

(入院日額:5,000円)

### 介護保障特約

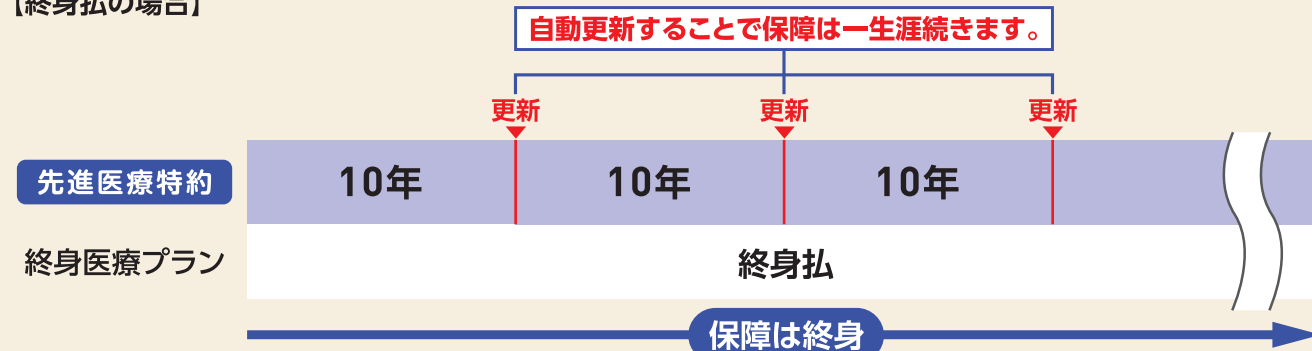
(介護月額:45,000円)

事故にあい**頭蓋内手術**を受け**30日間入院**後に退院。神経系統に障がいが残ったため寝たきりとなり、**要介護2以上**となり、4年が経過した場合。

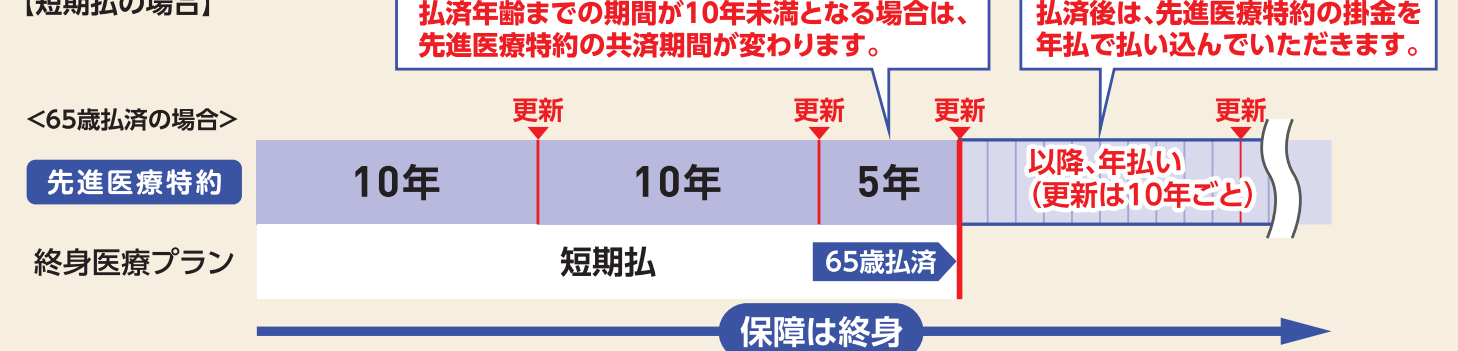


## 終身 医療プラン <先進医療特約の掛金払込について>

【終身払の場合】



【短期払の場合】



# 月払掛金表

## 終身 医療プラン

掛金の調べ方 ①「ご希望のタイプ」▶ ②「ご希望の払込期間」▶ ③「加入時の年齢(満)」

### 男性

単位:円

加入年齢(満)	総合タイプ + 先進医療特約		ベーシックタイプ180 + 先進医療特約		ベーシックタイプ60 + 先進医療特約		三大疾病タイプ	
	入院日額: 5,000円		入院日額: 5,000円		入院日額: 5,000円		入院日額: 5,000円	
	短期払 (65歳払済)	終身払	短期払 (65歳払済)	終身払	短期払 (65歳払済)	終身払	短期払 (65歳払済)	終身払
15歳	3,010	2,360	2,140	1,660	1,920	1,510	2,140	1,590
16歳	3,090	2,410	2,200	1,700	1,970	1,540	2,210	1,630
17歳	3,170	2,450	2,260	1,730	2,020	1,570	2,290	1,680
18歳	3,260	2,500	2,320	1,770	2,080	1,600	2,370	1,730
19歳	3,350	2,550	2,390	1,810	2,130	1,630	2,460	1,780
20歳	3,450	2,610	2,460	1,850	2,190	1,670	2,550	1,830
21歳	3,560	2,670	2,540	1,890	2,260	1,700	2,650	1,890
22歳	3,670	2,730	2,620	1,930	2,330	1,740	2,750	1,950
23歳	3,780	2,790	2,710	1,980	2,400	1,780	2,860	2,010
24歳	3,910	2,850	2,800	2,020	2,480	1,820	2,980	2,070
25歳	4,040	2,920	2,890	2,070	2,560	1,860	3,100	2,140
26歳	4,170	2,990	2,990	2,120	2,640	1,900	3,230	2,210
27歳	4,310	3,060	3,100	2,170	2,730	1,940	3,370	2,280
28歳	4,460	3,130	3,210	2,230	2,820	1,980	3,520	2,360
29歳	4,620	3,200	3,330	2,280	2,920	2,030	3,680	2,440
30歳	4,790	3,280	3,450	2,340	3,030	2,080	3,840	2,530
31歳	4,970	3,360	3,580	2,400	3,140	2,130	4,020	2,620
32歳	5,160	3,450	3,720	2,460	3,260	2,180	4,210	2,710
33歳	5,370	3,540	3,870	2,530	3,380	2,240	4,410	2,800
34歳	5,590	3,630	4,040	2,600	3,520	2,300	4,630	2,910
35歳	5,820	3,730	4,210	2,670	3,670	2,360	4,860	3,010
36歳	6,080	3,830	4,400	2,740	3,830	2,420	5,110	3,120
37歳	6,350	3,940	4,600	2,820	4,000	2,490	5,380	3,240
38歳	6,640	4,050	4,810	2,900	4,180	2,560	5,670	3,360
39歳	6,960	4,160	5,040	2,990	4,380	2,630	5,980	3,490
40歳	7,300	4,290	5,300	3,080	4,590	2,700	6,310	3,620
41歳	7,670	4,410	5,570	3,170	4,820	2,780	6,680	3,760
42歳	8,080	4,540	5,870	3,270	5,070	2,860	7,080	3,900
43歳	8,520	4,680	6,190	3,370	5,350	2,950	7,510	4,050
44歳	9,000	4,820	6,540	3,470	5,650	3,040	7,990	4,210
45歳	9,520	4,970	6,930	3,580	5,970	3,130	8,510	4,370
46歳	10,110	5,120	7,360	3,700	6,340	3,220	9,080	4,540
47歳	10,750	5,280	7,830	3,810	6,740	3,320	9,710	4,720
48歳	11,470	5,450	8,360	3,940	7,180	3,420	10,420	4,900
49歳	12,280	5,620	8,960	4,060	7,690	3,530	11,210	5,090
50歳	13,190	5,800	9,630	4,200	8,250	3,640	12,100	5,280
51歳	14,230	5,990	10,390	4,330	8,900	3,750	13,120	5,490
52歳	15,430	6,180	11,270	4,480	9,640	3,870	14,290	5,700
53歳	16,820	6,390	12,300	4,630	10,500	4,000	15,650	5,920
54歳	18,460	6,590	13,500	4,780	11,510	4,120	17,240	6,150
55歳	20,410	6,810	14,940	4,940	12,730	4,250	19,130	6,380
56歳	22,790	7,030	16,680	5,100	14,200	4,390	21,440	6,620
57歳	25,750	7,270	18,860	5,280	16,040	4,530	24,300	6,870
58歳	29,540	7,510	21,660	5,450	18,390	4,680	27,960	7,130
59歳	34,570	7,750	25,350	5,630	21,510	4,830	32,810	7,390
60歳	41,570	8,000	30,510	5,820	25,850	4,980	39,550	7,660
61歳	—	8,260	—	6,010	—	5,130	—	7,930
62歳	—	8,510	—	6,200	—	5,290	—	8,200
63歳	—	8,780	—	6,390	—	5,450	—	8,490
64歳	—	9,050	—	6,600	—	5,610	—	8,770
65歳	—	9,330	—	6,810	—	5,780	—	9,060
66歳	—	9,610	—	7,020	—	5,950	—	9,350
67歳	—	9,910	—	7,250	—	6,130	—	9,640
68歳	—	10,230	—	7,490	—	6,310	—	9,940
69歳	—	10,550	—	7,730	—	6,510	—	10,230
70歳	—	10,890	—	7,990	—	6,710	—	10,530
71歳	—	11,240	—	8,260	—	6,920	—	10,830
72歳	—	11,620	—	8,550	—	7,140	—	11,120
73歳	—	12,020	—	8,850	—	7,380	—	11,420
74歳	—	12,430	—	9,160	—	7,620	—	11,730
75歳	—	12,860	—	9,490	—	7,870	—	12,040
76歳	—	13,310	—	9,840	—	8,140	—	12,370
77歳	—	13,780	—	10,200	—	8,420	—	12,710
78歳	—	14,280	—	10,590	—	8,720	—	13,060
79歳	—	14,810	—	10,990	—	9,020	—	13,420
80歳	—	15,350	—	11,410	—	9,340	—	13,780

### 女性

単位:円

加入年齢(満)	総合タイプ + 先進医療特約		ベーシックタイプ180 + 先進医療特約		ベーシックタイプ60 + 先進医療特約		三大疾病タイプ		女性疾病タイプ	
	入院日額: 5,000円		入院日額: 5,000円		入院日額: 5,000円		入院日額: 5,000円		女性疾病による入院日額: 5,000円型	
	短期払 (65歳払済)	終身払	短期払 (65歳払済)	終身払	短期払 (65歳払済)	終身払	短期払 (65歳払済)	終身払	短期払 (65歳払済)	終身払
15歳	3,220	2,390	2,280	1,660	2,040	1,530	2,040	1,440	3,690	2,830
16歳	3,320	2,440	2,350	1,700	2,100	1,560	2,110	1,480	3,800	2,890
17歳	3,420	2,490	2,420	1,740	2,160	1,590	2,180	1,520	3,910	2,960
18歳	3,520	2,540	2,490	1,770	2,220	1,620	2,260	1,560	4,030	3,020
19歳	3,630	2,590	2,570	1,810	2,290	1,650	2,340	1,600	4,160	3,090
20歳	3,740	2,650	2,650	1,850	2,350	1,690	2,420	1,650	4,290	3,170
21歳	3,860	2,710	2,730	1,890	2,430	1,720	2,510	1,690	4,430	3,240
22歳	3,980	2,770	2,820	1,930	2,500	1,750	2,610	1,740	4,580	3,320
23歳	4,110	2,830	2,920	1,980	2,580	1,790	2,710	1,790	4,740	3,400
24歳	4,240	2,890	3,010	2,020	2,660	1,830	2,810	1,840	4,900	3,490
25歳	4,380	2,950	3,110	2,060	2,740	1,860	2,930	1,900	5,070	3,570
26歳	4,530	3,010	3,220	2,110	2,830	1,900	3,050	1,950	5,250	3,660
27歳	4,680	3,070	3,330	2,150	2,920	1,940	3,170	2,010	5,440	3,750
28歳	4,840	3,130	3,440	2,200	3,020	1,970	3,310	2,070	5,640	3,840
29歳	5,000	3,190	3,570	2,240	3,120	2,010	3,450	2,140	5,840	3,930
30歳	5,180	3,260	3,700	2,290	3,230	2,050	3,600	2,200	6,050	4,020
31歳	5,360	3,320	3,830	2,340	3,340	2,090	3,760	2,270	6,280	4,110
32歳	5,560	3,390	3,980	2,390	3,460	2,130	3,930	2,340	6,520	4,210
33歳	5,760	3,460	4,130	2,440	3,580	2,170	4,110	2,410	6,770	4,310
34歳	5,990	3,530	4,290	2,500	3,720	2,220	4,300	2,490	7,040	4,410
35歳	6,230	3,610	4,470	2,550	3,870	2,260	4,500	2,570	7,330	4,510
36歳	6,480	3,690	4,660	2,610	4,020	2,310	4,720	2,650	7,630	4,620
37歳	6,760	3,770	4,870	2,670	4,190	2,360	4,950	2,730	7,970	4,730
38歳	7,060	3,860	5,090	2,740	4,370	2,410	5,210	2,820	8,320	4,850
39歳	7,380	3,950	5,330	2,810	4,570	2,470	5,480	2,900	8,700	4,970
40歳	7,740	4,040	5,590	2,880	4,790	2,520	5,770	2,990	9,110	5,100
41歳	8,120	4,140	5,870	2,950	5,020	2,580	6,080	3,090	9,560	5,220
42歳	8,530	4,240	6,180	3,030	5,270	2,640	6,420	3,180	10,040	5,350
43歳	8,990	4,350	6,510	3,110	5,550	2,710	6,790	3,280	10,560	5,490
44歳	9,490	4,460	6,880	3,190	5,850	2,770	7,190	3,380	11,130	5,630
45歳	10,040	4,580	7,290	3,280	6,180	2,840	7,630	3,480	11,760	5,770
46歳	10,650	4,700	7,740	3,370	6,550	2,920	8,110	3,590	12,450	5,920
47歳	11,330	4,830	8,240	3,460	6,970	2,990	8,650	3,700	13,210	6,060
48歳	12,090	4,960	8,800	3,560	7,430	3,070	9,240	3,810	14,060	6,220
49歳	12,950	5,100	9,430	3,670	7,950	3,160	9,910	3,920	15,010	6,380
50歳	13,920	5,240	10,150	3,780	8,540	3,240	10,660	4,040	16,070	6,530
51歳	15,030	5,400	10,960	3,890	9,220	3,340	11,520	4,160	17,280	6,700
52歳	16,310	5,560	11,910	4,010	10,000	3,430	12,500	4,280	18,670	6,860
53歳	17,810	5,720	13,010	4,130	10,910	3,530	13,640	4,410	20,290	7,030
54歳	19,580	5,900	14,310	4,260	11,980	3,630	14,990	4,540	22,180	7,200
55歳	21,700	6,080	15,880	4,390	13,270	3,740	16,600	4,670	24,460	7,380
56歳	24,300	6,270	17,790	4,540	14,850	3,860	18,570	4,820	27,230	7,560
57歳	27,550	6,470	20,180	4,690	16,820	3,980	21,030	4,960	30,690	7,750
58歳	31,720	6,690	23,260	4,840	19,350	4,100	24,190	5,120	35,130	7,950
59歳	37,270	6,900	27,350	5,010	22,720	4,230	28,380	5,270	41,020	8,150
60歳	45,030	7,130	33,060	5,180	27,420	4,370	34,250	5,440	49,240	8,350
61歳	—	7,370	—	5,350	—	4,500	—	5,600	—	8,550
62歳	—	7,610	—	5,530	—	4,650	—	5,780	—	8,760
63歳										



# 月払掛金表

定期 医療プラン

掛金の調べ方 ①「ご希望の保障プラン(特約)」▶ ②「加入時の年齢(満)」

※加入年齢は契約の発効日(保障開始日)時点の満年齢となります。  
 ※ここに記載されている以外の保障額(入院日額)や払込方法・共済期間をご希望の方は、当会までお問い合わせください。

## 満期金掛金表

(定期医療プランにのみプラスできます)  
 下記の月払掛金に右記の月掛金を  
 足した金額が月々の掛金となります。

満期金	共済期間10年				
	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円
プラスする月掛金	817円	1,634円	2,451円	3,268円	4,085円

※共済期間10年以外の方で満期金をご希望の場合は、当会までお問い合わせください。

加入年齢(満)	男性			加入年齢(満)
	基本保障 +先進医療特約	基本保障 +三大疾病医療特約 +先進医療特約	介護保障特約	
	入院日額：5,000円	入院日額：5,000円	月額：45,000円	
	共済期間：10年			
0~10歳	1,040	—	—	
11歳	1,045	—	—	
12歳	1,045	—	—	
13歳	1,045	—	—	
14歳	1,050	—	—	
15歳	1,050	1,250	225	
16歳	1,050	1,250	225	
17歳	1,055	1,255	225	
18歳	1,055	1,255	270	
19歳	1,105	1,305	315	
20歳	1,110	1,310	315	
21歳	1,110	1,310	360	
22歳	1,160	1,360	405	
23歳	1,160	1,360	450	
24歳	1,160	1,360	495	
25歳	1,210	1,410	540	
26歳	1,210	1,410	585	
27歳	1,215	1,465	585	
28歳	1,265	1,515	630	
29歳	1,265	1,515	630	
30歳	1,270	1,570	675	
31歳	1,320	1,620	720	
32歳	1,325	1,675	720	
33歳	1,380	1,730	765	
34歳	1,385	1,785	765	
35歳	1,435	1,885	810	
36歳	1,490	1,940	855	
37歳	1,550	2,050	855	
38歳	1,605	2,205	900	
39歳	1,660	2,310	945	
40歳	1,770	2,470	945	
41歳	1,830	2,630	990	
42歳	1,940	2,840	1,035	
43歳	2,000	2,950	1,080	
44歳	2,110	3,210	1,170	
45歳	2,225	3,425	1,215	
46歳	2,335	3,635	1,260	
47歳	2,455	3,905	1,350	
48歳	2,625	4,225	1,440	
49歳	2,795	4,545	1,485	
50歳	2,965	4,915	1,575	
51歳	3,145	5,295	1,665	
52歳	3,375	5,725	1,755	
53歳	3,605	6,205	1,890	
54歳	3,895	6,745	1,980	
55歳	4,135	7,285	2,115	
56歳	4,430	7,830	2,250	
57歳	4,725	8,475	2,385	
58歳	5,030	9,080	2,520	
59歳	5,335	9,735	2,655	
60歳	5,640	10,390	2,880	
61歳	6,005	11,105	3,150	
62歳	6,325	11,825	3,420	
63歳	6,650	12,550	3,780	
64歳	6,980	13,280	4,230	
65歳	7,375	14,025	4,725	
66歳	7,725	14,775	5,310	
67歳	8,145	15,595	5,985	
68歳	8,630	16,480	6,795	
69歳	9,085	17,285	7,650	
70歳	9,610	18,210	8,595	

加入年齢(満)	女性				加入年齢(満)
	基本保障 +先進医療特約	基本保障 +三大疾病医療特約 +先進医療特約	基本保障 +女性疾病医療特約 +先進医療特約	介護保障特約	
	入院日額：5,000円	入院日額：5,000円	女性疾病による 入院日額：2,500円	月額：45,000円	
	共済期間：10年				
0~10歳	990	—	—	—	
11歳	990	—	—	—	
12歳	990	—	—	—	
13歳	1,040	—	—	—	
14歳	1,040	—	—	—	
15歳	1,040	1,240	1,390	180	
16歳	1,090	1,290	1,440	225	
17歳	1,140	1,340	1,515	225	
18歳	1,140	1,340	1,515	270	
19歳	1,195	1,395	1,595	315	
20歳	1,245	1,445	1,670	315	
21歳	1,295	1,545	1,745	360	
22歳	1,345	1,595	1,820	405	
23歳	1,345	1,595	1,870	450	
24歳	1,395	1,645	1,945	495	
25歳	1,445	1,745	2,020	540	
26歳	1,450	1,750	2,050	585	
27歳	1,500	1,850	2,125	585	
28歳	1,500	1,850	2,150	630	
29歳	1,555	1,955	2,230	630	
30歳	1,555	1,955	2,255	675	
31歳	1,555	2,005	2,280	675	
32歳	1,560	2,060	2,310	720	
33歳	1,610	2,160	2,385	720	
34歳	1,615	2,215	2,415	720	
35歳	1,615	2,265	2,465	720	
36歳	1,670	2,370	2,545	765	
37歳	1,675	2,425	2,600	765	
38歳	1,675	2,475	2,625	765	
39歳	1,730	2,630	2,730	765	
40歳	1,735	2,685	2,785	765	
41歳	1,790	2,790	2,890	810	
42歳	1,845	2,945	2,995	810	
43歳	1,855	3,005	3,080	810	
44歳	1,910	3,160	3,185	855	
45歳	1,965	3,315	3,315	855	
46歳	2,025	3,425	3,425	900	
47歳	2,035	3,535	3,510	900	
48歳	2,095	3,645	3,620	945	
49歳	2,155	3,805	3,755	990	
50歳	2,215	3,915	3,890	990	
51歳	2,325	4,125	4,075	1,035	
52歳	2,390	4,290	4,215	1,125	
53歳	2,500	4,500	4,425	1,170	
54歳	2,615	4,715	4,615	1,260	
55歳	2,730	4,930	4,830	1,395	
56歳	2,900	5,200	5,100	1,575	
57歳	3,015	5,465	5,340	1,800	
58歳	3,185	5,735	5,610	2,070	
59歳	3,355	6,055	5,905	2,385	
60歳	3,525	6,375	6,200	2,790	
61歳	3,700	6,700	6,500	3,285	
62歳	3,880	7,080	6,805	3,870	
63歳	4,115	7,465	7,190	4,545	
64歳	4,300	7,850	7,500	5,310	
65歳	4,545	8,295	7,870	6,255	
66歳	4,800	8,800	8,275	7,290	
67歳	5,110	9,310	8,710	8,505	
68歳	5,380	9,830	9,130	9,900	
69歳	5,710	10,410	9,610	11,520	
70歳	6,100	11,050	10,125	13,275	

# セラミックス連合 さぼーと共済(団体生命共済) 医療保障プラン

## 手頃な掛金で幅広くサポート!



### 医療保障プラン

- ①年齢・性別にかかわらず、お手頃な一律の掛金です。
- ②医療保障を中心に必要に応じて備えることができます。
- ③がん保障や先進医療保障の付帯コースも選択できます。
- ④休業保障の付帯コースも選択できます。  
病気やけがで就業不能状態となった場合の生活費を補てんします。  
※うつ病などの所定の精神障がいによる就業不能状態も保障
- ⑤剰余が発生した場合、割り戻し金としてお戻しします。

セラミックス産業  
労働組合連合会



こくみん共済  
全国労働者共済生活協同組合連合会

## 記入例

生活協同組合および全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)御中

さぼーと共済(団体生命共済) 医療保障プラン 加入申込書

予定発効日 20XX年XX月XX日

1 必ず記入してください。申込日(告知日) 20XX年XX月XX日 団体名 OOOO労働組合

2 自署欄に自署し、氏名・現住所にはフリガナも記入してください。すでに組合員の方は組合員番号も確認・記入してください。

契約者氏名(フリガナを必ず記入してください。)	生年月日	性別	日中ご連絡が付きやすい電話番号(携帯電話など)
フリガナ ロウサイ タロウ	昭和 平成 19 20 年 月 日	①男 ②女	
氏名 労済 太郎	58 9 30		090 1234 5678
現住所 1234567 フリガナ トウキョウト シブヤク	ヨヨギ 2-12-10		
東京都 渋谷	代々木2-12-10		
組合員番号	社員番号	事業所番号	所属番号
12345678			

3 加入を希望するコースを選択してください。被共済者は契約者本人です。

おすすめプラン

Aプラン	Bプラン
申込コース(型): K3	申込コース(型): K5
共済掛金額(円): 1,399	共済掛金額(円): 2,319
質問表の回答(注1): <input type="radio"/> いい① <input type="radio"/> いい② <input type="radio"/> はい	質問表の回答(注1): <input type="radio"/> いい① <input type="radio"/> いい② <input type="radio"/> はい

ご希望のプランにチェックしてください。

Aプランに申し込む  Bプランに申し込む

フリープラン パンフレット等をご確認の上、加入を希望するコース、共済掛金額を記入の上、申込欄と質問表の回答に○をつけてください。

申込コース(型)	共済掛金額(円)	申込欄	質問表の回答(注1)
		加入する	<input type="radio"/> いい① <input type="radio"/> いい② <input type="radio"/> はい

4 共済掛金および出資金の合計を記入してください。

共済掛金額合計	1,399 円
出資金額(1回あたり)	円
払込金額合計	1,399 円

※本制度に関するお問い合わせは、所属の労働組合またはこくみん共済 coop までご連絡ください。

たすけあいから生まれた保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神のもとで、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください)。





より充実した医療保障!!

# さぽーと共済(団体生命共済) 医療保障プラン

団体定期生命共済

おすすめ  
POINT

- けがも病気も1日以上入院で1日目から保障。
- 1回の入院で最高180日まで保障。
- 休業保障プラスコースなら、就業不能時も安心。

## 掛金と保障内容 医療保障プラン

### 組合員

★保障内容の詳細はご契約のてびきの契約概要 「●共済金をお支払いする場合」をご確認ください。

	該当する特約名		休業保障特約	基本契約	災害入院特約	病気入院特約	病気入院特約	新手術特約	新がん等重度疾病診断一時金特約	先進医療特約	
	コース(型)	月払掛金									
医療中心コース	M3	799円	<b>休業保障共済金</b> 共済期間中に就業不能状態となり、その状態が支払対象外期間をこえて継続した場合 ●支払対象外期間:60日 ●保障対象期間:360日	死亡・重度障がい※1 (死亡共済金・重度障害共済金)	不慮の事故による入院※2,3 (災害入院共済金)	病気による入院※4 (病気入院共済金)	疾病障害見舞金 共済期間中にはじめて特定の障がい状態となった場合	ドナー支援金 共済期間中に生体間における臓器移植のドナーとなって、日本国内で手術を受けた場合	不慮の事故・病気による手術または放射線治療 (新手術共済金・放射線治療共済金)	がん・重度疾病による診断一時金※5 (悪性新生物診断共済金・上皮内新生物診断共済金・急性心筋梗塞診断共済金・脳卒中診断共済金・肝硬変診断共済金・慢性肝炎診断共済金)	先進医療共済金 共済期間中に先進医療による療養を受けた場合
	M5	1,319円		10万円	日額3,000円	日額3,000円	12万円	3万円	3万円		
	M3GS	1,244円		10万円	日額3,000円	日額3,000円	12万円	3万円	3万円	最高50万円	最高1,000万円
	M5GS	2,109円		10万円	日額5,000円	日額5,000円	20万円	5万円	5万円	最高100万円	最高1,000万円
休業保障プラスコース	K3	1,399円	日額1,500円	10万円	日額3,000円	日額3,000円	12万円	3万円	3万円		
	K5	2,319円	日額2,500円	10万円	日額5,000円	日額5,000円	20万円	5万円	5万円		
	K3GS	1,844円	日額1,500円	10万円	日額3,000円	日額3,000円	12万円	3万円	3万円	最高50万円	最高1,000万円
	K5GS	3,109円	日額2,500円	10万円	日額5,000円	日額5,000円	20万円	5万円	5万円	最高100万円	最高1,000万円

※1:障がいとは、「労働者災害補償保険法施行規則」別表第1「障害等級表」によるものをいいます。このうち、「重度障がい」とは、第1級、第2級、第3級の2、3、4に事故を直接の原因として、共済期間中に1日以上入院をした場合にお支払いします。ただし、事故の日より180日以内に開始した入院が対象となります。 ※2:「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。 ※3:不慮の事故による入院は、共済期間中に発生した不慮の気等による入院は、共済期間中に疾病の治療を目的とする1日以上入院をした場合にお支払いします。 ※4:「病気」「急性心筋梗塞診断共済金」「脳卒中診断共済金」は各共済金ごとに定める条件を満たした場合に、2年に1回を限度に無制限でお支払いします。

※5:「悪性新生物診断共済金」「上皮内新生物診断共済金」は各共済金ごとに定める条件を満たした場合に、2年に1回を限度に無制限でお支払いします。

### 加入できる範囲

組合員 満64歳まで各コースに加入できます。  
※配偶者、子どもは加入できません。

### ご加入いただける方

■申込日(告知日)時点において健康な方※  
※「健康な方」とは申込日(告知日)時点において、申込書の質問表にもとづき、加入が認められると判断できる状態の方をいいます。なお、申込日(告知日)時点での健康状態により加入判断を行いますので、申込書の提出にあたっては必ず申込日(告知日)をご記入ください。

「団体生命共済 任意契約」と「医療保障プラン」では質問表の内容が異なりますので、ご加入にあたってはそれぞれの申込書の質問表を必ずご確認ください。

【退職後】  
一定条件のもと契約の移行が可能です。  
詳細は こくみん共済 coop までお問合せください。

【組合脱退時】  
組合を脱退されても引き続き継続いただけます。

### ご注意

- ①組合員本人のみ加入可能です。
- ②共済期間中において、加入コース(型)の変更または解約はできません。
- ③他の団体を通じて当会の団体生命共済に加入があり、共済金額の合計が引受可能額を超えていた場合は、超過分はお支払いできません。
- ④先進医療特約を付帯しているコース(M3GS、M5GS、K3GS、K5GS)は、こくみん共済や総合医療共済で先進医療保障に加入している場合は加入できません。
- ⑤契約期間の途中で解約はできません(退職を除く)。

※ここに記載されている内容は、共済制度の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

### 入院や治療にかかる医療費は

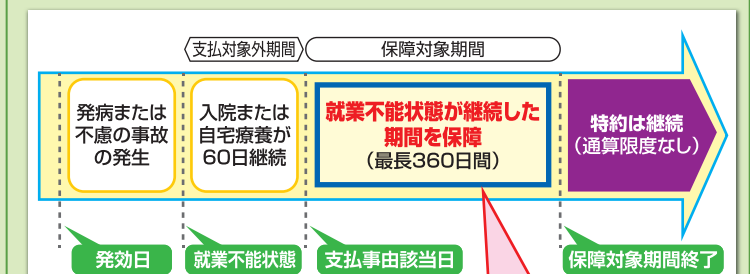
1日あたり **1万円～1万5千円が目安!**

病気やけがをして治療を受けたり入院する場合、健康保険などの公的医療保険制度により1～3割の自己負担となります。必要な保障額は、医療費以外の費用や所得減少の補填分も考慮して賢く準備しましょう。



### 休業保障の保障イメージ

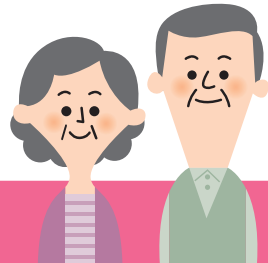
支払対象外期間60日、保障対象期間360日の場合



病気やけがによる就業不能状態の生活費を補てん  
※うつ病などの所定の精神障がいによる就業不能状態も保障

# ご退職後の保障について

こくみん共済 coop の各種共済<sup>※</sup>は、退職後も引き続きご加入いただくことができます。<sup>※一部共済を除く。</sup>

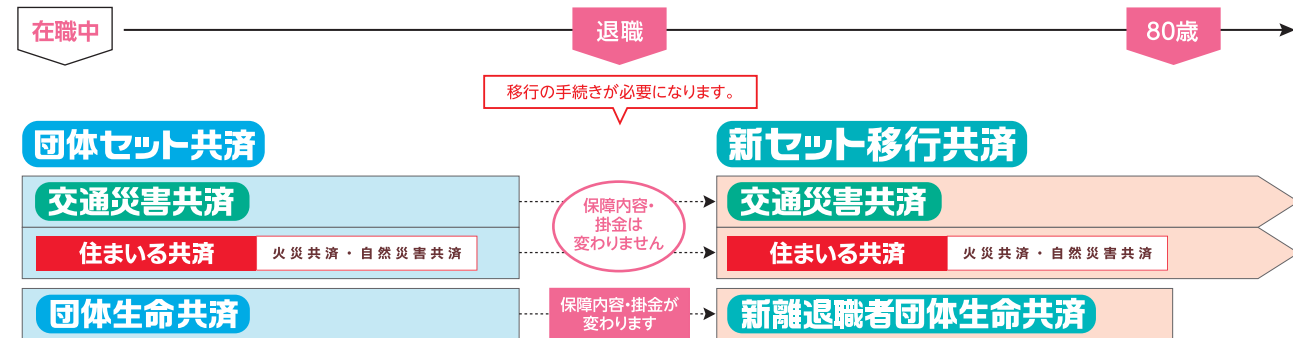


## 1. セット共済からの移行制度について

所属団体の取り組み状況により、退職後は以下のいずれかの共済に移行加入いただけます。移行加入にあたっては条件がございますので、詳しくは所属団体を通じてこくみん共済 coop までお問い合わせください。

### セット共済 → 新セット移行共済

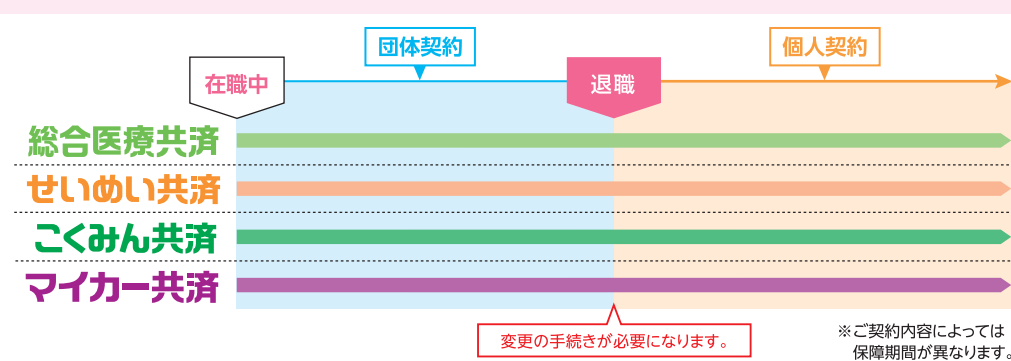
団体として新離職者団体生命共済を導入している場合



※「新離職者団体生命共済」の保障内容・掛金の詳細はこくみん共済 coop までお問い合わせください。

## 2. その他の共済について

退職後は団体扱い契約から個人の契約に変更し、引き続きご加入いただけます。

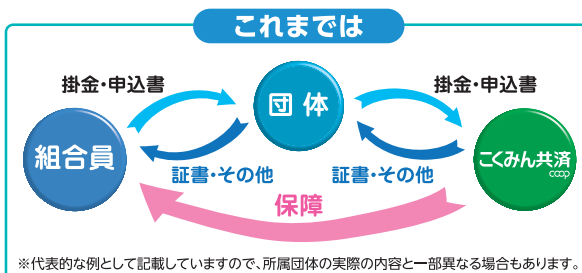


※ご契約内容によっては保障期間が異なります。



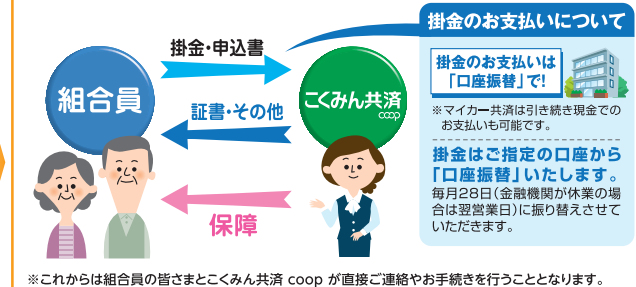
### 退職後の手続きは？

団体扱い契約から個人の契約へ変わります。



※代表的な例として記載していますので、所属団体の実際の内容と一部異なる場合があります。

### これからは



※これからは組合員の皆さまとこくみん共済 coop が直接ご連絡やお手続きを行うこととなります。

## ご契約のてびき

### 契約概要と注意喚起情報について

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」)ならびにこれらにかかる条項を除きます。・細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、こくみん共済 coop (以下「当会」といいます。)までお問い合わせください。

<ご契約内容となる事業規約・細則について>

■団体定期生命共済の事業規約・細則は当会にお問い合わせください。

■団体定期生命共済以外の共済の事業規約・細則は当会のホームページ(<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>)よりご参照ください。

## セット共済

団体生命共済  
個人賠償責任共済

交通災害共済  
交通災害共済

住みいる共済  
火災共済・自然災害共済  
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

2024年4月改定  
(2023年10月作成)

## 共済商品名称と該当する事業規約・細則

共済商品名	事業規約・細則
団体生命共済	団体定期生命共済 個人賠償責任共済
交通災害共済	交通災害共済
住みいる共済	火災共済 自然災害共済
	風水害等給付金付火災共済 自然災害共済 個人賠償責任共済

●自然災害共済のタイプ名称は以下のとおりです。

本紙上で記載しているタイプ名称	事業規約上の名称
ベーシック	タイプB
エコノミー	タイプE

※共済契約証書および一部の申込書類では事業規約上の名称のみ記載しています。

## 団体生命共済・交通災害共済・住みいる共済 共通項目

### 契約概要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。以下同じです。

#### 掛金と初回掛金の払込方法について

掛金の払込方法は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

#### 共済期間と契約の更新について

共済期間は1年です。同じ契約内容で引き続き加入する場合は、自動更新となりお手続きは不要です。ただし、更新日において次の場合は更新できません。

1. 団体生命共済・交通災害共済  
被共済者となる方が当会の定める被共済者の範囲外である場合
2. 住みいる共済  
ご契約の住宅または家財が、保障の対象の範囲外である場合

※空家または無人の住宅等のご契約については、更新の際に必ず所定のお手続きを行っていただく必要があります。なお、ご利用の予定が変わる場合や建物の維持管理ができなくなった場合、所定のお手続きをいただけない場合には、ご契約の更新をお断りします。

※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります(P36「規約および細則の変更について」をご確認ください)。

### 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意していただきたい事項を記載しています。以下同じです。

#### クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名(団体生命共済・交通災害共済の場合)、保障の対象の所在地(火災共済・自然災害共済の場合)、主たる被共済者の氏名(個人賠償責任共済の場合)、クーリングオフする旨を当会にお申し出ください。詳しくは所属団体を通じて、当会までお問い合わせください。

#### 加入申込書(申込書)および質問表の記入について

1. 申込書は当会と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問事項)について正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約申込者(契約者)自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してくだ

さい。

2. 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または契約申込者(契約者)に通知します。

3. 契約申込者(契約者)が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、当会受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

【契約の成立と効力の発生について】  
契約が成立し、保障が開始される日時は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

【2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効】  
所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

1. 団体一括払込団体  
払込期日の翌日から1ヶ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。

2. 掛金口座振替特別適用団体  
(1) 口座振替は、当会が指定した日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。なお、掛金の払込期日は毎月(年払の場合は毎年)の発効当日の前日の属する月の末日です。

※その他の払込方法の場合は当会までお問い合わせください。

(2) 払込期日の翌日から3ヶ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

【共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)】  
契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

【規約および細則の変更について】  
当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

【共済金の不法取得目的による契約の無効について】  
契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となり、契約当初からの払込掛金はお返しできません。また、すでに共済金および返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

【詐欺等による契約の取り消しについて】  
契約者、被共済者(個人賠償責任共済の場合は主たる被共済者)または共済金受取人が、申し込みの際に詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いしません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

【掛金の保険料控除について】  
団体生命共済の掛金は、一部を除き生命保険料控除の対象となります。また、自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。



## 団体生命共済(個人賠償責任共済除く)・交通災害共済 共通項目

### 契約概要

#### 契約について

1.契約の方法
契約は団体と当会で定めた協定書に従い、募集を行い、契約を締結します。所属する団体により異なりますので、リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

2.掛金について
掛金については、リーフレット等でご確認ください。

#### 共済金受取人について

1.共済金受取人は契約者です。
2.1にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。
(1)契約者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです)
※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとに当会が認めた方になります。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか)をお願いしています。

(2)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)
(3)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
(4)2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
(5)3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
3.2.において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。

4.契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。
5.4.により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約更新(以下「更新」といいます。)されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。

6.死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。
7.4.により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、1.または2.に規定する順位または順序によります。

#### 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

### 注意喚起情報

#### 契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力\*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*2を有していると認められるとき
\*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。
\*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に該当していること等をいいます。
- 他の契約等との重複によって、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- 前記1.～4.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
- 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

#### 被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

### 団体生命共済(個人賠償責任共済除く)

### 契約概要

#### 被共済者になることができる方

発効日または更新日に、次のいずれかに該当する方

- 契約者(団体の構成員。以下同じです)
- 契約者の配偶者
- 契約者と同一生計で次に該当する満24歳までの未婚の方

- (1)契約者の子
- (2)契約者の配偶者の子

※家族(配偶者・子)の加入には契約者本人の加入が必要です。

#### 被共済者になることができない方

1.質問表の回答を当会が確認し、加入が妥当でないと判断した方。ただし、全員一律加入契約および家族全員一律加入契約を除きます。

2.発効日または更新日に次の職業・職務に従事している方

(1)力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務
(2)テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務
ただし、契約者本人が、これらの職業・職務に従事している場合でも、所属する団体の全被共済者の3%以内であれば加入できます。
(加入することができる基本契約共済金額は500万円までとなります。)

#### 割り戻し金について

毎年5月末の決算において、団体単位に収支計算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします。

#### 共済金をお支払いする場合

1.基本契約

<死亡共済金・重度障害共済金>

被共済者が共済期間中に死亡、または重度障がいの状態となった場合に、基本契約共済金額を死亡共済金または重度障害共済金としてお支払いします。
※死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いません。

2.傷害特約(災害特約・災害死亡特約・災害入院特約)

特約の付带有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

<災害死亡共済金(災害特約・災害死亡特約)>

被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます。)中に死亡した場合に、災害特約共済金額および災害死亡特約共済金額を災害死亡共済金としてお支払いします。

<障害共済金(災害特約・災害死亡特約)>

被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は更新直後の1共済期間を含みます。)中に次の(1)または(2)の状態になった場合に、それぞれに記載の金額を障害共済金としてお支払いします。

- 重度障がいの状態となったとき

災害特約共済金額および災害死亡特約共済金額
- 重度障がいを除く身体障がいの状態となったとき

<span> </span> 障害共済金=災害特約共済金額
※「身体障害等級別支払割合表」に規定する障害等級に応じた支払割合

<災害入院共済金(災害入院特約)>

被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます。)中に1日以上入院をした場合に、次の金額を災害入院共済金としてお支払いします。
※事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

「**災害入院共済金＝災害入院特約共済金額(日額)×入院日数**」
なお、災害入院共済金をお支払いする入院日数の限度は、同一の不慮の事故による1回の入院について180日までとなります。

また、一度退院し、事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合には、1回の入院とみなします。
※入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

3.病氣入院特約

特約の付带有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

<病氣入院共済金>

被共済者が共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に疾病の治療を目的とする1日以上入院をした場合に、次の金額を病氣入院共済金としてお支払いします。

「**病氣入院共済金＝病氣入院特約共済金額(日額)×入院日数**」
なお、病氣入院共済金をお支払いする入院日数の限度は、同一の原因による1回の入院について180日までとなります。

また、一度退院し、同一の原因により退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合には、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病氣入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。
※入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

<疾病障害見舞金>

被共済者(病氣入院特約の発効日または更新日現在の年齢が、満66歳未満の方に限ります)が共済期間中にはじめて次の(1)から(5)のいずれかの特定の身体障がいの状態となった場合に、次の金額を疾病障害見舞金としてお支払いたします(それぞれ1回のみのお支払いとなります)。

(1)恒久的心臓ペースメーカーを装着したとき
※一時的な装着や既に装着した恒久的心臓ペースメーカーその付属品(電池など)の交換を除きます。

(2)心臓に人工弁を置換したとき
※人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

(3)腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの
※一時的な人工透析療法を除きます。
※腎移植のうち、自家腎移植および再移植を除きます。
※次のいずれかの場合は、疾病障害見舞金をお支払いできません。

①人工透析療法を受けたことにより疾病障害見舞金をお支払いした後に、腎移植を受けたとき

②腎移植を受けたことにより疾病障害見舞金をお支払いした後に、人工透析療法を受けたとき

(4)直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの

(5)ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したものまたは尿路変更術を受けたもの

「**疾病障害見舞金＝病氣入院特約共済金額(日額)×40**」

<ドナー支援金>

被共済者が共済期間中に生体間における骨髄移植または臓器移植のドナーとなるための骨髄の採取(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取を含みます)または臓器の採取・摘出を直接の目的とする手術を受けた場合、次の金額をドナー支援金としてお支払いします。

「**ドナー支援金＝病氣入院特約共済金額(日額)×10**」

※日本国内の病院または診療所において受けた手術が対象となります。
※皮膚移植、骨移植および輸血はお支払いの対象となりません。
※臓器移植とは、肝臓移植・腎臓移植その他当会が認めるものをいいます。

4.新手術特約

特約の付带有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

<新手術共済金>

被共済者が共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に、次の(1)から(3)のすべてをみとす手術を受けた場合に、次の金額を新手術共済金としてお支払いします。

(1)次のいずれかに該当する手術

- 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術
- 疾病の治療を直接の目的とする手術
- 病院または診療所において受けた手術

(3)次のいずれかの種類に該当する手術

①公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術(歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる手術を含みます)。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとし、次に掲げる手術を除きます。

- 創傷処理
- 皮膚切開術
- デブリードマン
- 骨・軟骨または関節の、非観血的整復術・非観血的整復固定術および非観血的授動術
- 抜歯手術
- 診療報酬点数が1,400点未満の手術
※診療報酬点数には、手術に際して使用した材料・麻酔・薬剤などの費用や加算にかかる点数は含みません。
※診療報酬点数が1,400点未満の手術を同時に2つ以上受けた場合であっても、1,400点未満の手術を1つのみ受けたものとみなして取り扱います。
- 先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、義歯、または歯肉の処置に伴う手術および①のA.からE.までに該当する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含みません。

「**新手術共済金＝新手術特約共済金額×10**」

※新手術共済金の支払事由に該当する2つ以上の手術を同時に受けた場合には、1つの手術を受けたものとしてお支払いします。

※新手術共済金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。

<放射線治療共済金>

被共済者が共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に、次の(1)から(3)のすべてを満たす施術(以下「放射線治療」といいます)を受けた場合に、次の金額を放射線治療共済金としてお支払いします。

(1)次のいずれかに該当する施術

- 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日

からその日を含めて180日以内に受けた施術

②疾病の治療を直接の目的とする施術

(2)病院または診療所において受けた施術

(3)次のいずれかの種類に該当する施術

①公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射(「血液照射」を除きます)または温熱療法による施術(歯科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる放射線照射(「血液照射」を除きます)または温熱療法による施術を含みます)。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとします。

②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術

「**放射線治療共済金＝新手術特約共済金額×10**」

※放射線治療を2回以上受けた場合、放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療についてはお支払いの対象となりません。

※放射線治療共済金の支払事由に該当する2つ以上の施術を同時に受けた場合には、1つの施術を受けたものとみなします。

5.重度障害支援特約

特約の付带有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

<重度障害支援共済金>

被共済者が次の(1)および(2)をみとす場合に、次の金額を重度障害支援共済金としてお支払いします。

(1)重度障害共済金が支払われること

(2)重度障がいの状態となった日から起算して6ヵ月後の応当日に生存していること
**重度障害支援共済金＝被共済者が重度障がいの状態となった日における重度障害支援特約共済金額**

6.身体障害特約

特約の付带有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

<身体障害共済金>

被共済者が共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に身体障害者福祉法に定める障がいの状態となり、かつ、同法にもとづく身体障害者手帳の交付を受けた場合に、身体障害者手帳に記載された障がいの級別ごとに次の金額を身体障害共済金としてお支払いします。

<span> </span> 障がいの級別が1級、2級、3級のとき
身体障害共済金＝身体障害特約共済金額
障がいの級別が4級、5級、6級のとき
身体障害共済金＝身体障害特約共済金額×50%

※共済期間中に身体障害者手帳の交付を受けた場合で、その障がいの程度に変化が生じ、または新たな障がいの状態が加わり、かつ、身体障害者手帳の再交付を受けたときには、次のとおり取り扱います。

- 再交付前の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が1級、2級、3級のときは、再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別にかかわらず、お支払いの対象となりません。
- 再交付前の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が4級、5級、6級のときで、かつ、再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が1級、2級、3級のときは、身体障害共済金として、次の金額を支払います。「身体障害特約共済金額×50%」
- 再交付前の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が4級、5級、6級のときで、かつ、再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が4級、5級、6級のときは、お支払いの対象となりません。

※身体障害特約の発効日または更新日(増額した場合)前にすでに障がいの状態であった場合(身体障害者手帳の交付を受けていない場合を含みます。)において、発効日または更新日(増額した場合の増額部分)以後にその障がいの程度に変化が生じ、または新たな障がいの状態が加わり、かつ、身体障害者手帳の交付または再交付を受けたときには、次のとおり取り扱います。

- 障がいの状態がすでに身体障害者福祉法にもとづく障がいの級別の1級、2級、3級の状態であったときは、交付・再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別にかかわらず、お支払いの対象となりません。
- 障がいの状態がすでに身体障害者福祉法にもとづく障がいの級別の4級、5級、6級の状態であったときで、かつ、交付・再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が1級、2級、3級のときは、身体障害共済金として、次の金額を支払います。「身体障害特約共済金額×50%」
- 障がいの状態がすでに身体障害者福祉法にもとづく障がいの級別の4級、5級、6級の状態であったときで、かつ、交付・再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が4級、5級、6級のときは、お支払いの対象となりません。

※身体障害特約(全員一律加入部分および家族全員一律加入部分を除きます)の発効日または更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、身体障害特約の発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に障がいの状態となったときには、お支払いの対象となりません。

<死亡弔慰金>

被共済者が共済期間中に死亡した場合に、次の金額を死亡弔慰金としてお支払いします。

「**死亡弔慰金＝身体障害特約共済金額×5%**」

ただし、次の(1)または(2)に該当する場合には、死亡弔慰金として「身体障



害特約共済金額×10%」をお支払いします。

(1)共済期間中に障がいの級別が1級、2級、3級の身体障害者手帳の交付・再交付を受け、その後に死亡したとき

(2)障がいの状態が、身体障害特約の発効日または更新日前にすでに身体障害者福祉法にもとづく障がいの級別の1級、2級、3級の状態であったとき

7.新がん等重度疾病診断一時金特約

特約の付带有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

※この特約の共済金をお支払いする場合の「共済期間」には、契約を更新した場合の更新後の共済期間を含みます。

※各診断共済金の支払対象となる「疾病の定義」は当会が定める基準になります。

<悪性新生物診断共済金>

被共済者が、新がん等重度疾病診断一時金特約の発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から起算して91日目以後の共済期間中に次のいずれかに該当した場合に、次の金額を悪性新生物診断共済金としてお支払いします。

(1)生後をはじめてがんに罹患し、医師または歯科医師による病理組織学的所見により診断確定されたとき

(2)がんに罹患し、医師または歯科医師による病理組織学的所見によりがん診断確定され、かつ、そのがんの治療を目的とする入院をしたとき

(3)1①2により悪性新生物診断共済金が支払われた後、2年経過後にがんの治療を目的とする入院をしたとき

**悪性新生物診断共済金 = 新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額**

※悪性新生物診断共済金が支払われることとなった日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当した場合には、お支払いの対象となりません。

<上皮内新生物診断共済金>

被共済者が、新がん等重度疾病診断一時金特約の発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から起算して91日目以後の共済期間中に上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師による病理組織学的所見により診断確定された場合に、次の金額を上皮内新生物診断共済金としてお支払いします。

**上皮内新生物診断共済金 = 新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×10%**

※上皮内新生物診断共済金が支払われることとなった診断確定日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当した場合には、お支払いの対象となりません。

<急性心筋梗塞診断共済金>

被共済者が次の(1)および(2)をみたす場合に、次の金額を急性心筋梗塞診断共済金としてお支払いします。

(1)共済期間中に急性心筋梗塞と医師により診断されたとき

(2)共済期間中に(1)の急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含め60日以上、言語障害、運動失調および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき、または(1)の急性心筋梗塞の治療を目的とした手術を受けたとき

**急性心筋梗塞診断共済金= 新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×50%**

※急性心筋梗塞診断共済金が支払われることとなった日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当した場合には、お支払いの対象となりません。

<脳卒中診断共済金>

被共済者が次の(1)および(2)をみたす場合に、次の金額を脳卒中診断共済金としてお支払いします。

(1)共済期間中に脳卒中と医師により診断されたとき

(2)共済期間中に(1)の脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含め60日以上、言語障害、運動失調および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき、または(1)の脳卒中の治療を目的とした手術を受けたとき

**脳卒中診断共済金 = 新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×50%**

※脳卒中診断共済金が支払われることとなった日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当した場合には、お支払いの対象となりません。

<肝硬変診断共済金>

被共済者が、共済期間中に肝硬変と医師により生後をはじめて診断された場合に、次の金額を肝硬変診断共済金としてお支払いします。

**肝硬変診断共済金 = 新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×50%**

※肝硬変診断共済金のお支払いは、被共済者の一生涯にわたり1回限りです。

<慢性肺炎診断共済金>

被共済者が、共済期間中に慢性肺炎と医師により生後をはじめて診断された場合に、次の金額を慢性肺炎診断共済金としてお支払いします。

**慢性肺炎診断共済金 = 新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×50%**

※慢性肺炎診断共済金のお支払いは、被共済者の一生涯にわたり1回限りです。

8.がん等重度疾病診断一時金特約

特約の付带有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

※この特約の共済金をお支払いする場合の「共済期間」には、契約を更新した場合の更新後の共済期間を含みます。

※各診断共済金の支払対象となる「疾病の定義」は当会が定める基準になります。

<悪性新生物診断共済金>

被共済者が、がん等重度疾病診断一時金特約の発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から起算して91日目以後の共済期間中にがんに生後をはじめて罹患し、医師または歯科医師による病理組織学的所見により診断確定された場合に、次の金額を悪性新生物診断共済金としてお支払いします。

**悪性新生物診断共済金 = がん等重度疾病診断一時金特約共済金額**

※悪性新生物診断共済金のお支払いは、被共済者の一生涯にわたり1回限りです。

<上皮内新生物診断共済金>

被共済者が、がん等重度疾病診断一時金特約の発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から起算して91日目以後の共済期間中に上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師による病理組織学的所見により診断確定された場合に、次の金額を上皮内新生物診断共済金としてお支払いします。

**上皮内新生物診断共済金 = がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×10%**

※上皮内新生物診断共済金が支払われることとなった診断確定日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当した場合には、お支払いの対象となりません。

<急性心筋梗塞診断共済金>

被共済者が次の(1)および(2)をみたす場合に、次の金額を急性心筋梗塞診断共済金としてお支払いします。

(1)共済期間中に急性心筋梗塞と医師により診断されたとき

(2)共済期間中に(1)の急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含め60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき、または(1)の急性心筋梗塞の治療を目的とした手術を受けたとき

**急性心筋梗塞診断共済金 = がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×50%**

※急性心筋梗塞診断共済金のお支払いは、被共済者の一生涯にわたり1回限りです。

<脳卒中診断共済金>

被共済者が次の(1)および(2)をみたす場合に、次の金額を脳卒中診断共済金としてお支払いします。

(1)共済期間中に脳卒中と医師により診断されたとき

(2)共済期間中に(1)の脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含め60日以上、言語障害、運動失調および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき、または(1)の脳卒中の治療を目的とした手術を受けたとき

**脳卒中診断共済金 = がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×50%**

※脳卒中診断共済金のお支払いは、被共済者の一生涯にわたり1回限りです。

<肝硬変診断共済金>

被共済者が、共済期間中に肝硬変と医師により生後をはじめて診断された場合に、次の金額を肝硬変診断共済金としてお支払いします。

**肝硬変診断共済金 = がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×50%**

※肝硬変診断共済金のお支払いは、被共済者の一生涯にわたり1回限りです。

<慢性肺炎診断共済金>

被共済者が、共済期間中に慢性肺炎と医師により生後をはじめて診断された場合に、次の金額を慢性肺炎診断共済金としてお支払いします。

**慢性肺炎診断共済金 = がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×50%**

※慢性肺炎診断共済金のお支払いは、被共済者の一生涯にわたり1回限りです。

9.先進医療特約

特約の付带有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

<先進医療共済金>

被共済者が、共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に先進医療による療養を受け、次のいずれかに該当する場合に、技術料に相当する金額(被共済者1人につき1回あたり最高限度1,000万円)を先進医療共済金としてお支払いします。

(1)発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的として受けた先進医療による療養

(2)共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に受けた先進医療による療養

※「先進医療」とは、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります)をいい、これらは随時見直しされます。(詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください)。療養を受けた日に「先進医療」に該当するものがお支払いの対象となります。

※先進医療特約の発効日前に発生した不慮の事故、または発病した疾病を原因とした療養であっても、先進医療特約の発効日から1年経過後に受けた場合は、発効日以後の原因による療養とみなします。

※共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする先進医療による療養は疾病の治療を直接の目的とした療養とみなして取り扱います。

10.休業保障特約

特約の付带有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

<休業保障共済金>

被共済者(特約の発効日または更新日現在の年齢が、満66歳未満の方に限ります)が、共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に就業不能状態となり、その状態が支払対象外期間をこえて継続した場合に、保障対象期間中の就業不能状態の期間に対して、次の金額を休業保障共済金としてお支払いします。

**休業保障共済金=休業保障特約共済金額(日額)×(就業不能状態が継続した日数－支払対象外期間日数)**

※就業不能状態とは、入院している状態または医師または歯科医師の診断により自宅等において治療に専念している状態をいいます。

※支払対象外期間とは、被共済者が共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に就業不能状態となり、その状態が発効日または更新日に就業不能状態となった日から起算する協定書で定める期間をいいます。

※保障対象期間とは、支払対象外期間終了日の翌日からその日を含めて協定書で定める期間を限度とする共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中の期間をいいます。

※就業不能状態が支払対象外期間をこえて継続した場合で、その就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内の共済期間中に、再び、10日以上就業不能状態(同一の事由であるかを問いません。)が継続した場合は、同一の継続した就業不能状態とみなします。

※就業不能状態が支払対象外期間をこえて継続した場合で、その就業不能状態が終了した日の翌日から180日経過後に開始した就業不能状態については、新たな就業不能状態として取り扱います。

※自己判断による自宅療養はお支払いの対象となりません。

※就業不能状態の原因として対象となる精神障がいとは当会が認めるものをいいます。

#### 共済金を減額してお支払いする場合

<重度障害共済金>

発効日または更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から180日以内に重度障がいの状態になったときは、前項「共済金をお支払いする場合」における重度障害共済金の額を50%減額してお支払いします。
※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分の共済金額を除いた基本契約共済金額が減額の対象となります。

<災害死亡共済金・障害共済金・災害入院共済金>

不慮の事故等による傷害については、次の影響を除いて共済金の額を決定し、お支払いします。

1.事故前から存在していた障がい・傷病による影響

2.事故後、その事故とは関係なく発生した障がい・傷病による影響

3.正当な理由なく、被共済者が治療を行わず傷害が重大となったことによる影響

4.正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療させなかったことによる影響

<重度障害支援共済金>

重度障害支援特約の発効日または更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、重度障害支援特約の発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から180日以内に重度障がいの状態となったときには、前項「共済金をお支払いする場合」における重度障害支援共済金の額を50%減額してお支払いします。

※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分の共済金額を除いた重度障害支援特約共済金額が減額の対象となります。

<先進医療共済金>

先進医療特約の発効日前に、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日から1年以内に先進医療の療養を受けた場合は、次のいずれか小さい金額をお支払いします。

(1)20,000円

(2)前項「共済金をお支払いする場合」における先進医療共済金額の50%
※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分ともに減額の対象となります。

<休業保障共済金>

保障対象期間が休業保障特約の発効日または更新日(増額した場合)から1年以内に開始された場合は、その1年以内の就業不能期間に対し、前項「共済金をお支払いする場合」における休業保障特約共済金の額を50%減額してお支払いします。

※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分ともに減額の対象となります。

#### 共済金の年金払いについて

1.死亡共済金または重度障害共済金等について、一時金ではなく年金形式で受け取ること(以下「年金払い」といいます。)ができます。

※年金払いができるのは、所属団体における契約に共済年金払特則が付帯されている場合に限ります。

2.年金払いによる年金の受取人(以下「年金受取人」といいます。)になれる方は、共済金受取人である契約者本人です。

3.2.にかかわらず、契約者が被共済者である契約において、契約者が死亡した場合の年金受取人になれる方は、あらかじめ次の範囲内から死亡共済金受取人として指定されている方となります。

(1)契約者の配偶者

(2)契約者の収入により生計を維持している契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3)契約者の収入により生計を維持している契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4)1)から(3)までにあてはまらない契約者の収入により生計を維持している契約者のその他の親族

※あらかじめ上記の範囲内で、契約者が指定した後、その死亡共済金受取人が上記の範囲外となった場合には、死亡共済金受取人を変更していただく必要があります。

なお、その死亡共済金受取人が年金払いを選択する際に、上記の範囲外となっていた場合には、年金払いではなく一時金での受け取り(お支払い)となります。

4.年金払いのお取扱内容

(1)年金年額が24万円を下回る場合には、年金払いはお取り扱いできません。

(2)年金の種類は、確定年金です。

※確定年金は、年金開始日以降、一定の支払期間中、年金をお支払いします。

なお、支払期間は、5年以上35年以下の範囲内で5年単位に設定いただきます。

(3)年金の型は、定額型(年金の額が毎年一定)です。

(4)年金のお支払方法

①年金払いの対象となる共済金のお支払日に、その全額または一部を年金原資に充当して、この日を年金開始日とし、その後、年金開始日の年応当日ごとに年金をお支払いします(年1回受け取り)。
※年金額は、年金原資が充当される年金開始日の基礎率(予定利率等)で計算します。

②年金を分割して受け取ることができます。

※年2回受け取り:年金年額36万円以上、年4回受け取り:年金年額36万円以上、年6回受け取り:年金年額48万円以上である場合に限ります。

③年金受取人は、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括して受け取ることができます。

※受取額は、予定利率で割引いた年金の現価となり、年金で受け取るよりも少ない額となります。

(5)年金受取人は、年金原資に充当する共済金の額、確定年金の支払期間、および年金の受取回数を変更すること、ならびに権利義務を第三者に承継させることはできません。

(6)年金受取人が死亡された場合には、年金受取人の相続人に、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括してお支払いします。

## 注意喚起情報

#### 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

共済金の種類	主な免責事由
1.すべての共済金	(1)契約が解除されたとき (2)契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき
2.死亡を原因とする共済金	(1)被共済者が発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に自殺したとき (2)被共済者の犯罪行為によるとき (3)共済金受取人の故意によるとき (4)契約者の故意によるとき(契約者と同一人である場合を除きます) など
3.重度障がいを原因とする共済金	(1)被共済者が発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に自殺行為により重度障がいの状態となったとき (2)被共済者の故意(自殺行為を除きます)によるとき (3)被共済者の犯罪行為によるとき (4)契約者の故意によるとき(契約者と同一人である場合を除きます) など
4.不慮の事故を原因とする共済金	(1)契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき (2)被共済者の故意または重大な過失によるとき (3)被共済者の犯罪行為によるとき (4)被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (5)被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき (6)被共済者の精神障害または泥酔によるとき (7)被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき (8)原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの など
5.疾病を原因とする共済金	(1)契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき (2)被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき (3)原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの など
6.手術・放射線治療に関わる共済金	創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検を目的とした手術 など
7.休業保障共済金	(1)被共済者の故意または重大な過失によるとき (2)被共済者の犯罪行為によるとき (3)被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (4)被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき (5)被共済者の泥酔によるとき (6)被共済者の薬物依存によるとき (7)被共済者の妊娠、出産、早産または流産によるとき (8)原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの など

#### 契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1.契約者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき  
2.被共済者が発効日にすでに死亡していたとき  
3.契約者が発効日または更新日に団体の構成員でなくなっていたとき  
4.被共済者が発効日または更新日に契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外であったとき  
5.共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分  
6.契約の申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき  
7.契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき

※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

#### 契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

1.被共済者が死亡したとき  
2.被共済者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が発払われた場合に限ります)

※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

#### 契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

1.契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む)  
2.契約者の住所を変更したとき  
3.被共済者が契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外になったとき



## 交通災害共済

## 契約概要

- 被共済者になることができる方**
- 契約の発効日または更新日において、次のいずれかに該当する方
- 契約者(団体の構成員。以下同じです)
  - 契約者の配偶者
  - 2.以外の契約者と生計を一にする親族
- 交通事故の定義について**
- この共済において交通事故とは、次に掲げるものをいいます。
- 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関(自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、遊覧船など、およびこれらに積載されているものも含みます。以下同じです)との衝突、接触等による事故
  - 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関の衝突、接触、火災、爆発等による事故
  - 運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故
  - 乗客(入場客を含みます)として、改札口を有する交通機関の乗降場構内(改札口の内側をさします)における被共済者の不慮の事故
  - 道路(道路交通法第2条第1項第1号から第7号までに定めるもの。日本国外においても同法で定める道路と同程度のものとする)を運行中の被共済者の次に掲げる不慮の事故
    - 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
    - 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
    - 火災または破裂・爆発
- ※運行中には「駐車中」は含みません。

- 交通機関の範囲について**
- この共済における交通機関の範囲は次のとおりです。
- 汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（ロープウェーを含みます）、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部となっている運搬具を除きます。
  - 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトリーパス等の車両（道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条（定義）第1項第8号から第12号までに規定するもの）。ただし、次のものは含みます。
    - 身体障がい者用の車イスおよび小児用の車
    - 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第3条（道路の種類）に定める道路（市町村道以上の道路）を運行中の原動機付耕運機
  - 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第2条（定義）第1項に規定する航空機
  - 船舶職員および小型船舶操縦者法（昭和26年4月16日法律第149号）第2条（定義）第1項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶。ただし、河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船を含みます。

- 共済金をお支払いする場合**
- <死亡共済金>
- 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。
- <障害共済金>
- 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。
- <入院共済金>
- 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に連続して5日以上入院した場合、次の計算により入院共済金をお支払いします。

- ※事故の日からその日を含め1日以内に開始した入院が対象となります。
- |  |
|--|
| <b>入院共済金＝入院共済金額(日額)×[入院日数(184日限度)－免責4日*]</b> |
| *免責4日分については、通院共済金をお支払いします。                   |

- <通院共済金>
- 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に通院した場合、次の計算により通院共済金をお支払いします。
- ※事故の日からその日を含めて180日以内に行われた通院が対象となります。
- |                                     |
|-------------------------------------|
| <b>通院共済金＝通院共済金額(日額)×通院日数(90日限度)</b> |
|-------------------------------------|

- ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合のご注意
- <A型・C型・D型>
- 被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故による入院の場合は、入院共済金額を「契約口数×50円または、1,000円のうちのいずれか少ない金額」として、入院共済金をお支払いします。なお、通院の場合については共済金のお支払いの対象となりません。
  - <E型・F型>

被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合には、すべての共済金がお支払いの対象となりません。

- 共済金を減額する場合**
- 被共済者が交通事故により傷害を被り、共済金をお支払いする場合、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響により傷害が重大になったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

## 注意喚起情報

- 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)**
- 契約者、被共済者、共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
  - 被共済者の犯罪行為によるとき
  - 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
  - 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
  - 被共済者の精神障がいまたは泥酔によるとき

- 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの
- 道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの（交付を受けられない場合はお問い合わせください）
- 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの
- 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの(ただし、業務上の必要による立ち入り、または通行によって生じたものを除きます)
- 被共済者が「試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます）、競技・興行（練習を含みます）」のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害
- 被共済者が「職務として以下の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
  - 荷役作業（土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます）
  - 当会の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃の作業
- 被共済者が定期、不定期航空運送事業に使用されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に生じた傷害
- 被共済者が「職務として漁業に従事している間に生じた傷害
- E型・F型に加入の場合、被共済者がハイヤー・タクシーを業務運転中に被った交通事故によるとき
- 契約が解除されたとき

- 契約の無効について**
- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
- 被共済者が発効日に、すでに死亡していたとき
  - 被共済者が、発効日または更新日に契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
  - 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
  - 契約申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
  - 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※契約が無効の場合には、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

- 契約の消滅について**
- 被共済者が死亡したとき
- 契約内容に関する届け出について**
- 契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。
- 契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む)
  - 契約者の住所を変更したとき
  - 被共済者について、交通事故による傷害を被った場合
  - 他の交通災害共済や交通災害保険に加入したとき
  - 被共済者が契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

## 個人賠償責任共済

## 契約概要

- 契約について**
- 次の1.または2.いずれかの契約にセットして加入できます。共済期間は、個人賠償責任共済をセットする契約（以下「付帯される契約」と同一とし、付帯される契約が終了（無効・取り消し・失効・解約・解除・消滅）するとき、同時に終了します。
- 団体生命共済
  - 火災共済（30口以上加入している場合）
- ※新たにセットして加入する場合、付帯される契約は加入時に契約者が選択します。
  - ※付帯される契約を変更する場合は、別途、お手続きが必要です（付帯される契約が終了する場合で、他にセトできる契約があっても、自動でセットことはありません。）
  - ※団体生命共済に付帯する場合、家族契約へセットしての加入はできません。主たる被共済者は契約者です。

- 被共済者の範囲**
- 損害の原因となった事故発生時において、次のいずれかに該当する方とします。なお、一契約で以下の被共済者の範囲に該当する方も保障の対象となります。
- 主たる被共済者（付帯される契約の被共済者）
  - 主たる被共済者の配偶者
  - 主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族
  - 主たる被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
  - 被共済者の親権者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族（被共済者が責任無能力者である場合、その方に関する事故に限り、被共済者を含みます。）
- ※未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

- 共済金をお支払いする場合**
- 日本国内において次の1.や2.により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします（1回の事故につき上限3億円）。
- 日常生活における偶然な事故
  - 被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故
- ※上記とは別に、賠償費用共済金として、損害を与えた相手方に対する対人臨時費用や損害拡大防止費用（当会が認めたもの）等をお支払いします。

- ※共済金受取人は、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人です。

## 注意喚起情報

- 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)**
- 次のいずれかの損害への賠償責任
- 被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害
  - 暴行または殴打に起因する損害
  - 職務従事に起因する損害
  - 被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害
  - 心神喪失に起因する損害
  - 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害
  - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害

- 保障の重複について**
- 当会および当会以外のご契約で、すでに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれのご契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。
- ※主たる被共済者とそのご家族がそれぞれ個人賠償責任共済に加入し、保障が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります（それぞれのご契約から共済金を重ねてお支払いすることはありません）。
- ※同様の保障を提供する他の契約に加入した場合、当会へ連絡してください。

- 契約の無効について**
- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
- 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
  - 付帯される契約が発効日または更新日において無効であるとき
- ※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

- 契約の解除**
- 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。
- 被共済者または共済金を受け取るべき人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
  - 契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
  - 契約者または被共済者が、反社会的勢力\*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*2を有していると認められるとき
    - \*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
    - \*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
  - 前記1.～3.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
  - 契約者または主たる被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
- ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
- ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間（1か月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。
- ※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の被共済者のみであるときは、その被共済者に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

## 住まいる共済（個人賠償責任共済除く）

## 契約概要

- 共済商品のしくみ**

- 火災共済**
- 保障の対象に火災等・風水害等で損害が発生した場合、共済金をお支払いします。契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。
- <加入口数について>
- 住宅は400口(4,000万円)、家財は200口(2,000万円)までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数(2口単位)で加入できます。
- ※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額(口数)でご加入ください。

- 自然災害共済**
- 保障の対象に風水害等、地震等、盗難などで損害が発生した場合、共済金をお支払いします。
- 契約方法については、火災共済にセットして加入できます（住宅ごと、家財ごとに火災共済と同口数で加入ください）。加入できるタイプは「ベーシック」または「エコノミー」のいずれかです（住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください）。
- ※大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当

- 該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。
- ※火災共済が無効・取り消しになったときは、自然災害共済も無効・取り消しとなります。また、火災共済が共済期間の中途において終了したときにも同時に終了します。

- 加入できる住宅または家財（保障の対象）**
- 住宅
- 共済契約関係者（契約者および契約者と同一生計の親族をいいます。以下同じです）が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅
- ※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。
  - ※空家または無人の住宅等は、原則として保障の対象とはできません。
  - ※民泊（住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）物件は、加入できません。なお、共済契約関係者が居住する場合には、共済契約関係者もつばら居住している部分に限り加入できます。
- <事務所・店舗等併用住宅の扱いについて>
- 事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者もつばら居住している部分に限り加入できます（いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等含め住宅全体を対象に加入できます）。
- 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合
  - 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合
  - 次の用途を兼ねる住宅
    - 常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生资源集荷業、作業員宿舍・簡易宿泊所、貸乗敷・待合・割烹・料亭、キャブレー・ナトクラブ・バー・スタック・ピアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）・倉庫・車庫

- <住宅の構造について>
- 構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決定します。掛金は構造区分により異なります。
- 〔木造構造〕：マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない住宅
- 〔鉄骨・耐火構造〕：マンション構造に該当しない住宅で以下(1)～(4)のいずれか
- 次のいずれかに該当する住宅

- コンクリート造
  - コンクリートブロック造
  - れんが造
  - 石造
  - 土蔵造
  - 鉄骨造
- 耐火建築物等（戸建てのみ）(注1)
  - 準耐火建築物等(注2)
  - 省令準耐火建物
- 〔マンション構造〕：以下(1)または(2)のいずれか
- 次のいずれかに該当する共同住宅
    - コンクリート造
    - コンクリートブロック造
    - れんが造
    - 石造
  - 耐火建築物等(注1)の共同住宅
    - (注1)耐火性能を有する「耐火建築物(※)」、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」が該当します。
    - ※建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物
    - (注2)準耐火性能を有する「準耐火建築物(※)」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」が該当します。
    - ※建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する準耐火建築物

- 家財
- 共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財
- ※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者もつばら居住する部分に収容される家財に限ります。
  - ※貸家の場合は家財には加入できません。
  - ※空家または無人の住宅等の家財は、原則として保障の対象とはできません。
- 保障の対象とならない住宅・家財（抜粋）
- (1)通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など
  - (2)事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など
  - (3)稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など
  - (4)義歯、義肢、人工臓器など
  - (5)データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
  - (6)空家や無人である住宅およびその住宅内の家財
  - (7)法人名義の住宅

- 特約について**
- 借家人賠償責任特約**
- 借用住宅の借主（被共済者）の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。
- 契約方法については、火災共済（家財）に30口以上加入し、次の1.～3.のすべてに該当する場合に加入できます。
- 借用住宅に基本契約の保障の対象である家財が収容されているとき
  - 借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき
  - 借用住宅の借主（被共済者）と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき
- ※被共済者は、共済契約関係者でなければなりません。

- 類焼損害保障特約**
- 保障の対象である住宅、保障の対象である住宅に収容される家財、保障の対象である家財、または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者（類焼保障被共済者）に共済金をお支払いします。
- 契約方法については、火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。
- ※1物件に1契約とします。



**盗難保障特約**

盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします(家財のみが保障の対象です)。契約方法については、火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に加入できます。※自然災害共済に加入している場合は加入できません。

#### 共済金のお支払いなどについて

■**共済金をお支払いする場合(支払事由)**

詳細な共済金額については、リーフレット等をご確認ください。
※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)について、後述の“★”がついている共済金は風水害等による損害の場合、対象外となります。
※後述の“\*”がついている共済金については、保障の対象である住宅に付属工物物および付属建物を含みます。

**火災共済について**

**火災等共済金\***

保障の対象に火災等により損害が生じた場合
※火災等とは…火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来をいいます。

**風水害等共済金★\***

保障の対象である住宅、保障の対象である家財を収容する住宅、または保障の対象である家財に、風水害等により損害が生じた場合
※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による住宅内部または家財の損害は、次の1または2に該当するものに限ります。

- 住宅の外側の部分(住宅の外壁、屋根、開口部等をいう)の損壊を伴うもの
  - 給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの
- ※風水害等とは…暴風雨、突風・旋風、竜巻、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいいます。
※床上浸水とは…居住部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たきぎの類を除く)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう)から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

※雨水等とは…雨、雪、ひょう、風、砂塵、これらに類するものをいいます。

**持ち出し家財共済金**(家財契約がある場合)

持ち出し家財について、日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く)内において火災等による損害が生じた場合

**臨時費用共済金★**

火災等共済金または風水害等共済金がお支払われる場合

**失火見舞費用共済金\***

保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、見舞金等を現金に自己の費用で支払った場合

**水道管凍結修理費用共済金**(住宅の加入口数が20口以上の場合)
保障の対象である住宅の専用水道管が凍結により損壊(パッキングのみの損壊を除く)し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合

**バルコニー等修繕費用共済金**(住宅契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ)
保障の対象である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合

**漏水見舞費用共済金**(マンション構造のみ)

保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した事故(火災、破裂・爆発を除く)を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現金に自己の費用で支払った場合

**修理費用共済金★**(マンション構造のみ)

借用住宅に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合

**住宅災害死亡共済金★**

火災等共済金または風水害等共済金がお支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

**風呂の空だき見舞金**

保障の対象である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の1.または2.に該当する場合

- 風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき
- 風呂釜が使用不能になったとき

**自然災害共済について**

**風水害等共済金★\***

保障の対象である住宅、保障の対象である家財を収容する住宅、または保障の対象である家財に、風水害等により損害が生じた場合
※申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます。

※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による住宅内部または家財の損害は、次の1.または2.に該当するものに限ります。

- 住宅の外側の部分(住宅の外壁、屋根、開口部等をいう)の損壊を伴うもの
  - 給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの
- 盗難共済金**
- 盗難により次の1～3.のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合
- 保障の対象に盗取、損傷または汚損により損害が生じた場合
  - 日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く)内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合
  - 保障の対象である家財を収容する住宅内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合

- ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみます場合
(1)共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと

(2)盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと
※汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。

※通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。

**地震等共済金**

地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が100万円を超える場合
※地震等とは…地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、これらによる津波をいいます。

**地震等特別共済金**(住宅および家財の合計加入口数が20口以上の場合)

地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が20万円を超え100万円以下の場合

**付属建物等特別共済金\*** ※ベシックのみ(住宅の加入口数が20口以上の場合)
地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅の付属建物または付属工物物に損害が生じ、その損害額が20万円を超える場合
※付属建物とは…物置、納屋、車庫などをいいます。
※付属工物物とは…門、塀、垣、カーポートなどをいいます。

**傷害費用共済金★**

火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金がお支払われ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合

※当会が定める「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

■**共済金をお支払いできない主な場合(主な免責事由)**

**火災共済について** ※各特約を含む。ただし、14～16.については、類焼損害保障特約を除く。

次のいずれかの事由により生じた損害

- 発効日以前に生じた損害
- 住宅の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり
- 契約者、保障の対象の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
- 保障の対象である家財(持ち出し家財を除く)が、保障の対象である家財を収容する住宅外にある間に生じた事故
- 火災等または風水害等に際しての保障の対象の紛失または盗難
- 置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の事故
- 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
- 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動
- 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 9.以外の放射線照射または放射能汚染
- 11.7～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大
- 12.発生原因がいかなる場合でも、7～10.の事由による事故の延焼または拡大
- 13.7～10.の事由に伴う秩序の混乱
- 保障の対象(借家人賠償責任特約の場合は「借用住宅」をいいます。以下同じです)の欠陥(契約者、保障の対象の所有者またはこれらの人に代わって保障の対象を管理する人が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除く)
- 保障の対象において、次のいずれかに該当する損害

- 自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含む)
- 性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害など
- ねずみ食い、虫食いなど
- 保障の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きによる汚損を含む)であって、保障の対象ごとに、その保障の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 借用住宅の改築、増築または取り壊し等の工事〔借家人賠償責任特約〕
- 次の損害賠償責任を負担することにより被った損害〔借家人賠償責任特約〕
  - 被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
  - 被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任
- 共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意〔類焼損害保障特約〕
- 類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反(他の類焼保障被共済者を受け取る金額については除く)〔類焼損害保障特約〕
- 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難〔盗難保障特約〕
- 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難〔盗難保障特約〕など

**自然災害共済について**

次のいずれかの事由により生じた損害

- 共済金をお支払いできない主な場合(主な免責事由)」の**火災共済について**の1.～4.、8～10.、8～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大(発生原因がいかなる場合でも含む)、および8～10.の事由に伴う秩序の混乱、14～16.
- 風水害等、地震等または火災等に際しての保障の対象の紛失または盗難
- 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
- 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難
- 地震等が発生した日から10日を経過した後生じた損害〔地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金〕

6.原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの〔傷害費用共済金〕

7.物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工物物の損害など

1.■共済金をお支払いできない主な場合(主な免責事由)」の**火災共済について**

- 1.～4.、8～10.、8～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大(発生原因がいかなる場合でも含む)、および8～10.の事由に伴う秩序の混乱、14～16.
- 風水害等、地震等または火災等に際しての保障の対象の紛失または盗難
- 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
- 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難
- 地震等が発生した日から10日を経過した後生じた損害〔地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金〕
- 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの〔傷害費用共済金〕
- 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工物物の損害など

■**自然災害共済の共済金が削減される場合**

1.自然災害共済は、当会・電通共済生協・教職員共済(以下「自然災害共済実施生協」といいます。)が共同で実施するものです。

1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金をその所定の支払共済金総額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払いします。なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金総額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずにお支払いしています。

- 風水害等の総支払限度額…850億円(2024年4月1日～2025年3月31日)／1,100億円(2025年4月1日～)
※この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等(最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。)と同程度の風水害等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。
(2)地震等の総支払限度額…5,750億円(2024年4月1日～2025年3月31日)／6,000億円(2025年4月1日～)
※この額は、1900年以降に発生した過去の地震等(2011年の東日本大震災を含みます。1923年の関東大震災は除きます。)や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震注のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、1923年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

- 注)南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。
- 当会では大規模な風水害等や地震等に備えて準備金の積み立てを行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、1.にかかわらず、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。

3.共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

#### 共済金受取人

- 共済金受取人は契約者です。
- 1.にかかわらず、契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。
- 共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の共済金受取人を代表します。
※共済金受取人は、借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者となります。

## 注意喚起情報

#### 契約の解約・消滅

- 契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。
- 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
  - 保障の対象が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
  - 保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生したとき

#### 契約の無効

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
契約が無効の場合、すでに共済金等を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

■**火災共済** ※各特約を含む。

- 保障の対象が契約の発効日または更新日において、契約概要「共済商品のしくみ」の「■加入できる住宅または家財(保障の対象)」の範囲外 のとき
- 契約の発効日において、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生していたとき
- 契約の発効日、更新日または変更承諾日において、保障の加入条件を満たしていないとき〔借家人賠償責任特約〕
- 共済金額が当会の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
- 住宅1棟およびそこに収容される保障の対象である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき〔類焼損害保障特約〕
- 同一の契約者が同一の保障の対象である家財につき、複数の盗難保障特約を付帯したとき〔盗難保障特約〕
- 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき

■**自然災害共済**

- 火災共済が契約の発効日または更新日において無効であるとき
- 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約(更新契約または中途変更の場合は、増額部分)
- 共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分
- 上記■火災共済の1.、2.、4.、7.

#### 保障の重複について

下記の特約をセットする場合、当会および当会以外の契約ですでに同種の保

障に加入しているときや、主たる被共済者とそのご家族で同種の保障に加入しているときは、保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらの契約からでも保障されますが、いずれか一方の契約からは保険金や共済金がお支払われません場合があります。
※それぞれの契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

**〔借家人賠償責任特約〕****〔類焼損害保障特約〕****〔盗難保障特約〕**

#### 契約の解除

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- 共済金受取人(借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者)が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- 共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- 共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力\*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*2を有していると認められるとき
\*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。
\*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
- 前記1.～3.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適當と判断したとき
- 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返します。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

#### 契約内容に関する届け出

契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- 氏名や住所が変更となった場合(指定代理請求人を含む)
- 火災共済、自然災害共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき
- 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増築するとき
- 30日以上空家または無人にするとき
- 保障の対象を移転または変更するとき
- 保障の対象である住宅を滅失、解体、譲渡したとき、または保障の対象である家財を収容する住宅を滅失、解体したとき
- この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
- 保障の対象の範囲外になったとき
- 同居家族の人数が変わったとき
- 契約者が死亡したとき

※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で、保障の対象の範囲から外れていることが判明した場合、当会は契約の継続を承諾せず契約を解除することがあります。

#### 他の共済・保険などに加入している場合の共済金の支払いについて

当会の火災共済(セットしている特約を含みます)、自然災害共済のほか、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

#### 空家または無人の住宅等となる場合の取り扱い

- 空家または無人の住宅等となる場合には、原則としてご契約の継続はいただけません。
- ご契約後に、ご契約の建物が空家または無人の住宅等となる場合には、必ず当会までご連絡ください。ご契約終了にあたってのお手続きをご案内します。
- ただし、一時的にご契約の継続を希望される場合等は、今後のご利用予定や当面の建物管理の状況等について当会の基準を満たしているときに限り、一定の期間内、ご契約を継続いただける場合があります。
- 3.にもとづきご契約を継続される場合でも、以降のご契約の更新時には必ず状況を報告いただくためのお手続きが必要です。このお手続きをいただけない場合には、建物の状況にかかわらずご契約の継続をお断りします。また、お手続きをいただいた場合でも、今後のご利用予定や建物管理の状況等に变化があるとき、相当期間を経過しているときなど、当会の基準を満たさない場合には継続をお断りします。



# ご契約のてびき

保障選び・  
お手続きに!

こくみん共済coopのホームページで  
「掛金試算」や「お申込書類の作成」が  
簡単にできます。

スマートフォン等  
の場合  
こちらからアクセス!



パソコンの場合  
こちらで検索!

こくみん共済coop 見積もり

検索

<https://www.zenrosai.coop/kakekin.html>

## まずは ご希望のプランの掛金を試算する

※画像はイメージのため、実際の画面と異なる場合があります。

**1** こくみん共済 (金沢県)

「せいめい共済・総合医療共済」をお選びください。

**2** せいめい共済・総合医療共済  
お見積もり・申込手続きページ

生年月日などのお見積もり条件を選択してください。

**3** お見積もり

掛金試算ページが表示されます。共済期間や入院日額などが設定できます。

## つぎに 必要事項を入力する

**4** お客さま情報の入力

住所や電話番号などの必要事項をご入力ください。

**5** 支払方法の選択

お支払方法をお選びいただくことで、書類の作成は完了となります。

## 最後に お申込書類を送付する

**6** 作成したお申込書類は、ご自身でプリントアウトできます。必要事項を記入・押印のうえ、当会にお送りください。

**ご自宅にプリンタがない場合は、印字されたお申込書類を当会から郵送にてお届けすることもできます。**

- このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。
- ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。
- このご契約のてびきは、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。
- ご不明な点がございましたら、こくみん共済coop(以下「当会」)までお問い合わせください。
- ご契約内容となる事業規約・細則は当会ホームページ(<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>)よりご参照いただくか、当会までお問い合わせください。

## 《契約概要》

《契約概要》は、ご契約に際して、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

### 1 契約者について

出資金を払い込み、組合員となった方で、当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方をいいます。

### 2 被共済者になることができる方

(1) 契約者との続柄が次の範囲内である方

- ① 契約者ご本人
- ② 契約者の配偶者(内縁関係にある方および同性パートナー\*1(以下「内縁関係にある方等\*2」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです)
  - \*1 同性パートナー: 戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。
  - \*2 内縁関係にある方等: 生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか)をお願いしています。
- ③ 契約者と生計を一にする、契約者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)
- ④ 契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)

(2) 新規加入年齢について

契約のプラン・タイプによって異なります。下記の表をご覧ください。

プラン名	特約・タイプ名	新規加入年齢
終身医療プラン	総合タイプ	満15歳～満80歳(*1)
	ベーシックタイプ(180日型)	
	ベーシックタイプ(60日型)	
	三大疾病タイプ	
	女性疾病タイプ	
定期医療プラン	先進医療特約	満0歳～満70歳
	基本保障	
	三大疾病医療特約	
	女性疾病医療特約	
定期医療プラン	介護保障特約	満15歳～満70歳
	先進医療特約	満0歳～満70歳
	先進医療特約	満0歳～満70歳

\*1 短期払のときは払済年齢に応じた年齢となります。後記の「4 共済期間と掛金払込期間について」をご参照ください。

※ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です(P67注意喚起情報「2 加入申込書(申込書)および質問表の記入について」をご覧ください)。

### 3 共済商品について

商品名称と該当する事業規約名

商品名		事業規約・細則
総合医療共済	総合タイプ	終身生命共済
	ベーシックタイプ(180日型)	
	ベーシックタイプ(60日型)	
	三大疾病タイプ	個人長期生命共済
	女性疾病タイプ	
	先進医療特約	
定期医療プラン	基本保障	個人長期生命共済
	三大疾病医療特約	
	女性疾病医療特約	
	介護保障特約	
	先進医療特約	

#### 終身医療プラン

「終身医療プラン」は一生継続医療保障です。

#### 定期医療プラン

「定期医療プラン」は定期的に見直しができる、一定期間の医療保障です。

### 4 共済期間と掛金払込期間について

プラン名	共済期間	掛金払込期間
終身医療プラン	終身 ※先進医療特約は10年ごとに自動更新となります。	終身払(*1)・短期払(*2)
定期医療プラン	5年または10年 ※満55歳以上の方が加入あるいは更新される場合は、満80歳までの共済期間とすることもできます。	共済期間と同じです。

\*1 終身払とは掛金を終身にわたって払い込んでいただくものです。

\*2 短期払とは掛金の払い込みを一定の期間で満了とするものです。短期払とする場合には、加入時年齢に応じて次のいずれかとなります。

- ・60歳払済(加入時年齢が満15歳から満55歳のとき)
- ・65歳払済(加入時年齢が満15歳から満60歳のとき)
- ・70歳払済(加入時年齢が満15歳から満65歳のとき)

なお、先進医療特約には短期払の取り扱いはありません。先進医療特約を付帯したタイプの掛金払込満了後は、先進医療特約の掛金を年払で払い込んでいただけます。



## 5 一部のご職業について(加入制限について)

(1)保障開始日において、次のご職業に従事している方は、被共済者となることができません。

- ①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師 その他これらに類する職業
- ②テストパイロット、テストドライバー その他これらに類する職業

(2)被共済者の職業が下表にあてはまる場合には、共済金額を制限させていただくことがあります。  
後記の「6 契約できる共済金額の限度について」をご参照ください。

区分	共済金額を制限する職業・職種名
A	・競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ・潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ・坑内、隧道内作業に従事される方 ・近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ・1,000トン未満の船舶乗組員
B	・警察官、海上保安官、その他これらに類する職業 ・自衛官(防衛大学校生を含みます)
C	・ハイヤー、タクシー運転手

## 6 契約できる共済金額の限度について

(1)入院に関する共済金額の限度

### ■ 総合医療共済 病気入院共済金日額 加入限度

加入年齢	①終身医療プラン(*1)	②定期医療プラン(*1)	①+②通算(*1)
満0歳～満14歳	加入できません	10,000円	10,000円
満15歳～満60歳	10,000円		15,000円
満61歳～満70歳			10,000円
満71歳～満80歳	5,000円	加入できません	5,000円

〈共済金額を制限する職業A, B, Cにあてはまる場合および重度障がい状態の場合〉

加入年齢	①終身医療プラン(*1)	②定期医療プラン(*1)	①+②通算(*1)
満0歳～満14歳	加入できません	5,000円	5,000円
満15歳～満60歳	5,000円		
満61歳～満70歳			
満71歳～満80歳			

### ■ 総合医療共済 三大疾病入院共済金日額 加入限度

加入年齢	①終身医療プラン(*1)	②定期医療プラン(*1)	①+②通算(*1)
満15歳～満70歳	10,000円	10,000円	15,000円
満71歳～満80歳	5,000円	加入できません	5,000円

〈共済金額を制限する職業A, B, Cにあてはまる場合および重度障がい状態の場合〉

加入年齢	①終身医療プラン(*1)	②定期医療プラン(*1)	①+②通算(*1)
満15歳～満70歳	10,000円	5,000円	15,000円
満71歳～満80歳	5,000円	加入できません	5,000円

### ■ 総合医療共済 女性疾病入院共済金日額 加入限度

加入年齢	①終身医療プラン(*1)	②定期医療プラン(*1)	①+②通算(*1)
満15歳～満70歳	5,000円	5,000円	7,500円
満71歳～満80歳	2,500円	加入できません	2,500円

〈共済金額を制限する職業A, B, Cにあてはまる場合および重度障がい状態の場合〉

加入年齢	①終身医療プラン(*1)	②定期医療プラン(*1)	①+②通算(*1)
満15歳～満70歳	5,000円	2,500円	7,500円
満71歳～満80歳	2,500円	加入できません	2,500円

\*1「終身生命共済」または「個人長期生命共済」事業規約にもとづく商品タイプ・プランに加入している場合は、その入院共済金日額を含みます。

(2)介護に関する共済金額の限度

### ■ 総合医療共済 介護共済金月額 加入限度

加入年齢	定期医療プラン(介護保障特約付き)(*2)
満0歳～満14歳	加入できません
満15歳～満60歳	90,000円
満61歳～満70歳	45,000円

〈共済金額を制限する職業A, Bにあてはまる場合〉

加入年齢	定期医療プラン(介護保障特約付き)(*2)
満0歳～満14歳	加入できません
満15歳～満60歳	45,000円
満61歳～満70歳	

〈重度障がい状態の場合〉

加入年齢	定期医療プラン(介護保障特約付き)(*2)
満0歳～満14歳	加入できません
満15歳～満60歳	30,000円
満61歳～満70歳	

\*2 当会の事業規約「終身生命共済」または「個人長期生命共済」にもとづく商品タイプ・プランに加入している場合は、その介護共済金月額を含みます。

【ご注意】

- ①CO・OP生命共済《あいあい》、《新あいあい》にご加入の場合は加入限度が通算され、総合医療共済にご加入いただけないことがあります。
- ②その他、当会の契約にすでにご加入の方については、共済金額を制限させていただくことがあります。
- ③先進医療特約は、当会の事業規約「終身生命共済」と「個人長期生命共済」にもとづく商品タイプ・プランを通算して、1被共済者につき1特約となります。

## 7 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

## 8 掛金額

掛金額は、タイプや共済金の額、年齢等により異なります。  
詳しくは、P27・28(終身医療プラン)、P29・30(定期医療プラン)の

月払掛金表をご覧ください。か当会までお問い合わせください。

## 9 掛金の払込方法と払込場所について

プラン名	掛金の払込方法
終身医療プラン	月払・半年払・年払
定期医療プラン	月払・半年払・年払・一時払

※口座振替をする場合には、当会が指定する振替日までに掛金相当額を払い込んでください。指定口座から引き落としがされたときをもって、掛金の払い込みがあったものとします。

※同一の指定口座から2件以上の当会の契約(マイカー共済・年払火災共済・ねんきん共済等)の掛金を振り替える場合、合計金額を振り替えるものとし、一部の掛金のみを払い込むことはできません。

※掛金の延滞がある場合は、延滞分も合算して振り替えられます。口座の残高が不足しておりますと、すべての掛金が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、注意してください。  
※短期払を選択した場合、終身医療プランの掛金払込満了後は先進医療特約の掛金を年払で払い込んでいただきます。

## 10 割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。この割り戻し金は利息をつけてすえ置きます。なお、すえ置かれた割り戻し金は、共済期間の途中に、契約者からのご請求にもとづきお支払いすることもできます。

## 11 共済金受取人について

- (1)共済金受取人は契約者です。
- (2)(1)にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、①から⑤の順位になります。②から⑤の中では、記載の順序になります。

- ①契約者の配偶者
- ②契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)
- ③契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ④②にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ⑤③にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

- (3)(2)において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。
- (4)契約者は、被共済者の同意および当会の承諾を得て、前記(2)の死亡共済金受取人の順位または順序をかえるとき、または前記(2)以外の契約者の親族に指定または変更するときなどに、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
- (5)(4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約が更新または更改等されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
- (6)死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に

到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払後に共済金の請求を受けても、二重には共済金は支払いません。

(7)(4)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合は、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、(1)または(2)に規定する順位および順序によります。

※終身医療プランには死亡共済金はありません。

## 12 定期医療プランの更新について

(1)満期となる時点で特にお申し出がない場合は、満期を迎える契約と同じ共済金額(掛金一律型の満期金部分を除きます)で更新いたします(更新日は満期日の翌日です)。満期のご案内は差し上げますが、契約を更新される場合、特に手続きの必要はありません(一時払契約を除きます)。ただし、以下の点にご注意ください。

- ①掛金額は更新日における満年齢のものとなります。
- ②共済期間は満期となる契約と同じ期間となりますが、満71歳以上で更新を迎えた場合には満80歳の契約満了日までの共済期間で更新することがあります。その他の共済期間での更新を希望される場合はお申し出ください。

(2)(1)にかかわらずつぎの①から⑤までのいずれかに該当する場合は、契約の更新はできません。

- ①被共済者が医学的な観点からみて必要性に疑問がある治療を繰り返し受けているとき
- ②被共済者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき
- ③被共済者が事故であることが判然としない治療を繰り返しているとき
- ④契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、当会に対して共済金(いかなる名称であるかを問わないものとします)を支払わせることを目的として、共済金の支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- ⑤その他、当会が共済契約の継続を困難と認める事由があるとき

※終身医療プランは共済期間が終身であるため契約の更新はありません。ただし、先進医療特約は10年ごとに更新となります。  
※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります(P69注意喚起情報「9 規約および細則の変更について」をご覧ください)。

## 13 共済金のお支払いについて

⇒P49～66「共済金のお支払いについて」をご覧ください。



## 共済金のお支払いについて

被共済者が共済期間中に支払事由に該当した場合に共済金を支払います。

以下は共済金のお支払いについての概要です。ご不明の点は当会にお問い合わせください。

### <終身医療プラン>

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
総合 タイプ	病気入院共済金	病気で入院したとき	入院共済金日額 ×入院日数	それぞれ 1入院180日 通算1,000日	<p>①発効日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始した入院</p> <p>※入院中に入院日額を減額された場合は、各入院日における入院日額により計算します。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後の原因による入院とみなします。 ※病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。 ※災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始された再入院は、1回の入院とみなします。</p>
	災害入院共済金	不慮の事故で180日以内に入院したとき			
	入院前病気通院共済金 および 退院後病気通院共済金	病気入院共済金が支払われる入院と同一の原因により通院したとき	入院共済金日額 ×0.3 ×通院日数	<p>①入院前病気(災害)通院共済金 最高30日 ②退院後病気(災害)通院共済金 最高60日 ③①②病気と災害それぞれ通算750日</p>	<p>①入院前病気(災害)通院共済金 入院開始日の前日以前90日の期間中に通院したとき ②退院後病気(災害)通院共済金 退院日の翌日以後180日の期間中に通院したとき</p> <p>※原因がいかなる場合でも、同じ日に複数回通院した場合にはいずれか1回分のみを支払います。 ※平常の生活に支障がないとき、業務に従事することに支障がないとき、通院しなくてもさしつかえないとする医師または歯科医師の認定があるとき、外傷所見(患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいいます。)のないときの通院は含みません。</p>
	入院前災害通院共済金 および 退院後災害通院共済金	災害入院共済金が支払われる入院と同一の原因により通院したとき			
	手術共済金	所定の手術を受けたとき	<p>①入院中のとき 入院共済金日額×20 ②外来のとき 入院共済金日額×10</p>	<p>病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、 ①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療</p> <p>※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするものであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。</p> <p>○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、ヘルニア手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない場合 例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など</p>	
	放射線治療共済金	所定の放射線治療を受けたとき	入院共済金日額×10		
三大疾病 タイプ	急性心筋梗塞診断共済金	急性心筋梗塞と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額×100	2年に1回 (診断共済金の種類を問わない)	<p>①発効日以後に「心・脳疾患の定義」に定める急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働および事務等の座業はできるが、それ以上の活動については制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ②発効日以後に急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として三大疾病手術共済金が支払われる手術を受けたとき</p> <p>※「心・脳疾患の定義」は当会が定める基準によります。</p>
	脳卒中診断共済金	脳卒中と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額×100	2年に1回 (診断共済金の種類を問わない)	<p>①発効日以後に「心・脳疾患の定義」に定める脳卒中を発病し、その脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ②発効日以後に脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として三大疾病手術共済金が支払われる手術を受けたとき</p> <p>※「心・脳疾患の定義」は当会が定める基準によります。</p>

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
三大疾病 タイプ	悪性新生物診断共済金	悪性新生物と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100	2年に1回 (診断共済金の種類を問 わない)	①発効日から起算して91日目以後に「悪性新生物の定義」に定める悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②悪性新生物診断共済金が支払われ、その悪性新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により悪性新生物と診断確定され、かつ、三大疾病入院共済金が支払われる入院をしたとき  ※「悪性新生物の定義」は当会が定める基準によります。
	上皮内新生物診断共済金	上皮内新生物と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100	2年に1回 (診断共済金の種類を問 わない) ①による支払いは、共済期間を通して1回限り	①発効日から起算して91日目以後に「上皮内新生物の定義」に定める上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②上皮内新生物診断共済金が支払われ、その上皮内新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により上皮内新生物と診断確定され、かつ、三大疾病入院共済金が支払われる入院をしたとき  ※「上皮内新生物の定義」は当会が定める基準によります。
	三大疾病入院共済金	三大疾病で入院したとき	三大疾病入院共済金日額 ×入院日数		発効日以後に発病した三大疾病の治療を目的とする入院 (注)がんの場合は、発効日から起算して31日目以後に発病した場合に限りします。  ※「三大疾病」とは、急性心筋梗塞、脳卒中、悪性新生物および上皮内新生物をいいます。 ※入院中に三大疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における三大疾病入院日額により計算します。 ※発効日前に発病した三大疾病または発効日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とする入院であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日または発効日から31日目以後の原因による入院とみなします。 ※三大疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、三大疾病入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな三大疾病による入院とします。
	三大疾病退院共済金	退院したとき	三大疾病入院共済金日額 ×10	1回の入院につき、 1回限り	三大疾病入院共済金の支払われる入院をし、その入院が連続して20日以上となったのちに生存退院した場合  ※入院中に三大疾病入院日額を減額された場合は、入院20日目における三大疾病入院日額により計算します。
	三大疾病手術共済金	三大疾病で所定の手術を受けたとき	三大疾病入院共済金日額 ×20		①と②のいずれにも該当するとき ①発効日以後に発病した三大疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 (注)がんの場合は、発効日から起算して31日目以後に発病した場合に限りします。 ②病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるものの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術  ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日前に発病した三大疾病または発効日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とするものであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日または発効日から31日目以後の原因による手術・放射線治療とみなします。
	三大疾病放射線治療共済金	三大疾病で所定の放射線治療を受けたとき	三大疾病入院共済金日額 ×10	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回	○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、心臓の開胸手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない場合 例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
	在宅ホスピスケア共済金	在宅療養したとき	三大疾病入院共済金日額 ×在宅終末期医療を受けた 日数	180日限度	①と②のいずれにも該当するとき ①発効日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されて受けた在宅終末期医療 ②公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療(歯科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療のうち、医科診療報酬点数表においても在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療を含みます)  ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、在宅終末期医療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※在宅終末期医療を受けた期間中に三大疾病入院日額を減額された場合は、各在宅終末期医療を受けた日における三大疾病入院日額により計算します。 ※発効日から起算して31日目に発病していた悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断された場合でも、発効日から2年を経過したのちに判断されたときには、発効日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されたときとみなします。



契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
女性疾病 タイプ	悪性新生物診断共済金	悪性新生物と診断されたとき	女性疾病入院共済金日額 ×200	2年に1回 (診断共済金の種類を問 わない)	①発効日から起算して91日目以後に「悪性新生物の定義」に定める悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②悪性新生物診断共済金が支払われ、その悪性新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により悪性新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき  ※「悪性新生物の定義」は当会が定める基準によります。
	上皮内新生物診断共済金	上皮内新生物と診断されたとき	女性疾病入院共済金日額 ×200	2年に1回 (診断共済金の種類を問 わない) ①による支払いは、共済 期間を通して1回限り	①発効日から起算して91日目以後に「上皮内新生物の定義」に定める上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②上皮内新生物診断共済金が支払われ、その上皮内新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により上皮内新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき  ※「上皮内新生物の定義」は当会が定める基準によります。
	がん入院共済金	がんで入院したとき	女性疾病入院共済金日額 ×2×入院日数		発効日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を目的とする入院  ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における女性疾病入院日額により計算します。 ※発効日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とする入院であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日から31日目以後の原因による入院とみなします。 ※がん入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、がん入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たながんによる入院とします。
	女性疾病入院共済金	女性特有の病気で入院したとき	女性疾病入院共済金日額 ×入院日数	1入院180日 通算1,000日	発効日以後に発病した「女性疾病の定義」に定める女性疾病の治療を目的とする入院  ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における女性疾病入院日額により計算します。 ※発効日前に発病した女性疾病の治療を目的とする入院であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後の原因による入院とみなします。 ※女性疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、女性疾病入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな女性疾病による入院とします。 ※「女性疾病の定義」は当会が定める基準によります。
	女性疾病退院共済金	退院したとき	女性疾病入院共済金日額 ×10	がん入院、女性疾病入院 それぞれ1回の入院につ き、1回限り	がん入院共済金または女性疾病入院共済金の支払われる入院をし、その入院が連続して20日以上となったのちに生存退院した場合  ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、入院20日目における女性疾病入院日額により計算します。
	がん手術共済金	がんで所定の手術を受けたとき	女性疾病入院共済金日額 ×40		①と②のいずれにも該当するとき ①発効日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるものの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術  ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とするものであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日から起算して31日目以後の原因による手術・放射線治療とみなします。
	がん放射線治療共済金	がんで所定の放射線治療を受けたとき	女性疾病入院共済金日額 ×20	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回	○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない場合 例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
女性疾病 タイプ	在宅ホスピスケア共済金	在宅療養したとき	女性疾病入院共済金日額 ×在宅終末期医療を受けた 日数	180日限度	<p>①と②のいずれにも該当するとき</p> <p>①発効日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されて受けた在宅終末期医療</p> <p>②公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療(歯科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療のうち、医科診療報酬点数表においても在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療を含みます)</p> <p>※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、在宅終末期医療を受けた時点で効力を有するものによります。</p> <p>※在宅終末期医療を受けた期間中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各在宅終末期医療を受けた日における女性疾病入院日額により計算します。</p> <p>※発効日から起算して31日目に発病していた悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断された場合でも、発効日から2年を経過したのちに判断されたときには、発効日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されたとみなします。</p>
ベーシック タイプ 180日型	病気入院共済金	病気で入院したとき	入院共済金日額 ×入院日数	それぞれ 1入院180日 通算1,000日	<p>①発効日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院</p> <p>②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始した入院</p> <p>※入院中に入院日額を減額された場合は、各入院日における入院日額により計算します。</p> <p>※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後の原因による入院とみなします。</p> <p>※病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。</p> <p>※災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始された再入院は、1回の入院とみなします。</p>
	災害入院共済金	不慮の事故で180日以内に入院したとき			
	手術共済金	所定の手術を受けたとき	入院共済金日額 ×10	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回	<p>○お支払いの対象となる場合</p> <p>※お支払いについて制限がある場合があります。</p> <p>例)腫瘍を摘出する手術、ヘルニア手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など</p> <p>×お支払いの対象とならない場合</p> <p>例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など</p>
ベーシック タイプ 60日型	病気入院共済金	病気で入院したとき	入院共済金日額 ×入院日数	それぞれ 1入院60日 通算1,000日	<p>①発効日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院</p> <p>②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始した入院</p> <p>※入院中に入院日額を減額された場合は、各入院日における入院日額により計算します。</p> <p>※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後の原因による入院とみなします。</p> <p>※病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。</p> <p>※災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始された再入院は、1回の入院とみなします。</p>
	災害入院共済金	不慮の事故で180日以内に入院したとき			



契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
ベーシックタイプ 60日型	手術共済金	所定の手術を受けたとき	入院共済金日額 ×10		<p>病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、</p> <p>①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療</p> <p>※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするものであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。</p> <p>○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、ヘルニア手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など</p> <p>×お支払いの対象とならない場合 例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など</p>
	放射線治療共済金	所定の放射線治療を受けたとき	入院共済金日額 ×10	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回	
先進医療 特約	先進医療共済金	先進医療を受けたとき	先進医療にかかる技術料と 同額	通算1,000万円	<p>①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的として受けた先進医療による療養 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた先進医療による療養</p> <p>※同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする療養であっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による療養とみなします。 ※[先進医療]とは、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいい、これらは随時見直しされます(詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください)。療養を受けた日に[先進医療]に該当するものがお支払いの対象となります。</p>

※「日帰り入院」とは、病気やけがの治療のために入院し、その日のうちに退院した場合をいいます。お支払いの対象となる日帰り入院は入院  
※「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、

基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。  
または、その症状が増悪したときを除きます。

### <定期医療プラン>

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
基本保障	病気入院共済金	病気で入院したとき	入院共済金日額 ×入院日数	それぞれ 1入院180日 通算1,000日	<p>①発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始した入院</p> <p>※入院中に入院日額を減額された場合は、各入院日における入院日額により計算します。災害入院共済金が支払われる入院で、入院日額を変更された場合の災害入院共済金は、不慮の事故が発生した日の入院日額を限度として、各入院日における入院日額により計算します。 ※発効日または更新日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日または更新日から2年経過後に開始された入院は、発効日または更新日以後の原因による入院とみなします。 ※病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。 ※災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始された再入院は、1回の入院とみなします。</p>
	災害入院共済金	不慮の事故で180日以内に入院したとき			
	入院前病気通院共済金 および 退院後病気通院共済金	病気入院共済金が支払われる入院 と同一の原因により通院したとき	入院共済金日額 ×0.3 ×通院日数	①入院前病気(災害) 通院共済金 最高30日 ②退院後病気(災害) 通院共済金 最高60日 ③①②病気と災害それぞれ 通算750日	<p>①入院前病気(災害)通院共済金 入院開始日の前日以前90日の期間中に通院したとき ②退院後病気(災害)通院共済金 退院日の翌日以後180日の期間中に通院したとき</p> <p>※原因がいかなる場合でも、同じ日に複数回通院した場合にはいずれか1回分のみを支払います。 ※平常の生活に支障がないとき、業務に従事することに支障がないとき、通院しなくてもさしつかえないとする医師または歯科医師の認定があるとき、外傷所見(患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいいます。)のないときの通院は含みません。 ※入院日額を変更された場合の入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金は、不慮の事故が発生した日の入院日額を限度として、各通院日における入院日額により計算します。</p>
	入院前災害通院共済金 および 退院後災害通院共済金	災害入院共済金が支払われる入院 と同一の原因により通院したとき			



契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
基本保障	病気手術共済金 災害手術共済金	所定の手術を受けたとき	①入院中のとき 入院共済金日額×20 ②外来のとき 入院共済金日額×10		<p>病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、</p> <p>①発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療</p> <p>※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日または更新日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするものであっても、発効日または更新日から2年経過後に受けた場合、発効日または更新日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。 ※入院日額が変更された場合の災害手術共済金および災害放射線治療共済金は、不慮の事故が発生した日の入院日額を限度として、手術日または施術日における入院日額により計算します。</p> <p>○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、ヘルニア手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない場合 例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など</p>
	病気放射線治療共済金 災害放射線治療共済金	所定の放射線治療を受けたとき	入院共済金日額×10	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回	
	死亡共済金および 重度障害共済金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき	死亡・重度障害 共済金額		
先進医療 特約	先進医療共済金	先進医療を受けたとき	先進医療にかかる技術料と 同額	通算1,000万円	<p>①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的として受けた先進医療による療養 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた先進医療による療養</p> <p>※同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする療養であっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による療養とみなします。 ※[先進医療]とは、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいい、これらは随時見直しされます(詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください)。療養を受けた日に[先進医療]に該当するものがお支払いの対象となります。</p>
三大疾病 医療特約	急性心筋梗塞診断 共済金	急性心筋梗塞と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100	2年に1回 (診断共済金の種類を問 わない)	<p>①発効日または更新日以後に「心・脳疾患の定義」に定める急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働および事務等の座業はできるが、それ以上の活動については制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ②発効日または更新日以後に急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として三大疾病手術共済金が支払われる手術を受けたとき</p> <p>※「心・脳疾患の定義」は当会が定める基準によります。</p>
	脳卒中診断共済金	脳卒中と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100	2年に1回 (診断共済金の種類を問 わない)	<p>①発効日または更新日以後に「心・脳疾患の定義」に定める脳卒中を発病し、その脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ②発効日または更新日以後に脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として三大疾病手術共済金が支払われる手術を受けたとき</p> <p>※「心・脳疾患の定義」は当会が定める基準によります。</p>
	悪性新生物診断共済金	悪性新生物と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100	2年に1回 (診断共済金の種類を問 わない)	<p>①発効日または更新日から起算して91日目以後に「悪性新生物の定義」に定める悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②悪性新生物診断共済金が支払われ、その悪性新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により悪性新生物と診断確定され、かつ、三大疾病入院共済金が支払われる入院をしたとき</p> <p>※「悪性新生物の定義」は当会が定める基準によります。</p>



契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
三大疾病 医療特約	上皮内新生物診断 共済金	上皮内新生物と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100	2年に1回 (診断共済金の種類を問 わない) ①による支払いは、1回限 り	①発効日または更新日から起算して91日目以後に「上皮内新生物の定義」に定める上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師によ って病理組織学的所見により診断確定されたとき ②上皮内新生物診断共済金が支払われ、その上皮内新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日からその日を含め2年以上経過 後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により上皮内新生物と診断確定され、かつ、三大疾病入院共済金が支払われる 入院をしたとき  ※「上皮内新生物の定義」は当会が定める基準によります。
	三大疾病入院共済金	三大疾病で入院したとき	三大疾病入院共済金日額 ×入院日数		発効日または更新日以後に発病した三大疾病の治療を目的とする入院 (注)がんの場合は、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した場合に限ります。  ※「三大疾病」とは、急性心筋梗塞、脳卒中、悪性新生物および上皮内新生物をいいます。 ※入院中に三大疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における三大疾病入院日額により計算します。 ※発効日または更新日前に発病した三大疾病または発効日または更新日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とする入 院であっても、発効日または更新日から2年経過後に開始された入院は、発効日または更新日以後または発効日または更新日から31日 目以後の原因による入院とみなします。 ※三大疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの 入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、三大疾病入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日か ら180日を経過して開始した入院については、新たな三大疾病による入院とします。
	三大疾病退院共済金	退院したとき	三大疾病入院共済金日額 ×10	1回の入院につき、1回限 り	三大疾病入院共済金の支払われる入院をし、その入院が連続して20日以上となったのちに生存退院した場合  ※入院中に三大疾病入院日額を減額された場合は、入院20日目における三大疾病入院日額により計算します。
	三大疾病手術共済金	三大疾病で所定の手術を受けた とき	三大疾病入院共済金日額 ×20		①と②のいずれにも該当するとき ①発効日または更新日以後に発病した三大疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 (注)がんの場合は、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した場合に限ります。 ②病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるも の、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先 進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術  ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとし、 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当すると きは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日または更新日前に発病した三大疾病または発効日または更新日から起算して31日目に発病していたがんを原因とするもので あっても、発効日または更新日から2年経過後に受けた場合、発効日または更新日以後または発効日または更新日から31日目以後の原 因による手術・放射線治療とみなします。
	三大疾病放射線治療 共済金	三大疾病で所定の放射線治療を 受けたとき	三大疾病入院共済金日額 ×10	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回	○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、心臓の開胸手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない場合 例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手 術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
	在宅ホスピスケア共済金	在宅療養したとき	三大疾病入院共済金日額 ×在宅終末期医療を受けた 日数	180日限度	①と②のいずれにも該当するとき ①発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されて受けた在宅終 末期医療 ②公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療(歯科診療報酬点数表により在 宅療養の算定対象となる在宅終末期医療のうち、医科診療報酬点数表においても在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療を含み ます。)  ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、在宅終末期医療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※在宅終末期医療を受けた期間中に三大疾病入院日額を減額された場合は、各在宅終末期医療を受けた日における三大疾病入院日額に より計算します。 ※発効日または更新日から起算して31日目に発病していた悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断された場合でも、発効 日または更新日から2年を経過したのちに判断されたときには、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を 直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されたとみなします。

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
女性疾病 医療特約	悪性新生物診断共済金	悪性新生物と診断されたとき	女性疾病入院共済金日額 ×200	2年に1回 (診断共済金の種類を問 わない)	①発効日または更新日から起算して91日目以後に「悪性新生物の定義」に定める悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師 によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②悪性新生物診断共済金が支払われ、その悪性新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯 科医師によって病理組織学的所見により悪性新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき  ※「悪性新生物の定義」は当会が定める基準によります。
	上皮内新生物診断 共済金	上皮内新生物と診断されたとき	女性疾病入院共済金日額 ×200	2年に1回 (診断共済金の種類を問 わない) ①による支払いは、1回限 り	①発効日または更新日から起算して91日目以後に「上皮内新生物の定義」に定める上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師によつて 病理組織学的所見により診断確定されたとき ②上皮内新生物診断共済金が支払われ、その上皮内新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師また は歯科医師によって病理組織学的所見により上皮内新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき  ※「上皮内新生物の定義」は当会が定める基準によります。
	がん入院共済金	がんで入院したとき	女性疾病入院共済金日額 ×2×入院日数		発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を目的とする入院  ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における女性疾病入院日額により計算します。 ※発効日または更新日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とする入院であっても、発効日または更新日から2年経過後 に開始された入院は、発効日または更新日から31日目以後の原因による入院とみなします。 ※がん入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院 は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、がん入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日 を経過して開始した入院については、新たながんによる入院とします。
	女性疾病入院共済金	女性特有の病気で入院したとき	女性疾病入院共済金日額 ×入院日数	1入院180日 通算1,000日	発効日または更新日以後に発病した「女性疾病の定義」に定める女性疾病の治療を目的とする入院  ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における女性疾病入院日額により計算します。 ※発効日または更新日前に発病した女性疾病の治療を目的とする入院であっても、発効日または更新日から2年経過後に開始された入院 は、発効日または更新日以後の原因による入院とみなします。 ※女性疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの 入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、女性疾病入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日か ら180日を経過して開始した入院については、新たな女性疾病による入院とします。 ※「女性疾病の定義」は当会が定める基準によります。
	女性疾病退院共済金	退院したとき	女性疾病入院共済金日額 ×10	がん入院、女性疾病入院 それぞれ1回の入院につ き、1回限り	がん入院共済金または女性疾病入院共済金の支払われる入院をし、その入院が連続して20日以上となったのちに生存退院した場合  ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、入院20日目における女性疾病入院日額により計算します。
	がん手術共済金	がんで所定の手術を受けたとき	女性疾病入院共済金日額 ×40		①と②のいずれにも該当するとき ①発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるも の、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先 進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術  ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当する ときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日または更新日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とするものであっても、発効日または更新日から2年経過後 に受けた場合、発効日または更新日から起算して31日目以後の原因による手術・放射線治療とみなします。
	がん放射線治療共済金	がんで所定の放射線治療を受け たとき	女性疾病入院共済金日額 ×20	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日に 1回	○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない場合 例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手 術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など



契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
女性疾病医療特約	在宅ホスピスケア共済金	在宅療養したとき	女性疾病入院共済金日額×在宅終末期医療を受けた日数	180日限度	<p>①と②のいずれにも該当するとき</p> <p>①発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されて受けた在宅終末期医療</p> <p>②公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療(歯科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療のうち、医科診療報酬点数表においても在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療を含みます)</p> <p>※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、在宅終末期医療を受けた時点で効力を有するものによります。</p> <p>※在宅終末期医療を受けた期間中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各在宅終末期医療を受けた日における女性疾病入院日額により計算します。</p> <p>※発効日または更新日から起算して31日目に発病していた悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断された場合でも、発効日または更新日から2年を経過したのちに判断されたときには、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されたとみなします。</p>
介護保障特約	介護初期費用共済金	介護共済金が支払われるときまたは公的要介護認定を受けたとき	介護共済金月額×2	全共済期間を通じて1回	介護共済金が支払われるとき、または、発効日または更新日以後に生じた不慮の事故、不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病を原因として、発効日または更新日から起算して1年以上経過したのちに、公的要介護認定(要介護状態区分が「1」以上の場合に限ります)を受けたとき
	介護共済金	要介護状態になったとき	介護共済金月額×要介護状態継続月数	介護共済金を受け取れる期間(お支払いの対象となる要介護状態継続月数)は全共済期間を通じて120ヵ月まで	<p>発効日または更新日以後に生じた不慮の事故、不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病を原因として、つぎのいずれかの要介護状態になったとき</p> <p>①寝たきりにより公的要介護認定(要介護状態区分が「2」以上の場合に限ります。)を受け、その要介護認定を受けた日から起算して6ヵ月後の応当日において引き続き要介護状態であるとき</p> <p>②寝たきりにより「要介護状態の範囲」に定める要介護状態となり、その要介護状態となった日から起算して6ヵ月後の応当日において引き続き要介護状態であるとき</p> <p>③認知症により公的要介護認定(要介護状態区分が「2」以上の場合に限ります。)を受け、その要介護認定を受けた日から起算して3ヵ月後の応当日において引き続き要介護状態であるとき</p> <p>④認知症により「要介護状態の範囲」に定める要介護状態となり、その要介護状態となった日から起算して3ヵ月後の応当日において引き続き要介護状態であるとき</p> <p>※「要介護状態の範囲」は、当会が定める基準によります。また、「要介護状態となった日」は、要介護状態であることを医師が診断した日とします。</p> <p>※発効日または更新日から3年以内に要介護状態となったときは、その要介護状態が不慮の事故または脳卒中を直接の原因とする場合を除き、介護共済金の額を60%削減し、40%を支払います。</p>

※「日帰り入院」とは、病気やけがの治療のために入院し、その日のうちに退院した場合をいいます。お支払いの対象となる日帰り入院は入院  
 ※「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、

基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。  
 または、その症状が増悪したときを除きます。

## 《注意喚起情報》

《注意喚起情報》は、ご契約のお申し込みの際に特に注意していただきたい事項、不利益になる事項を記載しています。

### ① クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて当会へお問い合わせください。

※書面による場合は、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

※電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

### ② 加入申込書(申込書)および質問表の記入について

(1) 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。

(2) 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。

(3) 契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、加入申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日(告知日)とします。

① 当会窓口: 当会の窓口受付日 ② 金融機関窓口: 金融機関の窓口受付日 ③ 郵送: 消印日

金融機関の窓口受付日または消印日が判読不明の場合は、当会受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

(4) 健康診断書の提出が必要な場合

終身医療プラン、定期医療プラン(介護保障特約付きを含む)に申し込む場合

- ア) 終身医療プラン、定期医療プラン(介護保障特約付きを含む)を通算して、入院日額10,000円(加入年齢満71歳以上で終身医療プランに申し込む方は入院日額5,000円)を超えて申し込む場合には、健康診断書を提出していただきます(この健康診断書も加入審査の対象となります)。
- イ) 過去2年以内に当会の終身生命共済・個人長期生命共済に加入した場合には、その入院日額を上記の金額に含めて健康診断書を提出してください。

[ご提出いただく健康診断書の種類]

次のいずれかのコピーを提出してください。

- ア) 勤務先の定期健康診断書
- イ) 基本・特定健康診査結果表
- ウ) 人間ドック成績表

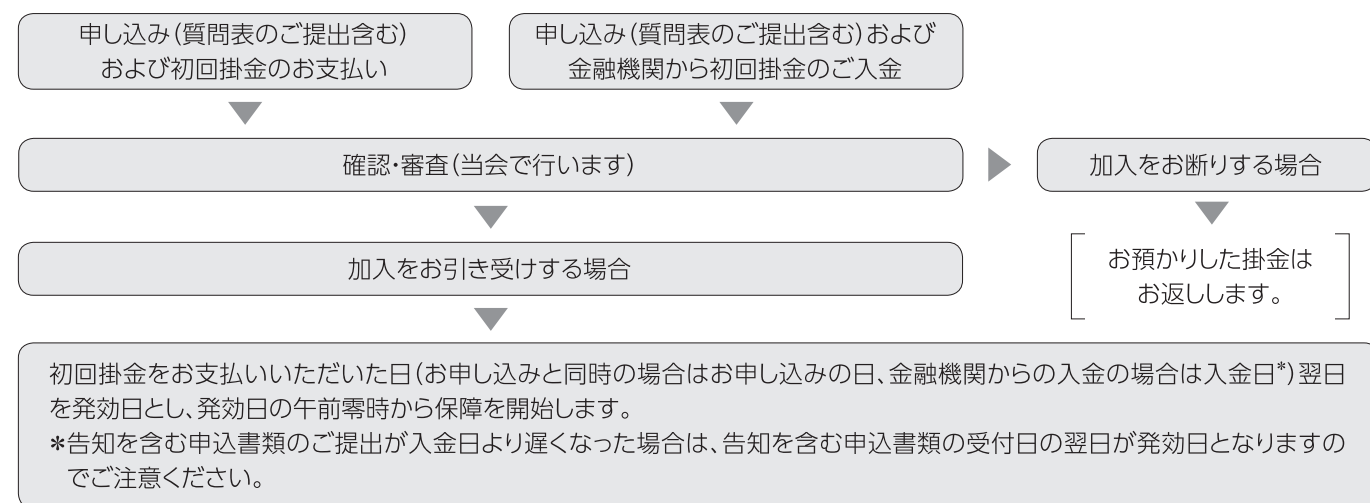
※このほか、共済金額を制限する職業または重度障がい状態の方は健康診断書を提出していただくことがあります。

※これらの健康診断書等は告知日(申込日)から1年以内に受診されたものが必要です。お手元にない場合は、当会にお問い合わせください。

### ③ 契約の成立と効力の発生について

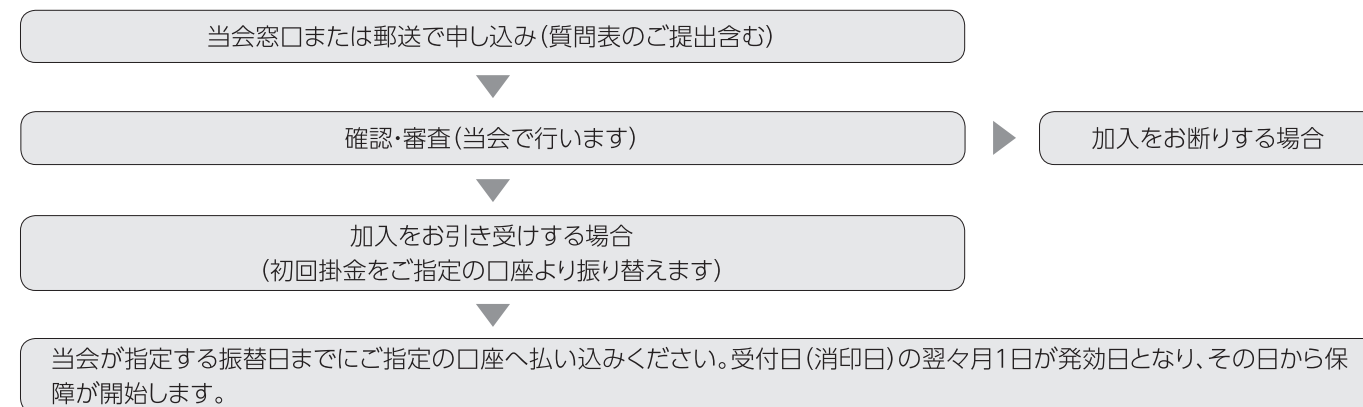
当会が加入の申し込みを承諾したときは、申込日に契約が成立したものとみなします。お申し込みから保障の開始(契約の効力の発生)までは次のとおりです。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

(1) 初回掛金を申し込みと同時に当会へお支払いいただく場合、あるいは金融機関から入金いただく場合



※初回掛金は、申込日からその日を含めて1ヵ月以内に、当会窓口あるいは最寄りの金融機関から払い込みください。申込日から1ヵ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度お申し込みいただくこととなります。

(2) 初回掛金を金融機関等の口座振替でお支払いいただく場合等



※ご指定の口座から初回掛金の振替ができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。当会が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。

### ④ 掛金の払込猶予期間と契約の失効について

(1) 2回目以後の掛金の払い込みについては、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は次のときに効力を失い、消滅します。この場合、その旨を契約者に通知いたします。

- ① 発効日が月の1日である契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時
- ② 発効日が月の1日でない契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効応当日の午前零時

(2) 失効した場合は、解約返戻金相当額(すえ置き割り戻し金がある場合は、これを加えた額)から未納掛金を差し引いた額をお支払いします。

### ⑤ 解約と解約返戻金について

(1) 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式に解約日を記載のうえご提出ください。この場合、すえ置き割り戻し金があるときはお返しします。

(2) 終身医療プランは、できる限り安い掛金で保障を実現するために、掛金払込期間中の解約返戻金をゼロとした共済商品です。なお、掛金払込満了後に解約された場合は、返戻金として入院日額の10倍をお支払いします。

### ⑥ 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。詳しくは当会までお問い合わせください。

### ⑦ 契約内容に関する届け出について(住所等の変更)

契約者((5)は被共済者または相続人)は次の場合、当会へご連絡ください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて当会へご連絡してください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- (1) 契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む)
- (2) 契約者の住所を変更したとき
- (3) 続柄が変更となったとき
- (4) 海外に長期滞在することになったとき
- (5) 契約者が死亡されたとき



## 8 共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

(1) すべての共済金	①被共済者の犯罪行為 ②被共済者・契約者・共済金受取人の故意 ③契約が解除された場合 ④契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など
(2) 死亡・重度障がいの原因とする共済金	①発効日(または更新日。以下同じ)から1年以内の自殺・自殺行為 ②発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など
(3) 不慮の事故を原因とする共済金	①被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 ②被共済者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故 ③無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 ④原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの など
(4) 病気を原因とする共済金	①被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 ②被共済者の薬物依存またはそれにより生じた疾病 ③原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの ④発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年以内の入院、手術、放射線治療および先進医療 など
(5) 介護に関する共済金	①発効日から1年以内の自殺行為 ②被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 ③被共済者の薬物依存またはそれにより生じた疾病 ④無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 など

※後記については、共済金は重複して支払いません。

- ①重度障害共済金と死亡共済金
- ②病気入院共済金と災害入院共済金
- ③入院共済金または在宅ホスピスケア共済金と通院共済金
- ④がん入院共済金と女性疾病入院共済金

## 9 規約および細則の変更について

当社が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当社は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

## 10 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺、強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、お返ししていただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

## 11 契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

(1)被共済者が発効日にすでに死亡していたとき (2)被共済者が発効日または更新日にP45契約概要「 <a href="#">2</a> 被共済者になることができる方」の範囲外であったとき (3)契約のお申し込みの際し、被共済者の同意を得ていなかったとき (4)契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき (5)加入限度を超えていた場合は、その超えた部分 (6)契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき (7)被共済者に、すでに個人長期生命共済事業規約にもとづく先進医療特約または終身生命共済事業規約にもとづく先進医療特約もしくは引受緩和型先進医療特約が締結されている場合について、これらの特約が新たに締結されたときは、当該契約。
---

※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者に返還します。

※すでに共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただけます。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金は返還できません。

## 12 債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について

債権者等から解約の届出がされた場合であっても、1ヵ月以内に契約者以外の親族または被共済者から債権者等に解約返戻金相当額をお支払いすれば契約を継続することができます。なお、その間に支払事由が発生した場合、当社の定める金額をお支払いし、契約は消滅します。詳しくは当会までお問い合わせください。

## 13 契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

(1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき (2)契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき (3)契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき *1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。 *2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。 (4)他の契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき (5)前記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不相当と判断したとき (6)契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
--

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合には、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときはお返ししていただけます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

※前記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

## 14 被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくは当会までお問い合わせください。

## 15 契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

(1)被共済者が死亡したとき

(2)被共済者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた場合に限りです)

## 16 掛金の生命保険料控除について

終身生命共済・個人長期生命共済の掛金は一部分を除き生命保険料控除の対象となります。

## 17 納税義務国・居住地国の確認について

加入時、共済金・満期共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。







※先進医療特約の発効日前に発生した不慮の事故、または発病した疾病を原因とした療養であっても、先進医療特約の発効日から1年経過後に受けた場合は、発効日以後の原因による療養とみなします。

※共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする先進医療による療養は疾病の治療を直接の目的とした療養とみなして取り扱います。

7.休業保障特約

<休業保障共済金>

被共済者（特約の発効日または更新日現在の年齢が、満66歳未満の方に限り）ますが、共済期間（契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます）中に就業不能状態となり、その状態が支払対象外期間をこえて継続した場合に、保障対象期間中の就業不能状態の期間に対して、次の金額を休業保障共済金としてお支払いします。

<p>休業保障共済金＝休業保障特約共済金額（日額）×（就業不能状態が継続した日数－支払対象外期間日数）</p>
---

※就業不能状態とは、入院している状態または医師または歯科医師の診断により自宅等において治療に専念している状態をいいます。

※支払対象外期間とは、被共済者が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます）中に就業不能状態となり、その状態が発効日または更新日に就業不能状態となった日から起算する協定書で定める期間をいいます。

※保障対象期間とは、支払対象外期間終了日の翌日からその日を含めて協定書で定める期間を限度とする共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます）中の期間をいいます。

※就業不能状態が支払対象外期間をこえて継続した場合で、その就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内の共済期間中に、再び、10日以上就業不能状態（同一の事由であるかを問いません。）が継続した場合は、同一の継続した就業不能状態とみなします。

※就業不能状態が支払対象外期間をこえて継続した場合で、その就業不能状態が終了した日の翌日から180日経過後に開始した就業不能状態については、新たな就業不能状態として取扱います。

※自己判断による自宅療養はお支払いの対象なりません。

※就業不能状態の原因として対象となる精神障がいとは当会が認めるものをいいます。

●**共済金を減額してお支払いする場合**

<重度障害共済金>

発効日または更新日（増額した場合）時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から180日以内に重度障がいの状態になったときは、前項「共済金をお支払いする場合」における重度障害共済金の額を50%減額してお支払いします。

※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分の共済金額を除いた基本契約共済金額が減額の対象となります。

<災害入院共済金>

不慮の事故等による傷害については、次の影響を除いて共済金の額を決定し、お支払いします。

- 事故前から存在していた障がい・傷病による影響
- 事故後、その事故とは関係なく発生した障がい・傷病による影響
- 正当な理由なく、被共済者が治療を行わず傷害が重大となったことによる影響
- 正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療せなかつたことによる影響

<先進医療共済金>

先進医療特約の発効日前に、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日から1年以内に先進医療の療養を受けた場合は、次のいずれか小さい金額をお支払いします。

- 20,000円
- 前項「共済金をお支払いする場合」における先進医療共済金額の50%
  - ※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分とも減額の対象となります。

<休業保障共済金>

保障対象期間が休業保障特約の発効日または更新日（増額した場合）から1年以内に開始された場合は、その1年以内の就業不能期間に対し、前項「共済金をお支払する場合」における休業保障特約共済金の額を50%減額してお支払いします。

※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分とも減額の対象となります。

**注意喚起情報**

「**注意喚起情報**」は、ご契約のお申し込みに際して特に注意していただきたい**事項**、**不利益**になる事項を記載しています。以下同じです。

●**クーリングオフについて**

申込者（共済契約者（以下「契約者」）は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。

※クーリングオフをする場合、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフする旨を当会にお申し出ください。詳しくは所属団体を通じて、当会までお問い合わせください。

●**加入申込書（申込書）および質問表の記入について**

1.申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表（健康状態等についての質問）について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。

2.申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または申込者（契約者）に通知します。

3.申込者（契約者）が申込書の「申込日」に記入した日を告知日（申込書の質問表への回答日）とします。

●**契約の成立と効力の発生について**

当会が申し込みを承諾した場合は、その申込日に契約は成立します。効力の発生日は、各団体との協定書に定める日からとなります。中途加入等の場合は、契約の成立日以降の翌月1日午前0時からとなります。

●**2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効**

払込期日の翌日から1ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。

●**共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）**

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が契約者の代理人として共済金等を請求することができます（「指定代理請求制度」といいます）。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます（「代理請求制度」といいます）。

●**規約および細則の変更について**

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等（支払事由、共済金の額、その他契約内容となるすべての事項）により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

●**共済金の不法取得目的による契約の無効について**

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

●**詐欺等による契約の取り消しについて**

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

●**掛金の保険料控除について**

団体生命共済の掛金は、一部を除き生命保険料控除の対象となります。

●**契約の解除について**

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力\*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*2を有していると認められるとき
  - \*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人）を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
  - \*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していること等をいいます。
- 他の契約等との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- 前記1.～4までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
- 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約のお経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金を返還します。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

●**被共済者による契約の解除請求について**

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

●**共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）**

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

共済金の種類	主な免責事由
1.すべての共済金	(1) 契約が解除されたとき <p>(2) 契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき</p>
2.死亡を原因とする共済金	(1) 被共済者が発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から1年以内に自殺したとき <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 共済金受取人の故意によるとき</p> <p>(4) 契約者の故意によるとき（契約者と同一人である場合を除きます）</p> <p>など</p>
3.重度障がいを原因とする共済金	(1) 被共済者が発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から1年以内に自殺行為により重度障がいの状態となったとき <p>(2) 被共済者の故意（自殺行為を除きます）によるとき</p> <p>(3) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(4) 契約者の故意によるとき（契約者と同一人である場合を除きます）</p> <p>など</p>
4.不慮の事故を原因とする共済金	(1) 契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき <p>(2) 被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(3) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(4) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</p> <p>(5) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</p> <p>(6) 被共済者の精神障害または泥酔によるとき</p> <p>(7) 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき</p> <p>(8) 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの</p> <p>など</p>
5.疾病を原因とする共済金	(1) 契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき <p>(2) 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき</p> <p>(3) 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの</p> <p>など</p>

共済金の種類	主な免責事由
6.手術・放射線治療に関わる共済金	創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検を目的とした手術 <p>など</p>
7.休業保障共済金	(1) 被共済者の故意または重大な過失によるとき <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</p> <p>(4) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</p> <p>(5) 被共済者の泥酔によるとき</p> <p>(6) 被共済者の薬物依存によるとき</p> <p>(7) 被共済者の妊娠、出産、早産または流産によるとき</p> <p>(8) 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの</p> <p>など</p>

●**契約の無効について**

- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
- 契約者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき
  - 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
  - 契約者が発効日または更新日に団体の構成員でなくなっていたとき
  - 被共済者が発効日または更新日に契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
  - 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
  - 契約の申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
  - 契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき
- など

※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。
※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

●**契約の消滅について**

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- 被共済者が死亡したとき
- 被共済者が重度障がいの状態となったとき（重度障害共済金を支払われた場合に限り）ます）

※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

●**契約内容に関する届け出について**

契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- 契約者または被共済者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む）
- 契約者の住所を変更したとき
- 被共済者が契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

## ご契約者の皆さまへ

「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。（※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください）

## 団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coopは、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

## お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

○**所属団体について**

所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

○**医療機関等について**

共済金の適正かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の個人情報、医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

## 新しく組合員になれる方へ（出資金について）

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口（100円）の出資が必要です（生活協同組合運営のために10口（1,000円）以上の出資をお願いしています）。

## 苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. **苦情のお申し出先について**

「こくみん共済 coop(当会)」では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。

2. **裁定または仲裁の申し立てについて**

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」（ADR促進法）」にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

【電話】03-5368-5757 【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）
※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。